

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	教員の働き方改革事業	部課(室)	教育庁教育総務部 教職員課・施設課	事業 開始年度	H30
-----	------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	7	教員の指導力・学校の組織力の向上

1 事業のねらい・目的

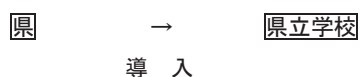
- (1) 勤務時間管理システムの導入(教職員課)
勤務時間管理を行うことで、出退勤時間を「見える化」し、教員の意識改善・健康管理、管理職の適切な業務マネジメント、教育委員会の諸取組の成果を検証することで、教員の超過勤務を縮減する。
- (2) 県立学校校務支援推進事業(施設課)
校務の情報化を推進し、校務を効率化することによって、業務負担を軽減し、教員の長時間労働の改善を図る。

2 事業概要

- (1) 勤務時間管理システムの導入(教職員課)
- 全県立学校にICカードによる勤務時間管理システムを導入し、出勤簿を電子化することで、教員の勤務時間を数値で把握し、服務管理を行う。
 - 各学校にタイムレコーダーを設置し、ICカードをかざした時刻を記録する。
 - 平成30年度にタイムレコーダーを設置。システムによる勤務時間管理を11月から試行し、平成31年1月から本格実施。
 - 令和元年度に管理パソコンを配備し、同システムによる休暇取得手続きを開始。
- (2) 県立学校校務支援推進事業(施設課)
- ① 校務支援システムの導入
- 学校用グループウェア
校務に係る様々な情報について、教員間でシステムを用いて共有し、伝達や調整を迅速かつ正確に行う。
 - メール連絡網
メールを用いて主に保護者に対する連絡など、校外の関係者との情報共有を迅速かつ正確に行う。
- ② 校務の情報化の定着を図る教員への支援
- 職員研修
利用者向け研修会(H30) : システム導入期にシステム開発業者による研修を各学校で実施する。
管理者向け研修会(R1) : 導入の次年度以降は、システム開発業者による集合研修を実施する。
 - ヘルプデスク
操作方法や設定方法、トラブル時の対処方法などについて電話で問い合わせることが可能な校務支援システム専用のヘルプデスクを設置する。

【事業スキーム図】

勤務時間管理システム及び校務支援システムの導入



3 事業目標等

成果指標		H30(基準)	R1	R2	R3
県立学校における教職員の超過勤務時間数縮減の割合	目標	0%	10%	10%	未定
	実績		20.1%	調査中	

【指標の考え方】

県立学校における教職員の超過勤務時間数を、平成30年度から令和2年度までの3年間で20%縮減する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 平成31年1月からICカードによる勤務時間管理システムを導入し、超過勤務時間数の集計を開始した。令和元年度の県立学校における教職員の超過勤務時間数は平成30年度から20.1%削減した。(システム導入前後の比較が可能な1~3月分の数値による。令和2年度実績は現在調査中である。)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 教職員の勤務時間が適正に把握されるようになったことで、実態に基づく学校への指導や、管理職による業務マネジメントが可能となった。 校務の情報化を推進することで、会議や打ち合わせの回数削減による勤務時間の有効活用が図られているとともに、メール連絡網の活用により業務負担の軽減も図られている。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理システムによってサービス情報が電子的に処理されるようになり、効率的なサービス管理が可能となった。 校務支援システム専用のヘルプデスクを設置することにより、教員の業務軽減を図り、校務への支障が最小限となるよう努めている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,779	17,253	14,995	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	16,779	17,253	14,995	人件費（千円）	15,775	15,506	15,506

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 教員が業務を効率的に遂行し、勤務時間の有効活用を図っていくためには、勤務時間を適正に把握するとともに、全ての県立学校で統一した内容で校務を情報化することが不可欠であることから、継続して実施する必要がある。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> 校務支援システムの管理者向け集合研修を委託により行ってきたが、職員で実施することにより経費の削減を行う。（△891千円） 校務支援システムの機器更新に伴い契約内容を見直し、経費削減を行う。（△1,367千円）

事業名	県立学校情報化推進事業		部課(室)	教育庁教育総務部 施設課	事業 開始年度	H20
-----	-------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	5	学校施設の設備・充実

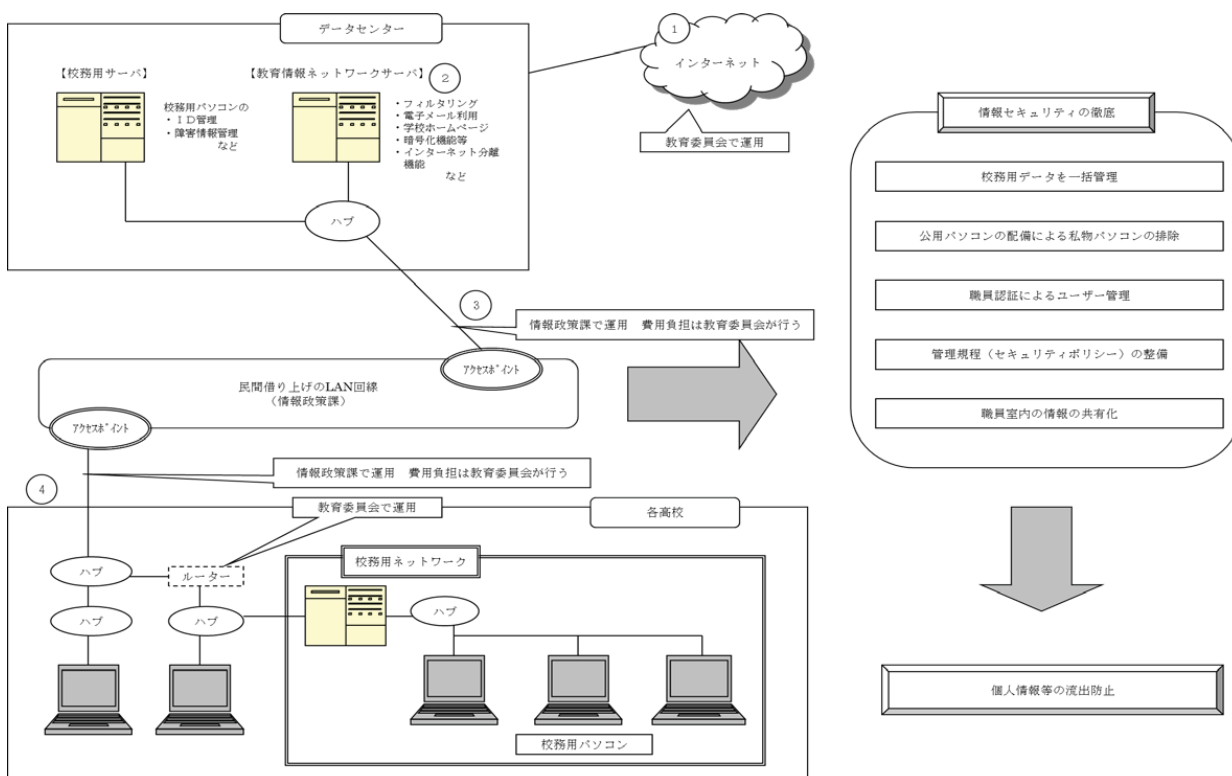
1 事業のねらい・目的

- 1 教員の情報共有化による業務効率の向上及び情報漏えいの対策を図る。
- 2 教員のパソコンの故障修理対応や安定した情報基盤環境の整備及び計画的な更新を行っていく。
- 3 インターネットを使った情報教育を継続できるようにする。
- 4 教員がインターネットを使える環境を提供することで、教科の内容・指導方法についての研究の深化を図り、良質な教材の作成に寄与し、メディアの利用法（メディアリテラシー）に関する指導の充実を図る。

2 事業概要

- 1 パソコン等の定期更新
 - パソコン及び校務用サーバ等のリース
- 2 平成21年度から導入したパソコン・サーバの保守
 - パソコンの故障修理対応費用
 - サーバの保守費用
- 3 各拠点間を結んでいたふくおかギガビットハイウェイが廃止された後も、教育用コンピュータのインターネット接続環境を維持
 - プロバイダ接続料・・・①
 - データセンターからアクセスポイントへの接続料・・・③④
- 4 教員がインターネットに接続できる環境を整備
 - フィルタリング費用・・・②
- 5 アクセス制御によるセキュリティ対策
 - 自動暗号化及びファイル転送機能の追加・・・②
- 6 インターネット分離環境の構築
 - インターネット分離機能の使用料・・・②

【事業スキーム図】



3 事業目標等		H21	H22~29	H30	R1	R2	R3
生徒のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%
教員のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【指標の考え方】
・インターネットの利用は、情報教育の推進及び教員の指導の充実を図るために必須であることから、生徒及び教員のインターネット利用が可能な学校の割合を指標とし、100%を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
・既に目標値を全て達成しているが、情報化の基盤を保つ上で今後も同じ事業目標を継続する。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・情報を共有することによる効率的な業務の遂行、及びセキュリティが保たれた統一的な環境を整備することにより情報漏えいの防止を図っている。 ・インターネットを利用した情報教育の継続、メディアリテラシーについての指導の充実に関与している。 ・教科の内容・指導方法についての研究及び良質な教材の作成に関与している。
	【事業の効率性】 ・パソコン等の故障対応を業者委託にすることで教員の業務軽減を図り、校務への支障が最小限となるよう努めている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	158,445	167,965	175,600	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	158,445	167,965	175,600	人件費（千円）	15,775	15,506	15,506

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・生徒及び教員がインターネットを利用できる環境は教育活動を行う上で必須であり、また教員が業務を効率的に遂行するためにはパソコンの利用環境を整備することが必要不可欠であるため、事業を継続する必要がある。 ・情報漏えいを防止するため、セキュリティが保たれた統一的な環境を保持する必要がある。	
【見直し内容】 ・インターネットを使用する際にパソコンではなく、サーバを通じて閲覧するインターネット分離機能を継続して活用することで、セキュリティ環境を保持し、情報漏えいを防ぐ。（+7,635千円）	

事業名	生徒の基本情報等管理システム整備事業		部課(室)	教育庁教育総務部 施設課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	7	教員の指導力・学校の組織力の向上

1 事業のねらい・目的

生徒の基本情報等管理システムの導入により、業務を標準化し、教員の業務の効率化を図る。

2 事業概要

統合型校務支援システムの整備

① 内容

- ・ 先行導入校15校におけるシステムの検証後、令和2年10月から111校に導入する。
- ・ 教員への直接的なサポート体制として、ヘルプデスクを設置する。

② 機能及び効果

機能	概要	期待できる効果
① 児童生徒の基本情報管理	生徒氏名、住所、保護者情報、所属学年、クラス等の情報、健康診断結果	・ クラス担任、教科担当者など各教員が名簿を重複作成する業務の削減 ・ データの一元化による重複修正・変更する業務の削減 ・ 健康診断結果を進路調査書へ反映
② 出欠処理 成績処理 時数管理	日別・授業別の出欠情報管理 定期考査評定や単位認定情報 授業実施時数の管理	・ 通知表、指導要録への自動反映による作成時間の削減 ・ 進路調査、成績証明書、単位修得証明書等、各種証明書の作成時間短縮 ・ 学期毎の成績会議資料の作成時間短縮
③ 入試業務	受験者情報登録、判定会議資料作成、教育委員会報告資料作成	・ 入学者情報の作成負担を軽減 ・ 教育委員会提出用報告資料の作成負担軽減

【 事業スキーム図 】



3 事業目標等						
成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
校務の業務負担を軽減した学校数	目標	—	10%	20%	30%	40%
	実績	—				—
【指標の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の生徒指導要録作成における業務時間（業務量）を基準とし、令和6年度までに40%削減する。 ※生徒指導要録とは学年末に児童生徒の学籍、指導の課程、結果の要約を記録したものであり、現行は名簿単体、出欠票、成績通知表といった各名票の情報をそれぞれ転記している。システム導入により転記作業が省略できるようになることから、作成した各帳票の情報を網羅する生徒指導要録作成の時間を縮減した割合を成果指標とする。 						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】						
令和元年度・令和2年度については、システムの導入・移行期間としていることから成果指標は設けないこととしている。						

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> システムを導入することで、児童生徒の様々な情報を校内で一元管理することが可能となる。 システムの導入により各学校の作業内容が統一されることにより、人事異動の度に業務の処理方法を変えざるを得ない状況が解消されるため、負担軽減が図られる。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> システムの導入により、入力された様々な児童生徒のデータが関係帳票に反映されるため、業務の効率化が図られるだけでなく、作業ミスも防止できる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	5,772	113,420	162,864	時間	320	3,840	3,840
（うち一般財源）	5,772	113,420	162,864	人件費（千円）	1,315	15,506	15,506

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)	<input type="checkbox"/> 終了 (<input type="checkbox"/> 完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 111校でのシステム稼働開始に伴い各校からの問い合わせの急増が予想され、問い合わせに早急に対応できる状況を整備し、システムの定着化を図る必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 111校でのシステム本格運用の開始及びヘルプデスクの増設。(+49,444千円) 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡国際交流史発信事業	部課(室)	教育庁教育総務部 文化財保護課	事業 開始年度	H30
-----	-------------	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	2	世界遺産等の文化資源の保存・活用及び継承

1 事業のねらい・目的

- 本県の文化遺産を、歴史的な側面から統合・整理した事業を展開し、その文化的価値や魅力についての理解を深める。
- 地域の多様な文化財に親しむ機会を更に拡充し、県民の文化財愛護思想の醸成、豊かで文化的な県民生活と地域主体の歴史の街づくりを推進する。

2 事業概要

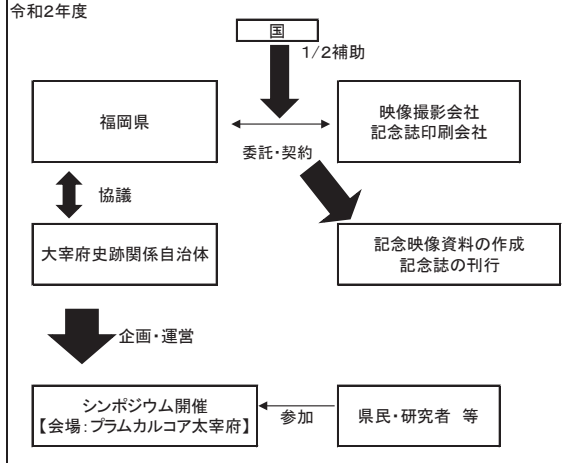
- 古代の福岡の国際交流 (大陸との交易・文化交流)
 - (1) 大宰府史跡シンポジウム (R3年3月開催) 記念映像資料の作成及び記念誌の刊行
 - (2) 大宰府史跡シンポジウムの開催
- 江戸時代の福岡の国際交流 (隣国との友好)
 - (1) 朝鮮通信使に関する調査・報告書の刊行
 - (2) 九州歴史資料館企画展「福岡の朝鮮通信使」の開催

【事業スキーム図】

1 古代

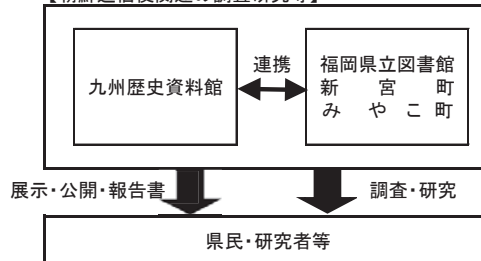
【大宰府史跡シンポジウム】

令和2年度



2 江戸時代

【朝鮮通信使関連の調査研究等】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R	R	R
イベント参加者の文化財に対する理解度の向上	目標	100%	100%	100%			
	実績	86%	未実施	調査中			

【指標の考え方】

イベントの参加者に対しアンケートを実施し、文化財に対する理解度を調査する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年2月に大宰府史跡のフォーラムを東京都で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止となり、アンケートを実施することができなかった。但し、事業としては、令和2年度開催の企画展のための調査・研究を実施することができた。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 大宰府史跡のシンポジウムの実施や福岡県にゆかりある朝鮮通信使に関する調査・報告書の刊行を行うことで、福岡県の文化遺産についての理解を深めることができるとともに、広く福岡県の魅力発信に繋がる。
	【事業の効率性】 大宰府史跡のシンポジウムについては、関係自治体と連携し、広く情報発信ができる開催場所を設定するなど、より効果的に情報発信ができるように工夫している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	15,671	12,282	▲1,732	-	時 間	1,356	1,139	-
（うち一般財源）	13,029	9,231	▲1,732	-	人件費（千円）	5,571	4,600	-

6 見直しの内容								
	継続（ 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小 ）				
	終了（ 完了	再構築（他の事業に組み替え）	廃止 ）					
【上記の理由】	本県の歴史的的特色である国際交流の歴史及び関連する文化財の魅力の発信に一定の成果が出たと判断し、今年度で終了。（▲10,550千円）							
【見直し内容】	特になし							

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡歴史文化発信・体感事業		部課(室)	教育庁教育総務部 文化財保護課	事業 開始年度	R1
-----	---------------	--	-------	--------------------	------------	----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	2	世界遺産等の文化資源の保存・活用及び継承

1 事業のねらい・目的

本物の文化財である県史跡・三沢遺跡を活かすことで歴史や文化を体感しながら学ぶことができるよう、九州歴史資料館の機能強化を図る。

2 事業概要

- 九州歴史資料館で収蔵されている多くの文化財や隣接する三沢遺跡を活かし、参加体験型の学習空間を創出する。
- 文化財基本情報のデータベース化や調査研究資料のデジタル化を行い、ホームページ等により情報を広く発信する。

1 ふくおか歴史体感学習事業

(1) キッズ・ミュージアム (R1～3)

- 古代体験の充実
- 学校教育との連携による指導要領に沿った学習メニューの開発と提供
- 小郡市埋蔵文化財調査センター、九歴ボランティア及びNPOと連携した体験活動の実施

(2) 歴史文化の森 (R1～2)

- 県指定三沢遺跡を活用した発掘調査ライブ発信 (見学・発掘体験) 及び遺跡内の解説板の設置等

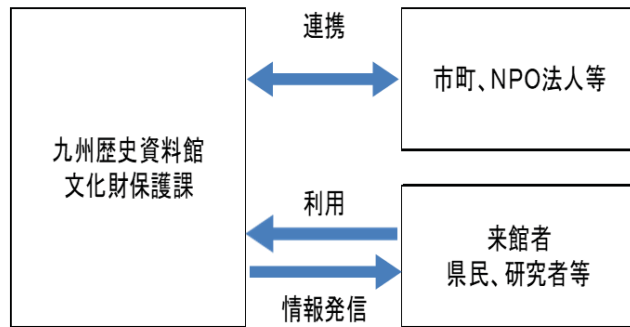
2 福岡みどころ文化財発信事業

(1) 文化財の確実な継承のための調査記録・写真のデジタル化 (R1～3)

(2) 福岡の至宝・里帰り展 (開館10周年特別展)

- 全国の福岡県にゆかりのある貴重な文化財を集めた特別展及びイベントの開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R	R	R
九州歴史資料館の機能に対する満足度	目標	100%	100%	100%			
	実績	87%	調査中				

【指標の考え方】
イベント参加者に対してアンケートを実施し、「満足」と回答した人の割合。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

博物館等の施設にあまり訪れたことがない方が多い中、展示内容やイベントを工夫することにより、「また来館したい」といった意見につながったが、来館者の求め全てに対応することが難しい部分があり目標の100%に満たなかった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 古代体験の充実、文化財調査記録のデジタル化、移転開館10周年を記念した福岡県にゆかりのある文化財の里帰り展を行うことで、県民ひとりひとりがその魅力や価値を認識し、文化財保護に対する理解と意識向上を促す効果が期待できる。
	【事業の効率性】 全国の博物館から福岡ゆかり文化財を里帰りさせ一堂に会する展覧会を開催することで、他県に行かずとも本県で文化財を観覧することができる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	25,952	24,705	▲1,032	4,581	時間	1,424	2,072	1,040
(うち一般財源)	12,977	15,056	▲1,032	2,294	人件費(千円)	5,850	8,367	4,200

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)		
【上記の理由】	九州歴史資料館の機能強化に一定の成果が出ており、本事業の継続実施は必要である。		
【見直し内容】	三沢遺跡発掘調査・整備の見直し (▲8,923千円) や福岡の至宝の里帰り展 (▲6,592千円) といった令和2年度に終了する事業があるが、古代体験や調査記録等のデジタル化を引き続き実施し、九州歴史資料館の機能強化を図る。		

事業名	県立学校集団体験活動推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課・特別支援教育課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	2	実体験を重視した教育の推進

1 事業のねらい・目的

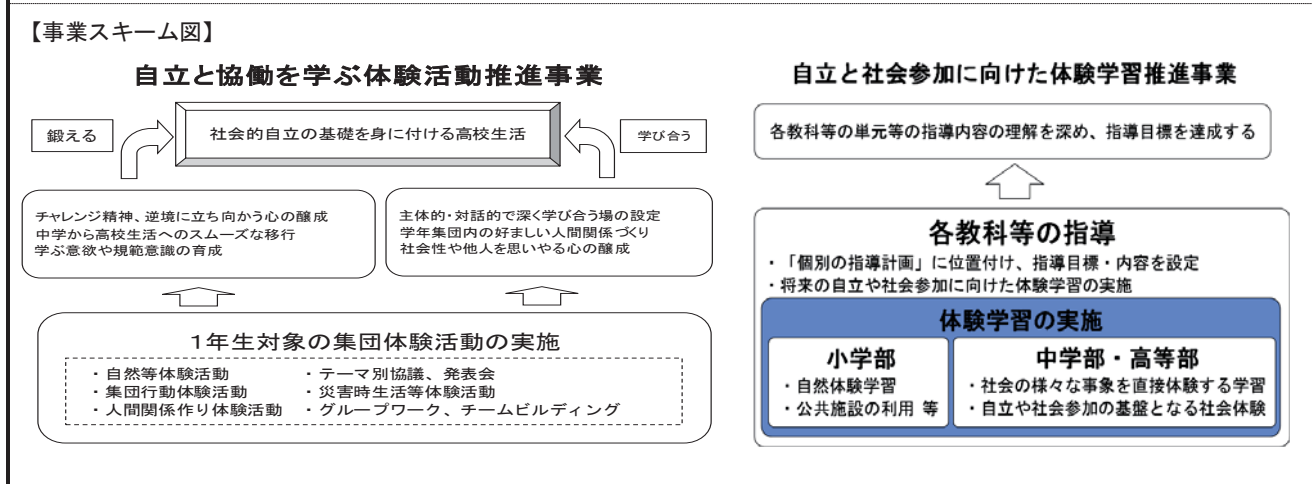
<高等学校>
 ○ 高校生活にスムーズに移行できるための指導を効果的に実施
 ・ 中学校生活との違い、各校の学校文化、3年間の学校生活リズム等を理解
 ・ 学年集団内の人間関係づくり、自尊感情、規範意識の育成
 ・ 一人一人の多様な個性と能力の伸長、個人や社会の多様性を尊重し、互いに支え合い、高め合い、役割・責任分担しながら、共通の目的・目標に向かって連携・協力し、相乗効果を上げる協働を体験
 ・ 各学校の実情に合わせた体験活動の指導目標を設定し、具体的な指導計画を作成

<特別支援学校>
 ○ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等の授業において、児童生徒一人一人の実態に応じた具体的な指導計画を立て、児童生徒の学習内容の理解を深める。

2 事業概要

<高等学校> 自立と協働を学ぶ体験活動推進事業
 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画(下記)のとおり実施できていない。
【対象】 全県立中学校、中等教育学校及び高等学校の1年生
【実施場所】 学校内、県内又は近県施設
 (各校セミナーハウス、英彦山青年の家、社会教育総合センター、夜須高原青少年自然の家等)
【実施期間】 学校長の定める期間
【実施内容】 各学校の実状に合わせた体験活動の指導目標を設定し、具体的な指導計画を立てる。
 (例) ・自然等体験活動 ・学習体験活動 ・集団行動体験活動 ・災害時生活等体験活動
 ・テーマ別協議・発表会(学校の実状に合わせてテーマを設定)

<特別支援学校> 自立と社会参加に向けた体験学習推進事業
 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止により中止(以下は計画内容)
【対象】 特別支援学校小学部・中学部及び高等部に在籍する児童生徒(学校の実状により学年を特定)
【実施期間】 1日から2泊3日程度(児童生徒の学年や障がいの状態等に応じ、各学校で決定)
【実施内容】 各教科等の授業において、学部・教育部門ごとに直接的な体験学習を実施
 例 (小学部) 自然体験学習、公共施設見学 (中学部) 集団体験学習、文化施設見学
 (高等部) 集団宿泊体験活動、企業見学



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
<自立と協働を学ぶ体験活動推進事業> 体験活動における指導目標の達成度(A・B回答率)	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	調査中			
<自立と協働を学ぶ体験活動推進事業> 中退率(全日制)	目標	0.58%	0.57%	0.56%	0.60%	0.60%	0.60%
	実績	0.62%	0.56%	調査中			
<自立と社会参加に向けた体験学習推進事業> 体験学習における指導目標の達成度(A回答率)	目標	90%	95%	100%	95%	96%	97%
	実績	84.9%	84.4%	(中止)			

<p>【指標の考え方】</p> <p><高等学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校が設定した指導目標の達成度及び中退率（全日制）を成果指標とする。 実施校担当教員にアンケートを実施し、体験活動において各学校が設定した指導目標の達成について、参加生徒の感想文等をもとに4段階評価で上位2段階を回答した割合を指標とする。 中退率については、指標の値が下止まり傾向にあり、直近5年の平均が0.61であることを踏まえて、上記の値を目標としている。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 体験学習の成果として、体験学習における指導目標の達成度を成果目標とする。 担当教員にアンケートを実施し、体験学習における指導目標の達成について4段階評価で最上位の回答をした割合を指標とする。
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p><高等学校></p> <p>体験活動における指導目標の達成度については、目標値を達成しており、A回答率も上昇した。活動内容においては、新しい学校生活へのスムーズな移行を実現するため、集団での活動や人間関係づくりに関する内容に取り組み、効果的であったと評価する学校が増加している。ほかの対策と併せ、不登校や中途退学等の未然防止の更なる充実に努める。</p> <p><特別支援学校></p> <p>体験学習における指導目標の達成度については、障がいの実態差の大きな集団に対しては、一部、その対応が難しい面もあり、4段階評価で最上位の回答を目標達成できるまで得るに至らなかった。</p>

有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p><高等学校></p> <p>集団体験活動を通して、各学校の文化や学校の生活リズム等を理解することに加え、学年集団の人間関係づくり、帰属意識の高揚、学ぶ意欲への意識改革を図るとともに、コミュニケーション能力を育成し、高校生活へのスムーズな移行を実現することで不登校や中途退学等の未然防止に成果が上がっている。</p> <p><特別支援学校></p> <p>自然体験学習、公共施設や文化施設等の見学、集団宿泊体験学習、企業見学等の体験学習を通して、各教科等の内容理解を深めるとともに、学ぶ意欲や自立し社会参加する資質の向上について成果が上がっている。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p><高等学校></p> <p>生活環境が大きく変化しがちな1年生の時期に実施することや、従前と異なり、実施時期等の分割を可能とすることや、宿泊を義務付けないなど各学校の生徒の実態に応じた実施を可能とすることで、より事業の効率性を高めている。</p> <p><特別支援学校></p> <p>発達の段階や学習内容を考慮して実施学年を特定することや、直接体験が不足しがちな障がい種の学校では全児童生徒を実施対象とするなど、学校や児童生徒の実態に応じた体験学習を行うことで、事業の効率性を高めている。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	52,123	33,187	▲6,123	19,549	時間	352	176	352
（うち一般財源）	52,123	33,187	▲6,123	19,549	人件費（千円）	1,447	711	1,422

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p><高等学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業は中途退学防止や不登校を含めた学校不適応の未然防止に大きな効果がある。 体験学習や主体的・対話的で深い学びの手法を取り入れたテーマ別協議等を行うことで、人間関係形成やコミュニケーション能力の育成に寄与する。また、授業改善にもつながることから、生徒の実態に応じた目標設定と指導計画の検討が必要である。 <p><特別支援学校></p> <p>各教科等の学習内容の理解を深め、指導目標を達成することにも寄与することから、個別の指導計画に基づき、障がいの特性や一人一人の実態に応じた具体的な目標を設定するとともに、児童生徒の将来の自立や社会参加につながる学習内容を検討する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p><高等学校></p> <p>指導的活動内容から主体的活動内容へ移行し、校内等での実施へ見直すことでバス借上げの事業費を抑えることができるとともに、新型コロナウイルス感染防止に努めながら各学校の実情に応じた事業を実施し、より効果の高い体験活動を行う。（▲8,090千円）</p> <p><特別支援学校></p> <p>通学バスを本事業に活用することで事業費の効率化を図るとともに、障がいの特性や実態に応じ、新型コロナウイルス感染対策を踏まえて宿泊の有無や活動内容等を再検討し、事業の有効性を高める。（▲4,969千円）</p>

事業名	高等学校不適応・いじめ防止対策事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H 1 8
総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

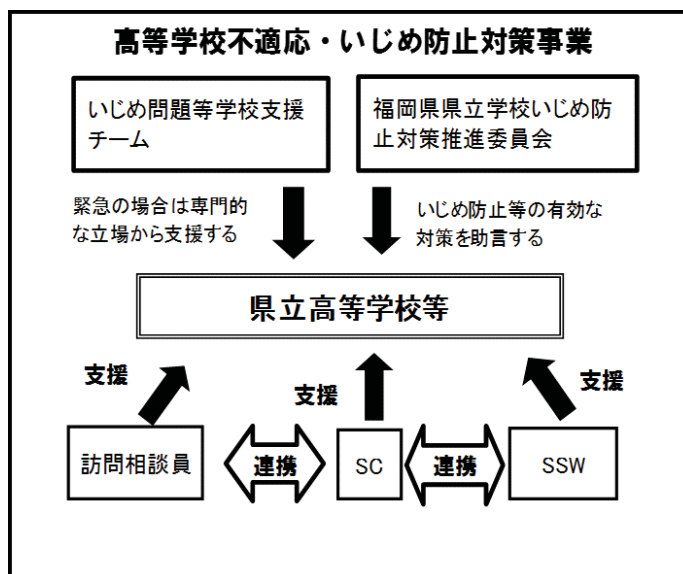
1 事業のねらい・目的

- 学校不適応やいじめの防止等のための対策を講じることにより、その未然防止及び解消を図り、不登校・中途退学に至る生徒を減らす。
- 臨床心理や社会福祉に関して高度な専門的知識・経験を持つスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・訪問相談員を配置することで、学校だけでは対応困難な事情を持つ生徒・保護者への支援を強化し、学校における教育相談機能を充実させ、積極的な生徒指導を推進する。
- 「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会」により、いじめの防止等の有効な対策についての専門的知見からの審議と、いじめの事案や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行い、緊急支援が必要な事案に対しては、直接支援を行う。

2 事業概要

- SCの配置
各県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）に1人ずつ（95人）を配置する。
- 訪問相談員の配置
13学区の拠点校に1人ずつ（13人）を配置し、各校の実情に応じて、拠点校から訪問相談員を派遣する。
- SSWの配置
4地区（北九州、福岡、筑後、筑豊）に5人を配置し、各校の実情に応じて、拠点校からSSWを派遣する。
- 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会
 - ・ いじめの防止等の有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
 - ・ 県立学校におけるいじめの事案や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行い、緊急支援が必要な事案に対しては、学校に委員を派遣し専門的な立場から支援する。
 - ・ 学識経験者、心理または福祉の専門家、その他教育委員会において必要と認められた者（弁護士、医師、警察官経験者等）から教育委員会が任命または委嘱した5名以内の委員で構成する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
不登校生徒の在籍比率	目標	1.76%	1.55%	1.36%	1.34%	全国平均以下	
	実績	1.40%	1.78%	2.08%	2.07%		
中退率	目標	1.3% <small>(全国平均以下)</small>	1.3% <small>(全国平均以下)</small>	1.3% <small>(全国平均以下)</small>	1.1% <small>(全国平均以下)</small>	全国平均以下	
	実績	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%		
いじめ解消率	目標	92.2%	84.8%	84.8% <small>(全国平均以上)</small>	84.0% <small>(全国平均以上)</small>	全国平均以上	
	実績	97.1%	88.4%	72.8%	79.8%		

【指標の考え方】

本事業では、学校不適応やいじめ防止等の対策を講ずることにより、その未然防止・解消を図り、不登校・中途退学に至る生徒を減らすことが目的であることから、いじめ解消率、不登校生徒の在籍比率及び中退率を指標とする。
 不登校生徒の在籍比率については、令和元年度までは実績値をもとに目標値を設定していたが、平成29年度に調査の定義が変更されたことから、中退率及びいじめ解消率の指標と同様に全国平均を目標値の基準としている。
 いじめ解消率については、平成29年3月に文部科学省により新しいいじめの解消の定義が示されたため、平成29年度以降の目標値を修正している。(新しい定義での実績(H28)福岡県80.0%、全国89.4%)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・不登校生徒数の在籍比率は、平成29年度から調査の定義が変更され、調査精度が向上したため上昇しているが、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合は全国平均より高い。
 不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合 H28:35.3%(全国 30.1%)→H29:51.6%(全国 37.0%)→H30:59.4%(全国 38.0%)→R1:53.5%(全国 37.5%)
 ・中退率は平成28年度から全国平均以下であり、中途退学者数についても平成29年度はやや増加したものの概ね減少傾向にあり、成果は上がっていると考えている。
 中途退学者数 H26:812人→H27:744人→H28:687人→H29:735人→H30:706人→R1:608人
 3年平均値(H26~H28)748人→(H27~H29)722人→(H28~H30)709人→(H29~R1)683人
 ・いじめ解消率は、解消に要する期間が最低3カ月必要であり、年度末に発生した事案は解消に含まれていない。また、在籍中は見守りを続ける事案もある。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

・SCは、第三者的存在であるため、生徒、保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けるようになり、悩みの解消につながった。(相談件数 H27:3,793件、H28:4,016件、H29:4,611件、H30:4,134件、R1:4,806回)
 ・SCによる教師やPTA等の研修会を実施することによって、教育相談体制の充実とともに家庭や関係機関との連携が円滑に行われ、生徒の学校不適応解消に効果を上げた。(実施回数 H27:101回、H28:92回、H29:78回、H30:73回、R1:102回)
 ・SSWは、家庭を支援するための専門的な知識を持ち、関係機関との連携を築いているため、経済面を中心に生徒、保護者への有効な支援につながった。
 (訪問活動件数 H27:330回、H28:270回、H29:163回、H30:111回、R1:94回)(支援対象生徒数 H27:216人、H28:229人、H29:298人、H30:299人、R1:251人)
 ・訪問相談員は、不登校傾向の生徒宅への家庭訪問により、生徒、保護者の現状を把握するとともに、悩みを聞き相談を受けることにより、生徒の不登校解消のきっかけにつながった。(訪問回数 H27:1,169回、H28:959回、H29:1,083回、H30:1,217回、R1:1,089回)

【事業の効率性】

拠点校及び準拠点校に対して、単独配置されていない県立高校を対象校とし、各校の実情に応じてSSW及び訪問相談員を拠点校から派遣することで効率的な事業の執行に努めている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	37,497	90,416	92,787	時間	540	432	540
(うち一般財源)	25,026	65,988	67,682	人件費(千円)	2,219	1,745	2,181

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

全体の相談件数はほぼ横ばいで依然として必要性は極めて高い。また、平成30年6月に本県県立高校で発生した自死案件に係る第三者委員会からいじめの早期発見の取組みの精度を高めるとともに、総合的な自死予防の在り方を検討する必要があると提言された。

【見直し内容】

SSW及び訪問相談員の配置については、平成30年度及び令和元年度の中途退学等のデータを元に、いじめ・不登校・中途退学・暴力行為等いわゆる生徒指導上の諸課題を抱えた学校に優先配置し、令和2年度外部評価の意見を参考にしながら、学校だけでは対応が困難な事案にも適切かつ、きめ細かに対応し、SC等の実績の把握に努める。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	長期入院生徒学習支援実証研究事業	部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	R1
-----	------------------	-------	-------------------	------------	----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	6	教育機会の確保

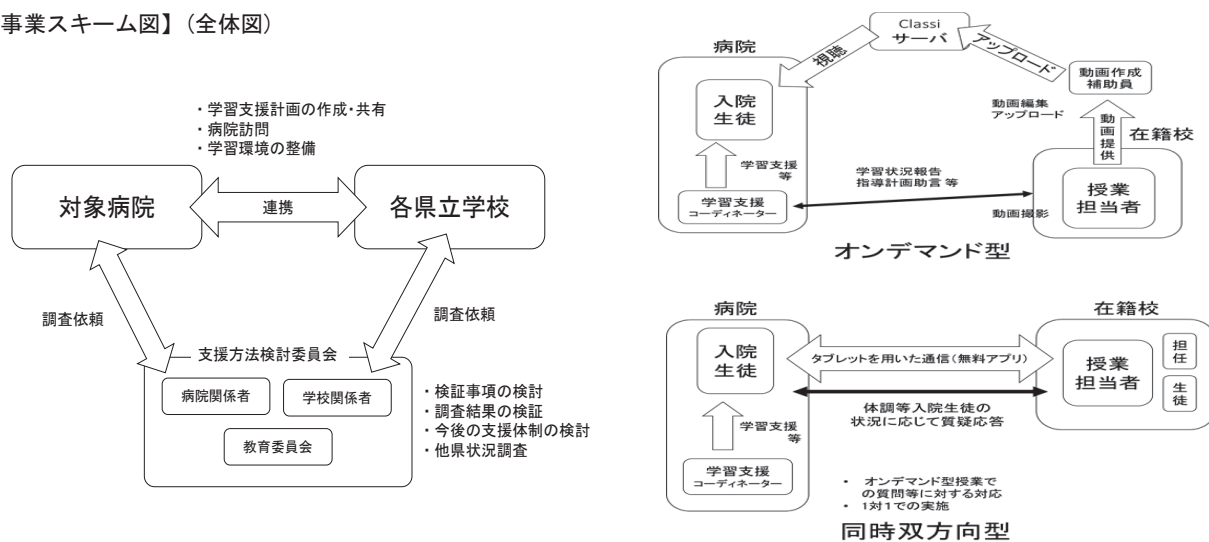
1 事業のねらい・目的

- 長期入院生徒に対し、適正な学習の機会を確保するため、関係機関との連携や切れ目のない支援体制の構築方法に関する研究を行う。
- 効果的な実施方法を探るため、導入検討委員会を設置し、検証結果等をもとに今後の福岡県の長期入院生徒への支援の在り方を検討する。
- 他の推進地域の取組状況の把握、本事業の推進及び成果の検証等を行うため、外部有識者、学校の教員、県教育委員会指導主事等からなる導入検討委員会を設置し、事業執行上の指導・助言を行う。
- 遠隔授業の効果的な実施方法を検討し、入院生徒への遠隔授業の本格導入の可否や不登校生徒等へ対象拡大の可否を検討する。

2 事業概要

- 1 導入検討委員会の設置** ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止により中止 (以下は計画内容)
→ 検証事項検討、事業実施後に得られた結果をもとに、今後の福岡県での長期入院生徒に対する支援の在り方を協議する。
- 2 ICT活用遠隔授業の試験的实施**
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画(下記)のとおり実施できていない。
- (ア) オンデマンド型(動画配信サービス)授業のための環境整備
→ 長期入院の生徒に一台ずつタブレットPCを貸与し、所属校で撮影・配信された動画を見ながら学習を行う。
① 受信機としてのタブレットPC、受信システム(ソフトウェア)の整備
② 動画作成補助員の配置(動画編集等のサポート)
- (イ) 在籍校への学習支援コーディネーターの配置
① 在籍校への学習支援コーディネーター配置(生徒一人あたり6時間配置)
- (ウ) 学校・病院間の同時双方向型の学習支援に向けた環境整備
→ 生徒の体調等を鑑み、必要に応じて同時双方向型の学習支援を実施する(病院3か所及び当該生徒在籍校10校を対象とする。)

【事業スキーム図】(全体図)



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
アンケートによる満足度調査	目標	—	90%	90%	90%
	実績	—	100%	調査中	

【指標の考え方】

事業の対象となった学校にアンケートを実施し、対象生徒の本事業への評価が「満足である」と回答した割合(%)を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度は事業の対象となった入院生徒に対し、各学校で適正な学習の機会を確保でき、100%を達成できた。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

○各学校でタブレットPCを活用した学習支援が実施され、進級・卒業認定会議では、タブレットPCによる学習成果が積極的に評価され、対象入院生徒が進級又は卒業することができており、成果が上がっている。
○検証結果をもとに、現在すでに学校に配備されている設備を活用した支援体制検討の一助とすることができる。

【事業の効率性】

○ICT活用遠隔教育等の試験的实施を通して、より安価で効果の高い支援体制の構築を行うことができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	1,913	11,826	▲108	6,412	時間	264	264	300
（うち一般財源）	1,913	11,799	▲108	6,400	人件費（千円）	1,085	1,067	1,212

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

長期入院生徒に対し適正な学習の機会を確保するため、本事業の継続実施は必要である。

【見直し内容】

○コロナ禍による動画作成のノウハウの蓄積、病院学校間の支援の在り方の見直しによる経費の節減（△5,519千円）
・動画作成補助員の配置終了（△3,075千円）
・学習支援コーディネーターの配置日数減（△2,444千円）
○タブレット端末利用に係る物品整備の終了（△74千円）

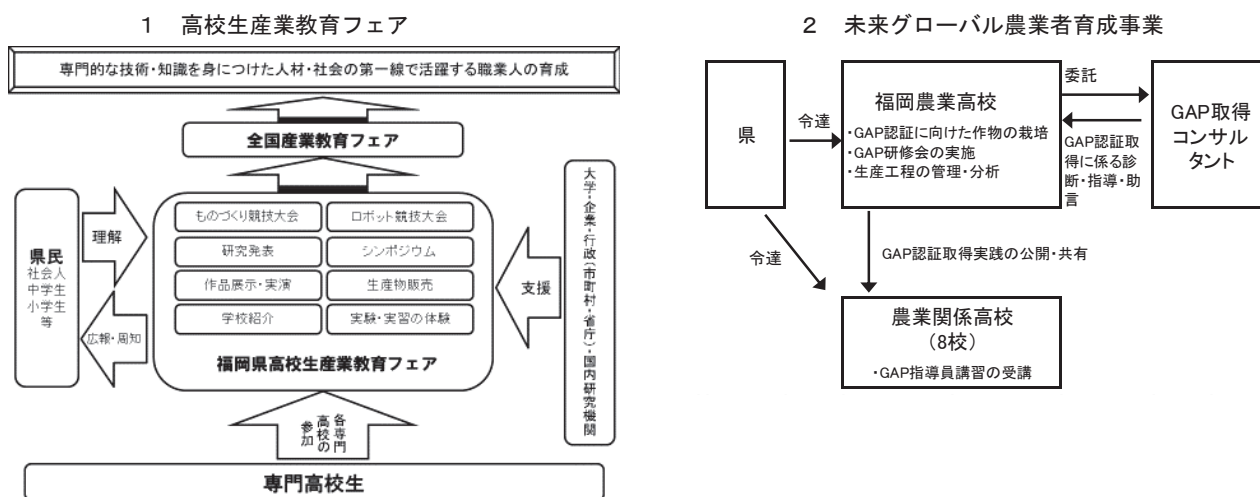
(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	専門高校生実践力向上事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H21
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	1	個性や能力を伸ばす教育の充実

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 得意技を磨き(専門知識・技術・技能を高める)、自信と誇りを持った人材の育成 ○ 専門高校生に学ぶ誇りと自信を持たせ、実践的で専門的な職業人として地域の担い手となる人材を育成 ○ 近年の科学技術等の進展に伴った、高度な技術・技能を身に付けた人材を育成
2 事業概要	<p>1 高校生産業教育フェア ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止により中止(以下は計画内容)</p> <p>(1) 対象: 県内の専門学科、専門高校生徒、小中学生、一般県民</p> <p>(2) 期間・会場: 令和2年10月16日(金)、17日(土) イオンモール八幡東・北九州イノベーションギャラリー(ものづくりコンテスト: 令和2年6月6日(土)・7日(日)、福岡工業高校、博多工業高校、ポリテクセンター福岡)</p> <p>(3) 概要: 専門高校生の学習成果発表 ①意見・体験・技能発表 ②作品・研究発表 ③作品展示・販売 ④学校紹介(パネル展示) ⑤実習等の体験 ⑥ものづくりコンテスト ⑦ロボット競技大会)</p> <p>2 未来グローバル農業者育成事業 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止により(3)②は中止</p> <p>(1) 対象: 福岡県立福岡農業高等学校</p> <p>(2) 期間: 平成30年4月～令和3年3月</p> <p>(3) 概要: 国際的なGAP認証取得を通じた人材育成(①G-GAP認証の取得に向けた作物の栽培②GAP研修会の実施③ICT機器を活用した生産工程の管理・分析)</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
ものづくりコンテスト九州大会入賞者数	目標	5	7	5	5	5	5
	実績	3	4	1	1	中止	
高校生産業教育フェア参加生徒の満足度(4段階評価における最上位段階の割合)	目標	-	-	-	75%	75%	75%
	実績	-	64%	69%	72%	中止	
未来グローバル農業者育成事業(農業関連への就職・進学率)	目標	-	-	就職率44.0% 進学率24.0%	就職率47.0% 進学率27.0%	就職率50.0% 進学率30.0%	就職・進学率 33.0%
	実績	就職率41.6% 進学率22.5%	就職率37.3% 進学率22.2%	就職率32.7% 進学率30.0%	就職率32.5% 進学率31.3%	調査中	

【指標の考え方】

- ・技術力の向上を目標とする「ものづくりコンテスト」については、全種目（8部門）に対する九州大会入賞者数を指標とする。
 - ・福岡県高校生産業教育フェアについては、来場者を満足させることが生徒の自発的な学習意欲の喚起につながることから、参加生徒の「来場者を満足させることができたか」のアンケート調査結果の最上位段階の割合を指標とする。
 - ・未来グローバル農業者育成事業について、学んだ専門性を生かすため、農業関連への就職・進学率を指標とする。
- なお、令和3年度からは農業関連産業の発展に貢献できる人材を育成するため、就職率と進学率を分けず、進学・就職率で表記する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ものづくりコンテストについては、令和元年度の九州大会での入賞者が1人となり、目標を達成することができなかった。コンテストに向けた教員の指導力や生徒の技術力の向上は継続して図られているが、1回勝負のコンテストにおいて安定して結果を残すことのできる技術力の育成が今後の課題である。
- ・高校生産業教育フェアについては、会場が当初予定していた来場者の見込める大型商業施設から変更したこともあり、来場者が伸び悩んだことで、十分に活動できなかったことに要因があると考えられる。
- ・未来グローバル農業者育成事業については、就職率32.5%、進学率は31.3%となっており、進学率は目標を達成することができた。就職率については、他業種の求人が活発であり数値目標を達成することができなかったが、農業関連産業に貢献できる人材育成を一層推進する必要がある。

4 【事業の有効性】

- ・ものづくりコンテストについては、卒業生の就職状況では、製造業を中心とした地場企業への入職率が高く、県内のものづくり人材の育成に貢献している。また、生徒の製作作品を展示することにより、工業高校の取組や技術力の高さを県民に広くPRすることができた。
- ・高校生産業教育フェアについては、産業教育の意義と必要性、楽しさや取組内容を広く県民にPRするとともに、参加する専門高校の生徒同士が日頃の学習内容を認知することで、学習の励みとなっている。また、中学生が専門学科（総合学科を含む）を進路選択の一つとして検討する機会となっている。
- ・未来グローバル農業者育成事業については、GAP指導員講習を更に3校の教員が受講し、県内の高校におけるGAP学習の推進体制を整備することができた。

【事業の効率性】

- ・ものづくりコンテストについては、コンテストに向けて技術力の向上に努めることにより、工業高校で学ぶ専門分野をより深く実践的に学ぶことができ、生徒の進路決定に繋がっている。
- ・高校生産業教育フェアについては、各学校の専門学科（総合学科を含む）の生徒が一堂に会して交流をすることで、産業教育やものづくりへの意識高揚を図ることができた。
- ・未来グローバル農業者育成事業については、研究指定校で取り組んだ成果について研修会等で情報を発信し、各学校でGAP教育の実施に向けた環境整備を実施することができた。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	19,253	15,662	▲3,639	▲1,554	13,779	時間	505	132	465
(うち一般財源)	14,211	15,590	▲3,639	▲1,482	13,779	人件費(千円)	2,075	534	1,878

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・高校生産業教育フェアについて、新型コロナウイルス感染症のため令和2年度は事業中止となったが、生徒がこれまで学んできた技術をアピールする場であること、広く県民の方へものづくりの興味・関心を高めることができることから、事業を継続する。
- ・これまで福岡農業高校（研究指定校）で取り組んできたG-GAP認証取得の成果を普及するとともに、県内すべての農業関係高校においてGAP教育を推進できるよう事業を見直す。

【見直し内容】

- ・より多くの方に見てもらえるよう福岡県高校生産業教育フェアの実施会場の見直しに加え、ものづくりコンテストの過去の入賞回数や対象校の特色等を踏まえて、より実践的な演習を行うための材料費等を措置することで上位入賞を目指す事業に再構築する。(+367千円)
- ・GAP教育の推進や経営感覚等を身に付けた農業人材の育成を図るため、農林水産部が運営している県GAPの認証取得に全ての農業関係高校で取り組む事業に再構築する。(▲2,379千円)

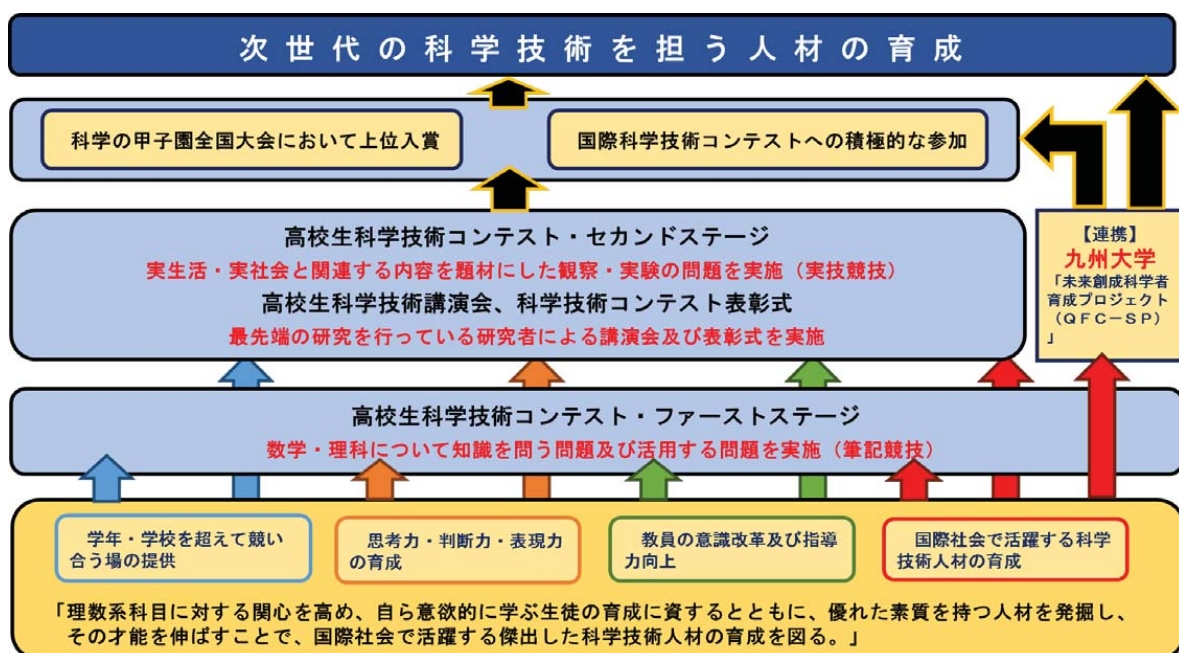
(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	次世代の科学技術を担う人材育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	1	個性や能力を伸ばす教育の充実

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術に関する交流の場を通じて、科学技術系活動の質を高める。 ○ 科学技術に興味・関心がある生徒を国際社会で活躍する優秀な科学技術系人材に育成する。 ○ 「日本学生科学賞 (JSSA)」「高校生科学技術チャレンジ (JSEC)」(科学技術系活動の発表の場)や「科学の甲子園」(都道府県対抗の全国大会)等で入賞できる能力を養う。
2 事業概要
<p>1 高校科学技術委員会 (大学教授や高校関係者等で構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (企画グループ) 本事業に関する企画、運営、評価等 (年1回・11月実施) (大学関係1名、私学協会関係2名、高校関係3名) ・ (問題検討グループ) 高校生科学技術コンテスト (学科コンテスト・実技コンテスト) の問題検討及び監督・採点・成績処理等 (年4回) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、回数削減 (5回→4回)。 <p>2 科学技術系人材養成事業</p> <p>科学技術において世界を牽引する研究者や開発者の卵を発掘し、その素養や能力を伸ばすための取組</p> <p>(1) 高校生科学技術コンテスト (「科学の甲子園」福岡県大会を兼ねる)</p> <p>【対象】 中学3年生を含む福岡県内の国公私立高校生等 (中等教育学校を含む)</p> <p>【日程】 学科コンテスト (ファーストステージ) : 9月22日 (火・祝) 実技コンテスト (セカンドステージ) : ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。</p> <p>【場所】 県立高校4校 (地区ごとに1校)</p> <p>【内容】 ・ 科学技術に関する総合問題と理数科目 (数学・物理・化学・生物) の専門問題の筆記競技 (120分程度) ・ 各科目の成績優秀者 (最優秀者1名、優秀者4名程度) の表彰 ・ 筆記競技の結果により代表校を決定し、「科学の甲子園」福岡県代表とする。</p> <p>(2) 高校生科学技術講演会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。</p> <p>【対象】 高校生科学技術コンテスト参加者</p> <p>【内容】 九大教授による、科学技術に関する最先端の講演</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
高校生科学技術コンテストの受験者数（総合計画）	目標	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
	実績	877人	975人	1,010人	769人	685人	
JSSA・JSECへの出展数	目標	50点	55点	55点	60点	65点	40点
	実績	46点	30点	41点	34点	32点	
科学の甲子園における入賞	目標	1位	1位	1位	1位	1位	12位
	実績	11位	18位	16位	中止	*	
科学技術系活動活性化（科学技術部活動加入率）	目標	2.5%	3.0%	2.7%	3.0%	3.2%	
	実績	2.2%	2.3%	2.6%	2.5%	2.9%	

*年度末に調査実施

【指標の考え方】

- ・受験者数や応募数、入賞人数等の客観的な結果（数値）を目標（数値指標）とする。
- ・目標値は、過去の実績値を考慮して設定している。科学の甲子園においては、1位を目標として、生徒の科学への興味・関心、課題解決能力の向上に努めている。
- ※新学習指導要領の「総合的な探究の時間」では、探究活動が重視され、多くの学校では科学技術系部活動に加入しなくとも科学に関する課題研究を行う場が設定されている。このため、令和3年度以降は科学技術部活動加入率の指標を廃止し、数学や理科に興味・関心のある生徒が自主的に受験する高校生科学技術コンテストの受験者数を成果指標とする。また、JSSA・JSECへの出展数及び科学の甲子園における順位については、現在の状況から徐々に実績を向上させることができるように新たに目標値を設定し直した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・高校生科学技術コンテストの受験者数：同日に新入試対応の無料模試が実施され、対象である1・2年生の受験者数が減少した。今後は、予備校等の模試の動向を把握して実施日を決定したい。
- ・JSSA・JSECへの出展数：スーパーサイエンスハイスクール指定校、理数科設置校については、研究活動の活性化や深化が図られ、積極的に出展している。未だ出品数の大幅な増加には繋がっていないが、継続的な研究活動を行っている学校が増加し、全国大会で上位に入賞する学校がでている。本事業の中でさらにPR活動等を行い、目標の達成を目指す。
- ・科学の甲子園における入賞：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。
- ・科学技術系活動活性化（科学技術部活動加入率）：年度による変動はあるが、加入率は徐々に増加しており、一定の成果が認められる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科・数学に興味のある高校生等が、高校生科学技術コンテスト・ファーストステージ（筆記競技）での入賞を目指すことで、問題解決能力を伸ばすなど、学習意欲の継続が図られる。 ・高校生科学技術コンテスト・セカンドステージ（実技競技）を実施することで、思考力・判断力・表現力等を育成することができるとともに、「科学の甲子園」全国大会において上位に入賞することができる知識や技能の習得が図られる。 ・上記のようなプログラムを行うことで、科学技術に対する興味・関心を喚起し、科学技術部活動加入率の上昇、JSSA・JSECへの出展数の増加につながる。 ・高いレベルの国際科学技術コンテストへ挑戦させることで、次世代の科学技術を担う人材の育成が図られる。 ・次世代の科学技術系人材育成のための科学技術に関する好奇心や意欲を喚起することができる。 ・ファーストステージの問題検討、セカンドステージの問題作成・競技審査を、県立高校教員が行うことによって、生徒の実態に即した問題を作成するとともに、教員の指導力向上を図ることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生科学技術コンテストを県内4会場で実施することにより、参加者の利便性が確保され、県内高校生等の問題解決能力の競い合う場を効果的に提供できている。 ・九州大学との連携により、高度な実験観察の場が提供できている。 ・高校生科学技術コンテスト・ファーストステージの結果を、九州大学の未来創成科学者育成プロジェクトの推薦に活用し、高校生の意欲を向上させている。 ・「科学の甲子園」全国大会の福岡県予選を兼ねており、効率性が高い。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	5,116	5,865	▲820	6,028	時間	260	194	260
（うち一般財源）	3,916	4,665	▲820	4,828	人件費（千円）	1,069	784	1,050

6 見直しの内容	<p>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の科学技術を担う人材の育成をより広く進めるうえで一定の効果が出ており、本事業の継続実施は必要である。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授による「高校生科学技術講演会」を大学院生等による「若手科学者との交流会」に変更する。「高校生科学技術講演会」では、大学教授による講演会を実施していたが、生徒から講師への質問が少ないという現状があった。そこで、高校生にとって年齢の近い、大学院生や留学生等から自らの研究に関する話を聴き、研究内容だけでなく広く研究活動についても質問する場として「若手科学者との交流会」を設定し、近い将来の自分の姿を生徒に描かせる一助とする。 ・「若手科学者との交流会」については、参加者の増加を図るため、積極的な広報活動を行う。 ・科学技術コンテストの競技内容を再検討し、より身近で科学的探究力を向上させる内容とすることで受験者の増加を図る。

事業名	県立工業高校産業人材育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H22
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	3	キャリア教育の充実	施策	1	キャリア教育・職業教育の推進

1 事業のねらい・目的

全県立工業高校13校の全ての学科において、先端成長産業をはじめとする幅広い産業で求められる高度な技術や、実践的なものづくり技能を身に付けた生徒の育成を図り、将来の本県産業界を支える人材を育成する。

2 事業概要

1 高度ものづくり技能育成事業
 【対象地区】北九州地区・筑後地区（機械系・電気系学科）
 【概要】自動車関連産業が求める先端技術の基礎・基本習得のための実習設備の整備
 ○リース物品の整備（6年リース）
 ・CADシステム
 ・シーケンス制御実習装置
 ・マシニングセンタ

2 3次元CAD活用能力育成事業
 【対象地区】福岡地区、筑豊地区（機械系・電気系学科）
 【概要】幅広い産業界の汎用技術である3次元CAD設計に対応できる人材育成を図るための実習設備の整備
 ○リース物品の整備（6年リース）
 ・CADシステム

3 産学官連携産業人材育成事業
 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画（下記）のとおり実施できていない。

(1) 産学官連携人材育成推進委員会
 【期間】年2回
 【概要】事業を効果的に実施するために企業と行政、各校及び産業支援機関等との連絡調整を行う。

(2) 生徒の企業における教育・訓練
 【対象・期間】12校2年生1,940名 デュアル1校345名 1～4週間
 【概要】企業実習を実施し、ものづくり技能や先端技術の基礎・基本を学ぶ。

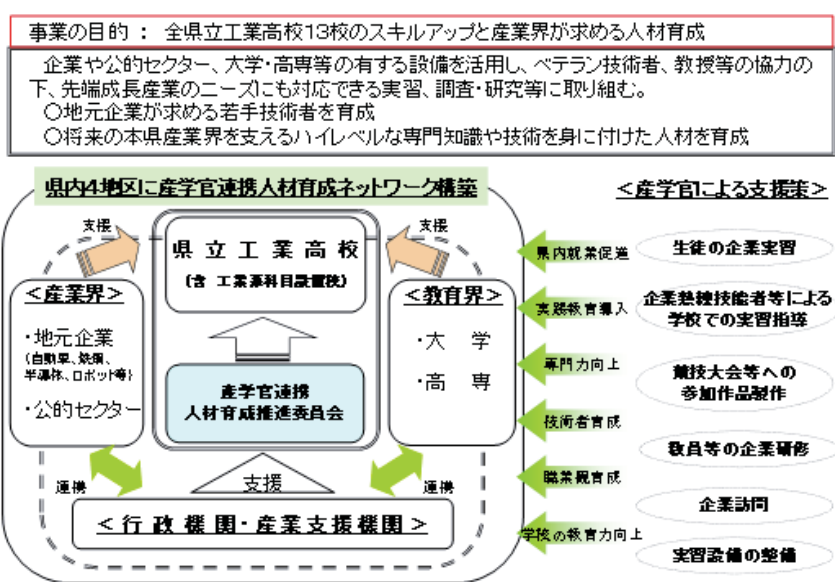
(3) 企業熟練技能者等による学校での実習指導
 【対象・期間】13校2年生53学級59コース・531時間
 【概要】企業の熟練技能者を1コース当たり9時間招聘し、実践的な実技指導を受ける。

(4) 教員等の企業における技術研修
 【対象・期間】13校26名・5日
 【概要】実際の生産工程や機械操作に関する研修を実施し、教育者としての資質・能力の向上を図るとともに、技能検定の取得を目指すための研修を行う。

(5) コース単位での企業訪問
 【対象・期間】13校2年生59コース・1日
 【概要】県内企業への訪問及び人事担当者との面談の実施等により、県内就職率の向上を図る。

(6) 地域産業を担う人材育成
 【対象】筑後地区1校、筑豊地区2校
 【概要】今後の生徒数の増加が見込まれない地区において、地方創生の観点から、地元の産業を担う人材育成を行うため、地域からニーズがある産業分野における教育を充実させる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
県内企業への就職率	目標	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	実績	63.0%	59.4%	61.6%	66.7%	調査中	
県内自動車関連企業への就職率	目標	20.0%	25.0%	28.0%	29.0%	30.0%	30.0%
	実績	23.6%	26.6%	29.0%	26.6%	調査中	

【指標の考え方】

- ・将来の本県産業界を支える人材を育成することを目的としているため、県内企業への就職率を指標とする。
- ・また、自動車関連産業が求める先端技術の基礎・基本習得のための実習設備を整備していることから、併せて県内自動車関連企業への就職率も指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・近年、県内求人数及び県内の製造業に関する求人数は横ばいであり、また、県外大手企業の求人数が増加していることから、県内企業への就職率は目標未達成となったが、2年連続で上昇している。
- ・県内自動車関連企業の求人数は横ばいであるため令和元年度は目標未達成となったが、県内自動車関連企業への就職率は増加傾向にある。
(H26 : 18.7% H27 : 19.9% H28 : 23.6% H29 : 26.6% H30 : 29.0% R1 : 26.6%)

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業高校と地元企業が連携し、企業の高度熟練者による生徒への指導や教員等の企業研修を行うことにより、生徒の技術力及び教員の指導力が向上し、技能検定（2級、3級）合格者を安定して輩出している。 (H26 : 243人 H27 : 292人 H28 : 271人 H29 : 294人 H30 : 249人 R1 : 318人) ・高度な技術や実践的なものづくりを身に付ける実習指導等と生徒の県内企業への興味関心を高める企業訪問等の相互作用により、県内自動車関連企業への就職率は増加傾向にある。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官で連携することによって、工業高校に求められる技能を明確にし、効率的な育成に努めている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	15,535	57,229	51,161	時間	216	219	210
（うち一般財源）	15,535	56,386	51,161	人件費（千円）	888	885	848

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ものづくり産業の人材不足に対応するため、引き続き事業継続が必要である。
- ・製造業を中心とした地域産業界とのより一層の連携を図ることで、国内外で活躍できる幅広い産業人材を育成する必要がある。

【見直し内容】

- ・CADシステム等のリース物品について、実習設備の更新の際に、企業が生徒に求めるニーズを把握した上で、実習設備の仕様を決定するよう再構築する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	高校生みらい支援事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H29
総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	3	キャリア教育の充実	施策	1	キャリア教育・職業教育の推進

1 事業のねらい・目的

- 生活困窮世帯の生徒及び就学困難な高校生(施設入所者等)に対する進路保障の支援の強化を図り、生徒に自らの適性についての認識、将来の展望及び職業に対する意識を高めさせる。
- 進路未決定者や早期離職者を減少させる。
- 《9月補正》就職を希望する高等学校及び特別支援学校高等部卒業者の就職状況の悪化に対応するため、県立高校に就職指導員を配置し、各学校における就職指導體制を強化し、生徒に対する緻密な就職指導や求人開拓等を行うことで就職率の向上を図る。

2 事業概要

(1) 進路支援コーディネーターの配置

県内4地区に進路支援コーディネーター10名を配置し、生活困窮世帯等の生徒に対して支援を行う。

- ・福祉労働分野での行政経験者、企業の総務・人事等での管理職経験者などを雇用
- ・コーディネーター1人当たり、10校程度を担当

<進路支援コーディネーターの業務>

- ・担当校に在籍する生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に関する進路情報の収集及び状況把握。
- ・福祉労働部と連携し、子ども支援オフィスや高校就学相談支援員との情報の共有化を図り、生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に対する支援内容の協議や決定を行い、進路決定のために継続した支援を行う。
- ・地区に配置されたスクールソーシャルワーカーと情報共有し、生徒本人の希望進路に関し家庭の経済状況に起因する課題の解決に必要な支援と同時に、進路決定のための支援を行う。
- ・大学等に関する奨学金や支援制度等の情報提供(例:帝京大学グループ看護学生奨学金制度)、ハローワークとの連携による就職指導及び就職情報の提供、早期離職防止に対して個人面接によるマッチング指導や就職後の企業訪問にて就職者の情報収集を行い支援する。

<効果>

- ・生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒の就職支援及び離職防止
- ・生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒の大学等進学率の向上

(2) 就職指導員の配置 《9月補正予算》

過去5年の就職希望者数が平均10人以上の県立高校及び高等部・専攻科を設置している県立特別支援学校に、就職指導員を配置し、就職希望の生徒に対して支援を行う。

- ・企業の総務・人事業務経験者、退職教員等を雇用
- ・配置校以外の高校には、要請に応じて配置校から派遣

<就職指導員の業務>

- ・生徒が希望する業種に対する現場実習先の確保や求人開拓。
- ・生徒の就職に対する意識改革・啓発のための指導、早期離職を防ぐために必要な職業観・勤労観の指導。
- ・保護者に対する相談会や教員に対する就職指導のノウハウの指導。
- ・未内定のまま卒業した生徒の継続支援、一般企業等へ就職した卒業生に対する就労定着支援。
- ・企業や事業所等に対して作業学習の様子の紹介等を通し、障がい者雇用の理解啓発を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3
家庭の状況等によって希望と異なる進路 選択をする生徒数	目標	—	140人	120人	95人	60人	
	実績	159人	133人	67人	29人	調査中	
進路未決定者の割合	目標					10%以下	10%以下
	実績					調査中	

【指標の考え方】

- 12月と3月の進路希望調査を比べ、家庭の状況等により進学希望を変更した生徒の人数（高校教育課調べ）を指標とする。目標値は、直近の実績値を考慮して設定する。
- 進路支援コーディネーターの活用により、生活困窮世帯の生徒等の進路未定者や早期離職者を減少させる事業であるため、令和3年度評価書から、経済的な理由や家庭状況の急変によりやむを得ず進路変更となった生徒のうち、進路未定のまま卒業する生徒の割合（高校教育課調べ）を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年度は目標値を達成することができ、進路支援コーディネーターによる関係機関との連携、生徒への情報提供、進路支援が有効に働いていると考える。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- 家庭の状況によって希望と異なる進路選択をする生徒数は減少しており、進路支援コーディネーターによる関係機関との連携、生徒への情報提供、進路支援が有効であるといえる。
- 卒業生のいる事業所を訪問し、勤務状況等を確認するなど、早期離職防止につながる支援を行っている。
- 進路支援コーディネーターの配置により、就職後の支援をこれまでより手厚く行うことができている。

【事業の効率性】

- 進路支援コーディネーターによる関係機関から収集された情報は、進路指導主事や担任等と共有することができている。
- 進路支援コーディネーターは、配置校以外の所管する学校で、個人面談等とおして必要な支援を行うことができている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 9月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	21,924	30,090	103,221	30,251	時間	144	248	144
（うち一般財源）	16,620	20,085	68,598	20,192	人件費（千円）	592	1,002	582

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- 生活困窮世帯生徒を含めた進路支援を必要とする生徒に対して、きめ細かな指導ができており、事業が有効であるため、事業を継続する。
- 令和2年9月補正により実施した高校生みらい支援事業（就職指導員の配置）については、令和3年度の新規事業として実施する。

【見直し内容】

- 進路支援を必要とする生徒に対してより有用な情報を提供するため、関係機関との連携強化に努める。
- 進路支援コーディネーターをより有効に活用するため、配置校以外の学校に対して事業の有効性等を周知徹底する。
- 進路支援コーディネーターの活用により、生活困窮世帯の生徒等の進路未定者や早期離職者を減少させる事業であるため、成果指標を家計急変等による進路変更人数から進路未定者の割合に変更する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	英語力向上推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

1 事業のねらい・目的

○高等学校において、グローバル化に対応できる論理的思考力、判断力及び表現力に加え、実践的な英語力を身に付けたグローバル人材を育成する。
○英語4技能(「聞く」「話す」「読む」「書く」)を総合的に育成する。

2 事業概要

1 福岡県英語教育の体制整備
(1) 英語教育指導者の育成
英語教育に対する深い見識と高度な英語力を身に付けさせることで、将来の本県英語教育施策の企画・立案・指導を牽引できる人材を育成する。
・海外派遣研修の実施 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止により中止(以下は計画内容)
語学・英語授業法などの研修を受講するため、高等学校教員1名(2か月)を米国または英国に派遣する。

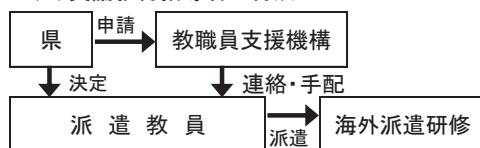
(2) ネイティブ英語教員の活用
・統合型の英語力(読む、聞く、話す、書く)を育成する資質と能力を有し、英語を母語とする人材を県立高等学校にネイティブ英語教員として配置(3名)
・ネイティブ英語教員を任期付職員として配置することに伴い、校務分掌等の負担軽減として非常勤講師を配置

2 グローバル人材育成強化のための体制整備
英語授業外に生徒が英語でコミュニケーションを図る機会を確保し、論理的思考力、判断力及び表現力や、実践的な英語力を育成する。
・優秀な外部人材を「英語活動指導員(EAS)」として配置(4名)
※具体的な活動例
ア 英語以外の授業における、英語イマージョン教育の実施
イ 検定試験及び英語ディベート大会等についての指導
ウ 部活動(ESS部(英語研究部)、演劇部、科学部等)指導

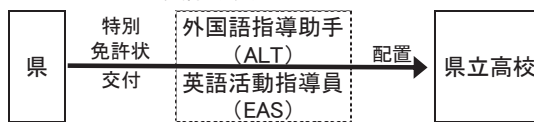
3 高校生の英語力向上のための支援
「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を測定する英検等を受験させることにより、高校生の英語力の向上及び4技能を評価する大学入試への対応を図る。
・県立高校の英語資格・検定試験受験希望者のうち、高校生等奨学給付金受給者に対して受験料補助(補助額1/2)
※対象となる資格・検定試験 英語4技能を測定する民間試験(英検、GTEC、TOEFL等)(CEFR A2レベル以上)

【事業スキーム図】

1(1)英語教育指導者の育成



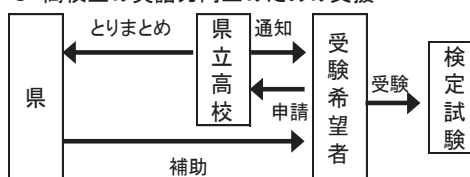
1(2)ネイティブ英語教員の活用



2 英語活動指導員の配置



3 高校生の英語力向上のための支援



3 事業目標等									
成果指標			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高校生の英検準2級取得程度の割合（総合計画）	目標		40%	45%	50%	50%	50%	50%	50%
	実績		38.3%	39.4%	39.9%	43.5%	48.5%	調査中	
高校生が授業中に英語を使って活動する時間の割合	目標		45%	50%	55%	56%	57%	58%	59%
	実績		43.2%	42.1%	49.8%	51.2%	48.4%	調査中	
<p>【指標の考え方】</p> <p>本事業は、生徒の英語によるコミュニケーション能力の伸長と英語4技能の総合的な育成を図るものであることから、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生の英検準2級取得程度の割合（国の目標値と同値を設定） ・高校生の授業中における英語の使用率（実績を勘案して設定） 									
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p>高校生の英検準2級取得程度の割合については、H30 43.5%⇒R1 48.5%と目標を達成することはできていないが、改善が見られる。</p> <p>高校生が授業中に英語を使って活動する時間の割合については、H30 51.2%⇒R1 48.4%と減少したもののH27からの5年間は概ね増加傾向にあり、成果はあがっていると考えている。</p>									

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	・言語活動を主体とした授業を実施し、そのような授業の実施に必要な英語力を身に付けるために外部検定試験の受験を奨励するというサイクルが機能していると考える。
	【事業の効率性】	・英語活動指導員の配置校において公開授業を実施し、全県立高等学校から参加することで成果を普及させることで、配置校以外の生徒にも英語力向上の効果が表れている。 ・生徒の英語力を客観的に検証し、学習に生かすとともに、4技能総合型への授業改善につなげている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	41,538	48,314	▲900	41,103	時間	596	512	512
（うち一般財源）	37,514	41,161	▲900	33,026	人件費（千円）	2,449	2,068	2,068

6 見直しの内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 終了（ 完了	<input checked="" type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 再構築（他の事業に組み替え）	<input type="checkbox"/> 一部改善	<input type="checkbox"/> 縮小（ 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂に伴い、これまで以上に英語4技能を総合的に育成するために効果的な事業である。 ・大学入試において英語4技能を測定する新たな英語試験の導入が予定されているため、継続する必要がある。 			
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語教育指導者の育成のための海外派遣研修の終了（▲900千円） ・英語資格・検定試験の受験料補助について受験見込者数の見直し（▲9,454千円） ・新学習指導要領の使用が開始される令和4年度までにネイティブを活用した英語指導体制をより一層充実させる。 ・英語活動指導員を活用した英語イマージョン授業のノウハウを蓄積し、全県下の取組として普及を図る。 			

事業名	ふくおか学力アップ推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H20
総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはば たけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1	学力の向上	施策	1	確かな学力向上のための取組みの推進

1 事業のねらい・目的

○ R3年度の全国学力・学習状況調査において、小学校は標準化得点で全教科区分平均100以上、中学校は標準化得点で、国語平均98.9、数学平均98.6以上を目指す。

○ 県が市町村の主体的な学力向上に向けた取組みを実態に応じて支援し、学力向上策の共有化や少人数による指導などのきめ細かな学習指導によって地域間の差を縮小し県全体の学力の底上げを図る。

2 事業概要

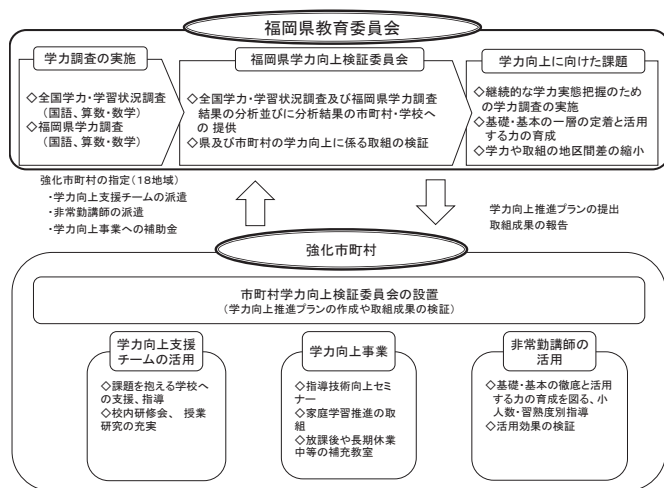
- 1 福岡県学力調査の実施
- ・対象：小学校第5学年、中学校第1・2学年の全ての児童生徒（指定都市を除く。）
 - ・実施教科：国語、算数・数学

	小5	小6	中1	中2	中3
県調査	○		○	○	
全国調査		○			○

(効果) 中学校入学段階の生徒の学力実態の検証、調査結果を踏まえた速やかな指導

- 2 福岡県学力向上検証委員会の開催
- 学力・学習状況調査結果を分析し、「学力調査結果報告書」を作成して市町村や学校に配布する。
 - 学力向上の取組みの成果、課題、改善策をまとめた「学力向上検証改善実態調査結果報告書」を作成して市町村や学校に配布する。
- 3 学力向上推進強化市町村(18市町村)への支援
- 学力の基礎・基本や活用力の改善を図る取組みが特に必要な市町村を、県が学力向上推進強化市町村に指定して支援する。
- (1) 強化市町村が実施する学力向上事業に対して、経費の1/2を補助する。
- (2) 学力向上支援チーム(教育事務所指導主事等で構成)を、強化市町村や強化市町村内の小・中学校に派遣し、学力向上策の立案や具体的な授業改善方法について、指導・助言を行う。
- 4 非常勤講師の派遣
- 学力の基礎・基本や活用力の改善を図る少人数・習熟度別指導のため、強化市町村を中心に非常勤講師を派遣する。
- 5 福岡県学力向上推進委員会の開催
- 県内6教育事務所ごとに各地区学力向上推進委員会を開催する。
- 【構成】全県的な学力向上のための施策の推進及び実態把握をするため、全ての市町村教育委員会教育長等で構成する。
- ・全国学力・学習状況調査及び県学力調査、基礎基本を含む活用力育成教材集の活用状況及び診断テストの結果を検証し、必要に応じて学力向上支援チームを派遣する。
 - ・全国学力・学習状況調査及び県学力調査と教材集及び診断テストを活用した、学校の検証改善サイクルの確立状況を把握する。
- 6 早期に課題発見！基礎基本を含む活用力を育成する教材集及び診断テストの作成と配布
- 教材集(国語、算数、数学)の作成・配布
- 基礎基本を含む活用力育成教材集を作成し、全ての小・中学校に配布、授業等で繰り返し活用する。
- 【対象学年】小学校4～6年生及び中学生1～3年生 【教科】国語及び算数・数学
- 診断テストの実施
- 活用力の実態を把握する診断テストを実施し、全校が県や市町村の平均と比較できる集計・分析システムにより課題の確認を行う。
- 【対象学年】小学校4～6年生 【教科】国語及び算数 【実施回数】年2回実施(1, 2学期)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

指標		小学校 6年生		中学校 3年生		H29		H30		R1		R2		R3		
		全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況
指標の達成状況	小学校 6年生	国語※2	100.0	100.9	○	100.0	100.6	○	100.0	103.4	○	100.0			100.0	
		算数※2	100.0	99.4	×	100.0	100.0	○	100.0	100.0	○	100.0			100.0	
	中学校 3年生	国語※2	100.0	99.1	○	100.0	99.6	○	100.0	98.6	×	100.0			100.0	
		数学※2	100.0	97.3	△	100.0	97.5	△	100.0	99.0	○	100.0			100.0	

「達成状況」：○…指標を達成、△…指標未達成であるが前年から改善(横ばい)、×…指標未達成で前年から悪化
 ※1 標準化得点: 本県の平均正答数/全国の平均正答数 × 100
 ※2 H30年度まで A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)の平均値
 R1年度以降 A問題とB問題を一体的に問う形式に変更されたため、ABの区分が廃止
 ※3 令和2年度の全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響等を考慮し、実施されなかった。

【指標】全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における10項目について、肯定的回答が全国平均以上

校種	質問項目	達成状況				
		H29	H30	R1	R2	R3
小学校	自分にはよいところがあると思うか	△	○	×		
	はじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか	×	○	△		
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	×	○	○		
	将来の夢や目標を持っているか	○	○	○		
	地域や社会で起こっている出来事に關心はあるか	×	×	○		
中学校	自分にはよいところがあると思うか	△	○	×		
	はじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか	○	○	○		
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	×	○	○		
	将来の夢や目標を持っているか	○	○	○		
	地域や社会で起こっている出来事に關心はあるか	×	×	○		

「達成状況」：○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化
 ※質問項目「地域や社会で起こっている出来事に關心はあるか」はR1から無くなったため「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか」に変更

【指標の考え方】

- 指標を「平均正答率」から年度間比較に適した「標準化得点」に変更した上で、目標を小学校は全教科区分平均100以上、中学校は国語平均98.9、数学平均98.6以上とした。
- 全国学力・学習状況調査における自尊感情などの質問10項目において、肯定的回答率が全国平均を上回ることを目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年度の全国学力・学習状況調査では、小学校は国語・算数とも全国平均を上回り、5年連続上昇傾向にある。中学校は、国語・数学とも全国平均を下回っているものの4年連続改善傾向が見られる。
- 児童生徒質問紙における質問10項目は、令和元年度、「自尊感情」に関する肯定的回答は前年比を下回るものの、他は前年度と同水準となっている。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 小4～6の診断テスト、小5、中1、2を対象とした福岡県学力調査を実施することで、全国学力・学習状況調査と併せて、小4から中3まで切れ目なく児童生徒の学力状況を把握・分析できるようになり、県、市町村及び学校が早い段階で課題等を共有し、児童生徒の学習意欲及び学力向上に向けた授業改善を県全体で組織的に推進されてきている。
- 福岡県学力調査は、長期の臨時休業後の個々の児童生徒の学力の定着度を把握する観点から9月に実施し、福岡教育大学と連携してきめ細かな分析を行い、報告書をまとめ、県全域へ周知する予定である。

【事業の効率性】

- 全国学力・学習状況調査結果を基に、学力向上推進強化市町村を指定し、重点的な支援を行ってきたことで、学力に課題のある地域の学力向上が効率的に図られ、平成19年度の全国学力調査との比較では、地区間格差は小学校、中学校ともに国語、算数・数学とも縮小し、依然として差はあるものの改善している。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	191,092	251,008	35,237	▲57	262,543	時間	4,514	4,514	4,514
(うち一般財源)	156,434	188,380	23,520	▲57	195,944	人件費(千円)	18,544	18,228	18,228

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 全国学力・学習状況調査に係る目標を達成するため、学力向上推進強化市町村を中心とした支援チームの派遣等、取組みの一層の充実を図る。

【見直し内容】

- 学力向上推進強化市町村に対する非常勤講師の派遣について、市町村の学力実態に応じた弾力的な運用を行う。
- 教育事務所・指定都市との連携を強化し、各地区学力向上推進委員会と一体となって統一的な取組みの更なる充実を図る。
- 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるため、学力低位層に対する個に応じた指導や、思考力・判断力・表現力等を育成する言語活動の指導の充実を図る。
- 県重点課題指定校の取組や、キャリアパスポートを活用した授業づくりの実践例の発表会や研修会において、地域の人材を活用し、外部講師に働く意義や体験談を語ってもらう取組等の情報提供に努め、子供たちの望ましい職業観・勤労観の育成を図るよう他事業も含め検討する。

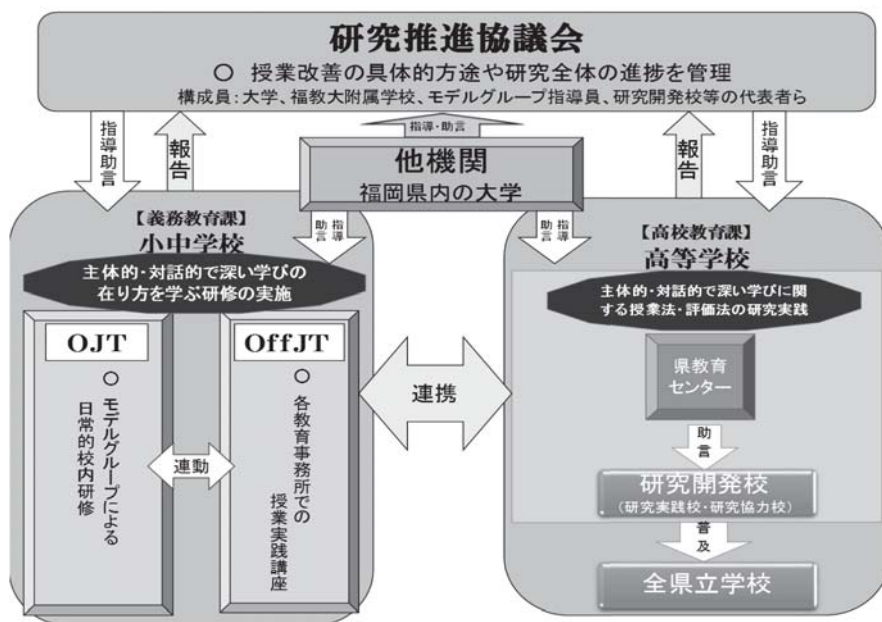
(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アクティブ・ラーニング推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課・高校教育課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1	学力の向上	施策	1	確かな学力向上のための取組みの推進

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> ○ 主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を通して、教員研修を集中的に実施する体制を整備する。 ○ 小中高等学校を通じ、基礎基本の定着と児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する教員の指導力の向上を中長期的に図り、児童生徒に確かな学力と生きる力を身に付けさせる。
2 事業概要
<p>1 主体的・対話的で深い学びに関する教員研修の実施</p> <p>① 各教育事務所での公開授業と授業検討会による授業実践講座（国、算・数、理、英） 教育事務所での研修については、事務所単位で3年間かけて全対象者へ行う。</p> <p>② モデルグループによる日常的校内研修 中学校4校程度でそれぞれモデルグループを組み、国語、数学、社会、理科、英語の指導力に優れた指導員（退職教員等）を配置し、モデルグループ内の教員や生徒を指導する。</p> <p>2 主体的・対話的で深い学びの授業法及び評価法の研究開発（高等学校）</p> <p>① 研究開発校における授業法等の研究開発 ・大学教員による校内研修を実施し、教員の指導方法の充実を図る。 ・大学教員による指導・助言を受けながら研究授業等を行うとともに、校内実践報告会を実施する。</p> <p>② 県立高校全体への研究内容の普及 ・大学教員及び研究開発校教員が他校を訪問し、研究内容の成果普及を図る。 ・大学教員による指導・助言を受けながら研究授業等を行うとともに、校内実践報告会を実施する。</p> <p>3 研究推進協議会の実施 大学、福教大附属学校、モデルグループ指導員、研究開発校等の代表者らを構成員として、小中高間の連携を図りつつ、授業改善の具体的方途や研究全体の進捗を管理する。</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等

(細)事項	成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
授業実践講座・モデルグループ	考えを深める話し合い活動ができて いる学校の割合	目標	—	小: 60.1 中: 59.3	小: 63.1 中: 63.3	小: 66.1 中: 67.3	—	—	—
		実績	小: 59.4 中: 56.4 (基準)	小: 62.0 中: 55.9	小: 62.8 中: 62.2	—	—	—	—
	課題の解決に向けて、自分で 考え、自分から取り組むことが できている学校の割合	目標	—	—	—	—	小: 82.6 中: 77.1	小: 83.1 中: 78.9	小: 83.6 中: 80.8
		実績	—	—	—	小: 82.0 中: 75.3 (基準)	小: 85.0 中: 83.9		
主体的・対話的で深い学びに關 する授業法及び評価法の研究 開発(高等学校)	主体的・対話的で深い学びを 実施している県立学校の割合	目標	—	20%	90%	—	—	—	—
		実績	—	81%	96%	100%	—	—	—
	全教科において主体的・対話 的で深い学びを実施している 県立学校の割合	目標	—	—	—	—	100%	100%	100%
		実績	—	—	91.3% (基準)	96.7%	98.9%	—	—

R2は全国調査の中止により、実績なし(小・中)

【指標の考え方】

- ・「考えを深める話し合い活動ができている学校の割合」の設問がH30調査からなくなったため、H30年度全国学力・学習状況調査からの新たな設問である「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている学校の割合」を指標とし、R3年度までに全国平均と同じ割合になるよう3年間の数値目標を設定した。
- ・高等学校においては、研究内容をいかに普及できたかという観点から、主体的・対話的で深い学びの実践をしている県立高等学校の割合を成果指標としていたが、H30年度においていずれかの教科で実施している学校が100%に達したことから、R1年度からは全教科で実践している県立学校の割合を成果指標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている学校の割合は、R1年度小・中学校ともに目標を達成。
- ・全教科において主体的・対話的で深い学びを実践している県立学校の割合は、R1年度は98.9%で、引き続き全県立学校での実施で定着させていく必要がある。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・R1において課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている学校の割合は、小学校では3ポイント、中学校では8.6ポイント上昇している。
- ・R1において主体的・対話的で深い学びを実践している県立学校の割合は、H30から2.2ポイント上昇の98.9%となっており、当事業の研究成果が着実に全県立学校へ普及している。

【事業の効率性】

- ・小・中学校においては、各地区講座において、モデル授業の参観・協議と大学教授や指導主事等による講話の聴講により、理論と実践を学ぶ研修を効率的に行うことができた。
- ・福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」では、研究指定校選定に際して大学との連携や学習レベル・学校種等をバランスよく選定した結果、当事業の成果が全県立学校へ効率的に普及し、授業改善が進んだ。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	5,494	5,383	▲134	2,169	時間	3,084	3,084	3,005
(うち一般財源)	4,600	4,349	▲134	2,169	人件費(千円)	12,670	12,454	12,135

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・小・中学校においては、今年度は目標を達成したものの、教科の本質を踏まえた実践的指導力の更なる向上を維持していくため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を継続して取り組んでいく必要がある。
- ・県立学校においては、当事業の研究内容の成果普及及び授業法の改善は進んでいるものの、学習レベル中位以下の学校においては、他レベルの学校と比べ進路の多様性等のため普及が難しく、引き続き改善を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・実践講座の実施により主体的・対話的な深い学びの推進における各校の指導者の養成が進んでいることから、モデルグループによる日常的校内研修を校内研修に移行する。(△3, 113)
- ・各教科の単元の内容や時間のデザインを考えるカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業改善を行う内容に見直し、より実践的で効果的な講座とすることで小・中学校教員の教科の本質を踏まえた実践的指導力の更なる向上を図る。
- ・実践講座の外部講師の招聘回数について、22回から20回に見直す。(△31)

事業名	中学校における総合的な学力向上対策事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H29
-----	---------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1	学力の向上	施策	1	確かな学力向上のための取組みの推進

1 事業のねらい・目的

- ・ 全国学力・学習状況調査における中学校の標準化得点で国語平均98.9、数学平均98.6以上を目指す(R3年度)
- ・ カリキュラム・マネジメントの質的向上を支え、教科・学年横断で取組みを徹底する人的配置を行うことで学力向上に向けた授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図る。

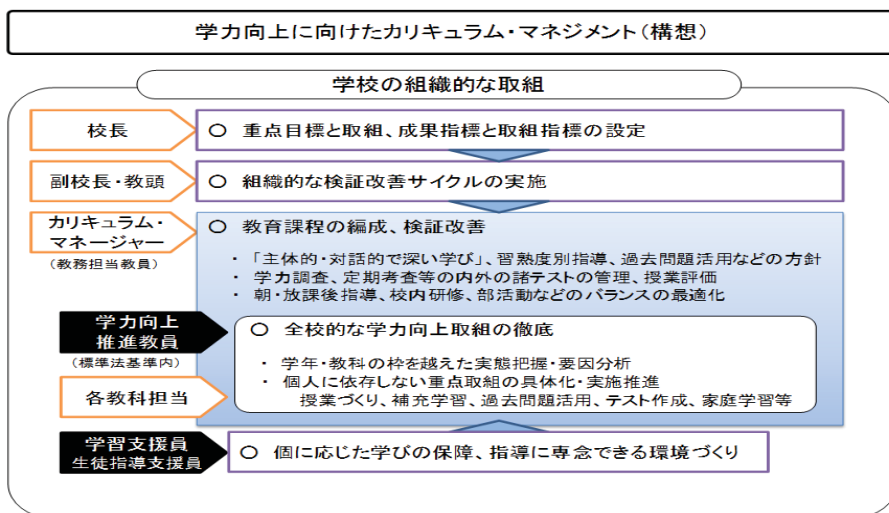
2 事業概要

学力向上推進拠点校の育成

○学力向上のためのカリキュラム・組織マネジメント等の実践研究の拠点校を6校指定

- ・ 学力向上推進教員の配置 6人
- ・ 学習支援員(ICT、理科等)、生徒指導支援員の配置 6人(6校×1名)
- ・ 指導主事の派遣
- ・ 実践研究の補助 6校
- ・ 拠点校連絡協議会の開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

指標		全国学力・学習状況調査における標準化得点※1、国語98.9、数学98.6以上を目指す(R3)									
中学校3年生		H29		H30		R1		R2		R3(目標)	
		本県	達成状況	本県	達成状況	本県	達成状況	本県	達成状況	本県	達成状況
指標の達成状況	国語※2	99.1	○	99.6	○	98.6	×	/	/	(98.9)	
	数学※2	97.3	△	97.5	△	99.0	○	/	/	(98.6)	

・「達成状況」: ○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化
 ※1 標準化得点: 本県の平均正答数/全国の平均正答数 × 100
 ※2 H30年度まで A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)の平均値
 R1年度以降 A問題とB問題を一体的に問う形式に変更されたため、ABの区分が廃止

指標		全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙及び学校質問紙における3項目について、全国平均より好ましい回答を目指す(R3)														
中学校3年生		H29			H30			R1			R2			R3		
		全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況
指標の達成状況	課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの活動※	71.3%	66.5%	△	73.8%	71.4%	-	74.8%	73.7%	△	/	/	/	/	/	/
	家庭での学習習慣の定着	30.4%	36.2%	○	29.4%	35.1%	○	30.0%	34.7%	○	/	/	/	/	/	/
	学力向上に関する検証改善サイクルの確立	25.3%	21.5%	△	30.7%	31.9%	○	33.9%	33.5%	△	/	/	/	/	/	/

・「達成状況」: ○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化
 ※H30以降(上段)「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。」
 H30以降(下段)「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わらよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか。」

【指標の考え方】

- ・ 全国学力・学習状況調査において、中学校の国語平均98.9、数学平均98.6以上を目標とした。
- ・ カリキュラム・組織マネジメントの質的向上の成果を測るため、全国学力・学習状況調査の生徒質問紙及び学校質問紙において、授業改善、家庭学習、組織体制の状況が全国平均より好ましい回答となることを目標とした。
- ・ 令和2年度の全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響等を考慮し、実施されなかった。

【目標達成状況、未達成の時はその理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査の標準化得点について、国語は前年を下回るものの、数学は目標を達成。国、数2教科の合計値は前年から上昇しており、目標達成に向けて改善傾向にある。
- ・ 全国学力・学習状況調査における質問では、好ましい回答の率が改善傾向となっている。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ カリキュラム・マネージャーを学力向上に係る組織図の中核に据え、それに係る各担当の職務を明確に示すことで組織的・協働的な学力向上に向かう組織体制の整備が図られている。
- ・ 教科間の枠を超えて総合的に学力の向上を目指そうとする意識付けが図られている。

【事業の効率性】

- ・ 実践研究拠点校を6校選び研究を行うことで、地区ごとの課題や学校の状況に応じた効果的な取組等を効率的に研究することができた。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	14,576	11,786	1,349	▲1,991	12,292	時間	2,356	2,016	2,016
(うち一般財源)	10,630	9,393	901	▲1,991	9,730	人件費(千円)	9,679	8,141	8,141

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査における中学校の状況については、改善傾向にあるものの、依然として全国平均に達しておらず、引き続き授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 各学校における、各担当業務の取組指標・成果指標の工夫改善による学力向上に向けた取組の充実を図る。
- ・ 内容関連等による教科横断的カリキュラムの更なる改善及び拡充を図る。
- ・ 多面的な授業評価(教師・生徒・地域等)による授業のより客観的な見取りを行うことで、授業改善を図る。

事業名	児童生徒の生活環境改善事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課・高校教育課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の全中学校区配置を促進するため、市町村が実施するSSW配置事業への補助等を行い、貧困をはじめとする児童生徒を取り巻く生活環境を改善することにより、不登校等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。 ○ SSWスーパーバイザー（以下「SSWSV」という。）を配置することによって、SSWへ助言したりSSW同士の連携体制を整えたり、SSWSV自身が中核的なSSWとしての役割を果たしながら、緊急時の対応など、支援が必要な学校の対応に当たることができる体制を整備することによって、SSWの資質向上を図りながら、教育現場における児童生徒の生活環境改善に向けた支援体制の充実を図る。 ○ 不登校や生徒指導上の課題を考慮の上、学校へ教員以外の専門スタッフを派遣し、専門スタッフを起点とした学校と関係機関の連携により、家庭に係る状況を要因とする不登校等の課題の減少を図る。 ○ 弁護士を講師とするいじめの問題等学校危機管理に係る研修を実施し、管理職等の法的理解の促進を図る。
2 事業概要
<p>1 市町村によるSSWの配置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施するSSW配置事業に対し、事業費の1/3を補助し、市町村による全中学校区（183校区）配置への支援を行う。 <p>2 学校危機管理に係る法的理解促進のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教育事務所（6か所）において年間2回（計12回）、弁護士による全小中学校の管理職及び生徒指導担当者向けの法的な学校危機管理に関する研修を実施する。 <p>3 生徒指導体制及び教育相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等、生徒指導上の課題が多い地区にSSW・生徒指導支援スタッフ（警察官OB）を配置・派遣し、生徒指導体制及び教育相談体制の強化を図る。 <p>4 県立高校支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) SSWの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の中退や不登校の予防・解消を図り、生徒の希望する進路を実現し、貧困の連鎖を断ち切る。 (2) SSWSVの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加や内容の多様化から、SSWだけでは支援困難な事案について指導助言や広域的な分析・連携支援を行うことにより、SSWの資質向上を図る。

【事業スキーム図】

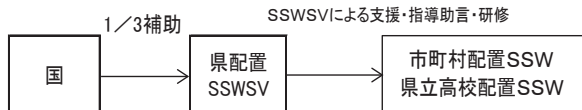
全市町村(指定都市・中核市を除く)が配置するSSW1名分の経費の補助

専門スタッフ(SSW、警察OBの配置)



SSWSVによるSSWの資質向上

専門スタッフ(SSWの配置)



3 事業目標等

成果指標		基準	H30	R1	R2	目標 (R3)
SSW配置中学校区数の割合	目標	—	—	—	—	100%
	実績	96.5%(H29)	98.0%	98.5%	97.5	
指定中学校における1,000人当たりの暴力行為発生件数	目標	10.7件(全国)	9.3件	9.1件	調査中	
	実績	21.5件(H26)	39.3件	18.1件	調査中	
指定中学校区における1,000人当たりの不登校児童生徒数	目標	12.4人(全国)	17.0人	18.8人	調査中	
	実績	26.3人(H28)	63.0人	59.9人	調査中	
指定高等学校における不登校率	目標	(10%減)	→	→	→	4.29%(10%減)
	実績	4.76%(H26)	6.94%	4.39%	調査中	
指定高等学校における中退率	目標	(10%減)	→	→	→	3.87%(10%減)
	実績	4.29%(H26)	5.16%	3.82%	調査中	

【指標の考え方】

- 県域57市町村において、SSWが全中学校区配置されるよう目標を設定。
- 指定中学校区における暴力行為発生件数及び不登校児童生徒数の減少を目標に設定。
- 高等学校においては、経済面などの家庭の環境が原因の不登校・中途退学を解消し、生徒の進路実現を図る事業であることから、不登校率・中途退学率を指標とし、平成26年度実績の10%減を目標に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- SSW配置市町村数は、事業取組み開始前と比較し改善傾向にある。
- 暴力行為発生件数は基準値を上回っているものの、指定中学校においては昨年度の半数程度に減少しており、SSW及び生徒指導支援スタッフに配置による効果が表れている。
- 不登校児童生徒数は基準値を上回っているものの、昨年度人数よりも減少傾向にある。家庭に課題を抱える児童生徒への積極的な支援の結果であると考えられる。
- 指定高等学校における不登校率、中退率は昨年度より低くなった。中退率は目標値を達成したが、不登校率は目標値より0.10ポイント高い。SSWの相談内容の多様化・複雑化により困難な事案が多いことが要因であると考えられる。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 当事業により、SSWを配置している市町村の中学校区数の割合は、H29年度から1ポイント上昇している。
- 暴力行為発生件数は、前年度から21.2件減少している（前年度比46.1%）。
- 不登校児童生徒数は、前年度から3.1人減少している（前年度比95.1%）。
- 指定した高等学校においては、中途退学した生徒のうち、退学理由が経済的理由及び家庭の問題に起因する生徒の割合（構成比）をみると、平成26年度が9.4%であったのに対し、令和元年度は4.3%と、5.1ポイント減少している。

【事業の効率性】

- SSWや警察OBは、福祉などの関係機関から児童生徒の家庭の情報を収集したり、経済的な問題や夫婦の問題などの情報を踏まえた上で、保護者が必要とする行政手続きのアドバイスなどを的確に行っており、保護者の生活環境の安定につながることで生徒の生活環境を起因とする諸問題が改善してきている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	71,413	84,067	△120	83,834	時間	1,588	1,588	1,588
（うち一般財源）	47,904	58,370	△120	58,214	人件費（千円）	6,524	6,413	6,413

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- SSW市町村配置が行われている中学校区は増加しているが、全中学校区についての配置には至っておらず、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。
- SSWの対応件数は年々増加しており、その内容は多様化・複雑化してきている。特に高等学校の定時制課程は、不登校率・中退率ともに全日制と比較して高く、継続的な支援を要するものが多い。

【見直し内容】

- 指定中学校区において専門スタッフを中心となって小中実務者会議を定例実施し、校種を超えた連携・課題共有の強化を図る。また、学校が定期的実施する家庭訪問や保護者面談の際にも専門スタッフが同席し、助言を行うなどの活用を全特定市町村に働きかけ、更なる生徒指導体制及び教育相談体制の強化を図る。
- 県立学校では、オンラインによる支援活動について調査研究課題として設定し、研究を進めることにより、対応力の強化及びSSWの資質向上を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	小・中学校統合支援事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H23
-----	-------------	--	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	1	多様な教育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

小・中学校の統合の支援を行うことにより、児童生徒が一定の規模の集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資する。

2 事業概要

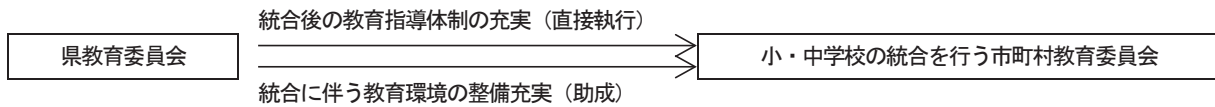
統合を行う市町村を4年間支援する。

	統合前年度	統合1年目	統合2年目	統合3年目
人的支援		○	○	○
財政支援	○			

- 人的支援 (統合後の教育指導体制の充実)
統合後3年間、教員1名の加配を行う。
- 財政支援 (統合に伴う教育環境の整備充実)
 - ・対象期間 : 統合前年度
 - ・補助限度額 : 8,000千円 (財政力指数0.6未満の市町村) 又は5,300千円 (財政力指数0.6以上の市町村)
 - ・補助率 : 市町村負担分の1/2
 - ・事業内容 : 市町村が小・中学校の統合に伴って、統合前年度に次の事業を実施する場合、補助限度額内でその経費を補助する。

事業分類	事業名	内容
通学支援	①スクールバスの購入	通学距離が伸びる児童生徒のためにスクールバスを購入する。
環境整備	②小規模改修	小規模改修(国庫補助のある施設整備事業(新增築、改築、大規模改造)を除く。)を行う。
	③教材、運動器具等購入	机、椅子、図書、ホワイトボード、飛び箱、ベンチ等を購入する。
	④物品移転、廃棄	廃止される学校における物品の移転や廃棄を行う。
事前交流	⑤児童生徒の交流事業	統合対象校の児童生徒が統合前に交流を深める。(遠足、体験活動、文化祭、体育祭、通常授業)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	目標	H	H	H	R	R	R
		実績					

【指標の考え方】

・小・中学校の設置・廃止は、設置者である市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえ主体的に判断すべき事項であるため、数値目標には馴染まない。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】・令和元年度の実績及び令和2年度の予定は次のとおり

令和元年度実績 5件

- ① 大川市Ⅰ：大川中学校と大川南中学校が統合し、令和2年4月に大川桐英中学校が新設校として開校
- ② 大川市Ⅱ：三又中学校と大川東中学校が統合し、令和2年4月に大川桐薫中学校が新設校として開校
- ③ みやま市：本郷小学校と上庄小学校と下庄小学校が統合し、令和2年4月に瀬高小学校が新設校として開校
- ④ 川崎町：川崎中学校と鷹峰中学校と池尻中学校が統合し、令和2年4月に川崎中学校が新設校として開校
- ⑤ みやこ町：犀川小学校と柳瀬小学校と上高屋小学校と城井小学校が統合し、令和2年4月に犀川小学校が新設校として開校

令和2年度見込 3件

- ① 香春町Ⅰ：香春小学校、勾金小学校、中津原小学校、採銅所小学校が統合し、令和3年4月に香春思永館(義務教育学校・前期課程)が新設校として開校予定
- ② 香春町Ⅱ：香春中学校、勾金中学校が統合し、令和3年4月に香春思永館(義務教育学校・後期課程)が新設校として開校予定
※香春町は小学校4校(①)、中学校2校(②)が統合し、香春思永館(義務教育学校)が新設校として開校予定
- ③ 久留米市：城島小学校と浮島小学校と下田小学校が統合し、令和3年4月に城島小学校が存続校として開校予定

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	・学校の統合により、通学距離が長くなることに伴う対応が必要となるなど新たな課題も生じているが、統合前と比較して1学年当たりの児童・生徒数・学級数が増加することにより、「学級数の少なさによる人間関係の固定化」等の小規模校の課題が解消され、また、児童・生徒が、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資することができる。			
	【事業の効率性】	・下表のとおり、学校規模の適正化が進み、人件費等の削減につながっている。			
	＜昨年度の実績＞				
	年度	学校名	学級数	本務教員	事務職員等
	令和元年度	大川中学校	8	18	1
		大川南中学校	7	16	2
		三又中学校	6	14	1
		大川東中学校	10	21	3
		本郷小学校	休校	休校	休校
		上庄小学校	7	11	1
下庄小学校		13	19	1	
川崎中学校		9	20	1	
鷹峰中学校		6	15	1	
池尻中学校		5	16	1	
犀川小学校		8	17	1	
柳瀬小学校		3	6	1	
上高屋小学校		2	3	1	
城井小学校		3	6	1	
計	87	182	16		
令和2年度	Ⓣ大川桐英中学校	13	29	2	
	Ⓣ大川桐薫中学校	11	25	1	
	Ⓣ瀬高小学校	14	21	1	
	Ⓣ川崎中学校	17	37	2	
	Ⓣ犀川小学校	10	20	1	
	計	65	132	7	
差異		△22	△50	△9	
※【事業の有効性】、【事業の効率性】における学級数等については「教育便覧」（福岡県教育委員会作成）の数値を記載。					

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	24,000	21,300	21,300	時間	150	150	150
（うち一般財源）	24,000	21,300	21,300	人件費（千円）	617	606	606

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 以下の理由により、本事業を継続して実施する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在まで数多くの市町村にて本事業を活用した統廃合が実施され、市町村からの本事業の実施に対するニーズ・関心も高い。 ・ 平成27年1月に文部科学省発行「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き書」が改正され、この内容を踏まえ、今後、各市町村において、新たな小中学校の統廃合の検討が進められることが想定できる。 なお、令和2年8月に県内市町村を対象に令和3年度以降の小・中学校統合計画調査を行ったところ、令和4年度に3件、令和5年度に2件、令和6年度以降に8件の統合計画が立てられている。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き統合を実施した教育委員会に対して統合に伴う効果や課題等の調査を実施し、今後の事業改善に役立てる。 ・ 小・中学校の統合支援に際し、教職員課が人的支援（統合後3年間、教員1名の加配）を実施することから、当課において毎年実施している小・中学校統合計画調査の結果については、教職員課との間で情報を共有し、引き続き連携を図る。 また、補助金の交付申請は、管轄の教育事務所を経由して行うことから、統合計画調査の結果を教育事務所に伝達し、申請漏れがないよう連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要綱上、小学校と中学校を統合し、義務教育学校を新設する案件について想定されていなかったため、実施要綱を改正し、文言の整理を行う。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	情報活用能力向上事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	3	ICTを活用した教育活動の推進

1 事業のねらい・目的

○ 学習指導要領改訂に伴う情報活用能力の向上に向け、小学校の各教科等及び小・中学校の総合的な学習の時間における系統的なプログラミングモデルカリキュラムの作成・実践等を通じてプログラミングの教育の円滑な実施を図る。
○ プログラミング教育における小中学校教員の指導力の向上を図る。

2 事業概要

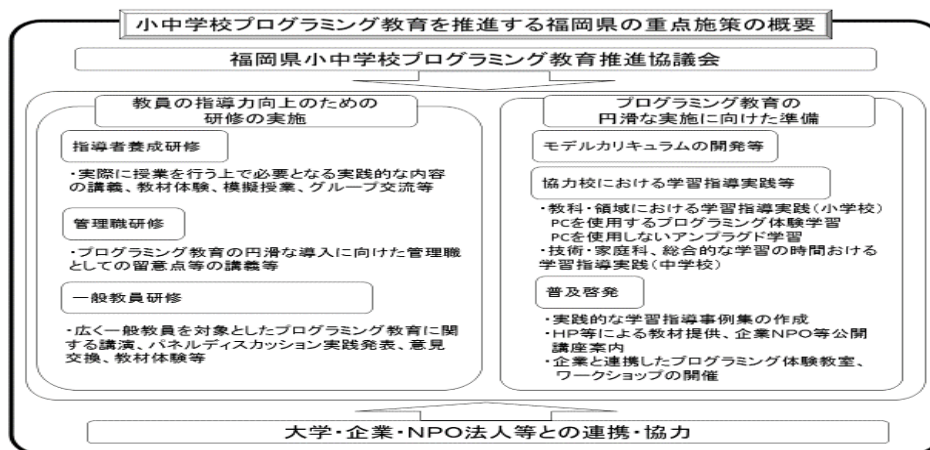
1 プログラミング教育の円滑な実施に向けた準備
(1) 教育庁に加え、学識経験者及び関連企業から構成する「プログラミング教育推進協議会」を設置し、①～③の取組みを実施

- ① モデルカリキュラム(年間計画)開発、教員研修プログラム作成
- ② 協力校(小学校6校、中学校1校)への委託による学習指導実践等
 - ・ 科目・単元別の学習指導実践及び学習指導事例作成
 - ・ 公開授業の実施
- ③ 普及啓発
 - ・ 実践的な学習指導事例集の作成、各学校への情報提供
 - ・ HP等による教材提供、大学・企業・NPO等公開講座案内
 - ・ 企業と連携したプログラミング体験教室、ワークショップの開催

2 小中学校教員に対するプログラミング教育の研修実施

- ・ プログラミング教育指導者養成研修(対象:R1年度…小学校教員 450名程度、R2年度…中学校教員 210名程度)
- ・ 管理職研修
- ・ 一般職員研修

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30 (基準)	R1	R2	R3
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合が全国平均を上回る	目標 (全国)	小 78.8 中 73.6	小 70.8 中 66.1	小 70.6 中 66.1	
	実績 (福岡県)	小 70.1 中 68.2	小 63.7 中 61.1	小 61.5 中 58.3	

【指標の考え方】

・「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(文部科学省調査)における「授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合」の全国平均を毎年度上回ることを目標として設定。(R2については速報値)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ 系統的に配置した年間指導の指導事例や、小中学校の系統的なカリキュラムの構築が不十分で実践につながっていないため、小学校、中学校ともに全国平均に達していない。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>○ 小中学校教員に対するプログラミング教育の研修実施では、実践事例やICTの活用に関する研修に実績のある民間事業者による質の高い研修を実施し、校内でプログラミング教育の推進について中心的な役割を担う中核教員を育成。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>○ モデルカリキュラム（年間計画）の開発、協力校への委託による学習指導を実践することで、プログラミング教育の円滑な実施ができています。</p> <p>○ 推進協議会やワーキンググループの活動を通じて、各地域の実情や今後の方向性を共通理解することができています。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	30,978	44,886	▲652	32,089	時間	1,319	861	817
（うち一般財源）	30,978	44,886	▲652	32,089	人件費（千円）	5,419	3,477	3,300

6 見直しの内容	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
【上記の理由】	<p>学習指導要領改訂により、小学校において令和2年度からプログラミング教育が導入されるとともに、中学校においても、令和3年度から技術・家庭科においてプログラミングの学習が追加されることとなっている。令和元年度から、県内7校によるプログラミング教育に関する実践事例を収集しているが、これらを系統的に配置した年間指導の指導事例や小中学校の系統的なカリキュラムの構築は十分とは言えないため、協力校から収集した事例を年間計画等に配置し、県内各小中学校が実践できるよう支援する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>○ プログラミング教育の各校の指導者養成が進んでいることから、小中学校職員に対するプログラミング教育の研修事業について校内研修に移行する。（△8,795千円）</p> <p>○ 事業完了年度に伴い、協力校への委託期間を12ヶ月→11ヶ月に短縮する。（△3,920千円）</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ふくおか若年教員育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	7	教員の指導力・学校の組織力の向上

1 事業のねらい・目的

学校現場の多忙化や大量退職・大量採用に対応する若年教員育成体制を構築するための、小中学校における育成指針(育成方針+指導体制+育成プログラム)の確立

2 事業概要

1 各市町村による「育成指針」の策定及び指定校(市町村ごとに小中学校1校ずつ)による「育成プログラム」の作成・実践検証

<市町村及び指定校の取組内容>

- ① 市町村教育委員会において「育成指針」(案)策定及び指定校での課題に応じた「育成プログラム」の作成・実践検証
- ② 「育成指針」は、実践検証段階から他学校と情報・課題共有、意見交換。策定した指針は次年度以降、共有して活用(他市町村の指針も県教委HPで情報提供)

<育成指針の内容(想定)>

ア 若年教員の育成方針(目指すべき教師像)

イ 指導体制(各段階での役割分担)の明確化

- 市町村教育委員会:若年教員育成アドバイザー(指導主事等)
- 各小中学校:育成コーディネーター(主幹教諭等)及び指導教員

ウ 育成プログラム

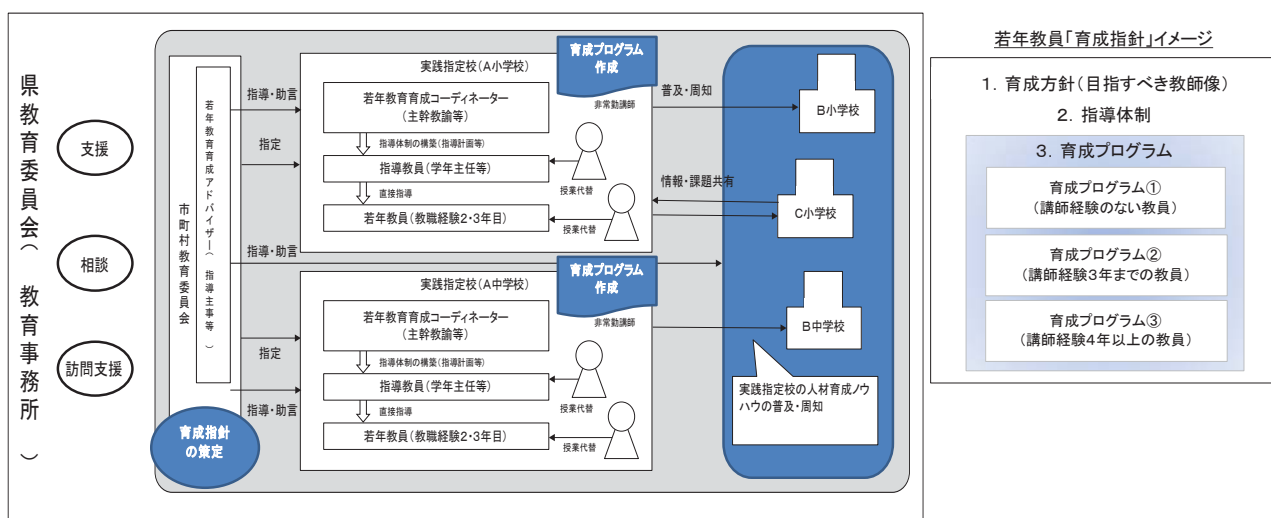
- ・ これまで先輩教員が行ってきた指導助言のマニュアル化に加え、学校現場の多忙化、若年教員増加に対応する育成手法を検討、反映
- ・ 3年間で、「講師経験のない教員」、「講師経験3年までの教員」、「講師経験4年以上の教員」のそれぞれの課題に対応した育成プログラムを作成

⇒ 育成プログラム等の作成について、若年教員への指導(授業参観、事後指導)や指導計画、育成手法のマニュアル化等のための指導教員の作業時間を確保するため、非常勤講師を配置。

2 市町村における育成体制・ノウハウの普及・共有

- ・ 市町村教育委員会が策定した「育成指針」(案)に基づき、令和元年度に指定校において作成した育成プログラムを令和2年度以降全校で実施。
- ・ 課題点等は、育成アドバイザーを中心とした市町村会の校長会、育成コーディネーター会議において共有し、令和3年度末には、指定校及び全校の実践結果を反映した「育成指針」を完成。
- ・ 「育成プログラム」については、令和4年度以降も適宜更新を行い、育成体制及びノウハウの共有を図っていく。

【事業スキーム図】



3 事業目標等																						
学年主任が所属職員と共通実践を行うことができるようにリーダーシップを発揮している学校の割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>小：66.9 中：53.0</td> <td>小：73.5 中：67.0</td> <td>小：80.0 中：80.0</td> <td>小：80.0 中：80.0</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td>小：60.9 中：49.0</td> <td>小：52.4 中：36.4</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果指標		H30	R1	R2	R3	目標	目標	—	小：66.9 中：53.0	小：73.5 中：67.0	小：80.0 中：80.0	小：80.0 中：80.0	80%以上	実績		小：60.9 中：49.0	小：52.4 中：36.4	—		
	成果指標		H30	R1	R2	R3	目標															
目標	—	小：66.9 中：53.0	小：73.5 中：67.0	小：80.0 中：80.0	小：80.0 中：80.0	80%以上																
実績		小：60.9 中：49.0	小：52.4 中：36.4	—																		
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育課が調査している「学力向上のための検証改善に関する実態調査」を指標とする。 ※R2年度は新型コロナウイルス等による教員の負担軽減の観点から、調査を縮小して実施したため実績なし。 ・設問内容に対する回答方法（4件法）の最上位（「当てはまる」）の回答を指標とし、最終年度の到達目標を十分満足と判断できる80%以上に設定。 ・H29年度からH30年度にかけての伸び率が小学校で3ポイント、中学校で2ポイントであることから、本事業の効果を事業初年度は指定校による校内体制整備のため前年度までの伸び率の2倍に設定。 ・2年目以降は普及拡充期とし、最終目標値である80%までの差を2年間で均等割し、R2、R3年度の目標値として設定。 <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師の人材の確保が困難な地域が多く見られたことから非常勤講師が年度途中からの活用となり、育成体制の構築に時間がかかったため、小学校、中学校ともに目標に達していない。 																						
4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村による「育成指針」の策定及び指定校（市町村ごとに小中学校1校ずつ）による「育成プログラム」の作成・実践検証。 ○ 市町村における育成体制・ノウハウの普及・共有を実施。 <p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校現場の多忙化や大量退職・大量採用に対応する若年教員育成体制を構築するための、小中学校における育成指針（育成方針＋指導体制＋育成プログラム）を確立することで、今後育成方針を検討する時間を短縮することができる。 																					

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	27,554	30,381	21,477	時間	856	856	856
（うち一般財源）	27,554	30,381	21,477	人件費（千円）	3,517	3,457	3,457

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 一部改善
<input type="checkbox"/> 終了	<input type="checkbox"/> 縮小
（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 縮小 ） （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における育成指針（育成方針＋指導体制＋育成プログラム）の確立のため引き続き事業を継続する必要があるが、育成プログラムの構築状況が市町村により異なることから、指定校の選定方法は見直して実施する。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校の選定方法について、全市町村指定から育成プログラム構築状況を考慮した選定方法に見直す。（△8,904千円） 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	英語教育強化推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H30
-----	------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

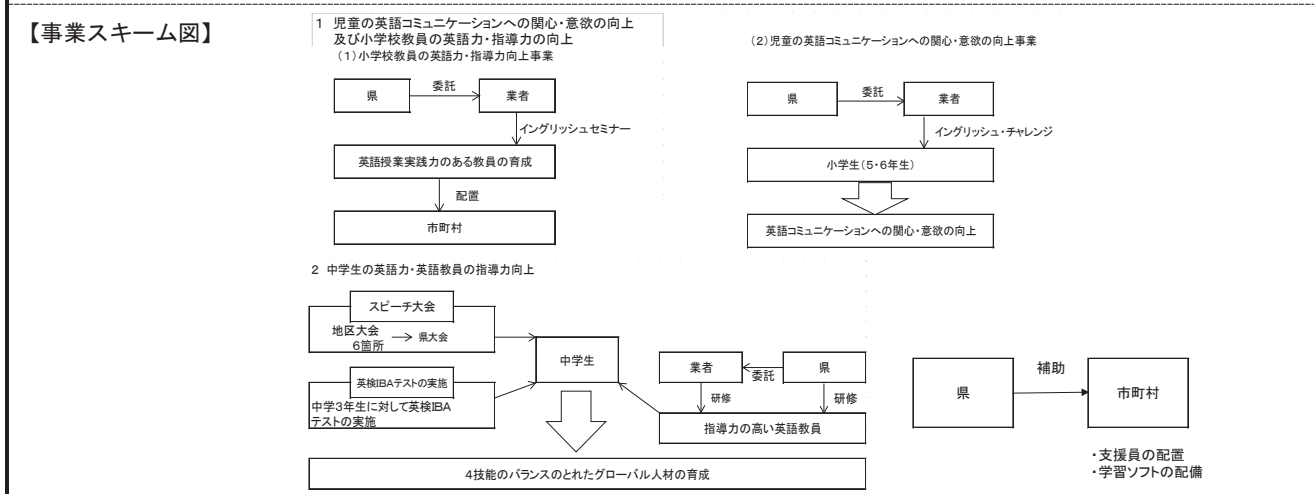
1 事業のねらい・目的

○ 学習指導要領改訂による小学校における英語の教科化活性化を踏まえ、教員の英語力・指導力及び児童の英語コミュニケーションへの意欲の向上を図る。
 ○ グローバル化に対応する人材の育成に向けた中学生の英語力向上及び教員の英語力・指導力の向上を図る。

2 事業概要

1 小学校教員の英語力・指導力の向上及び児童の英語コミュニケーションへの関心・意欲の向上
 (1) 小学校教員の英語力・指導力向上事業
 ○ イングリッシュ・セミナーの実施 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR2中止)
 ・外国語科、外国語活動の授業実施に必要な英語力・指導力向上を目的に、英語関係企業と連携した研修を実施
 (2) 児童の英語コミュニケーションへの関心・意欲の向上事業
 ○ 小学生イングリッシュ・チャレンジの実施 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR2中止)
 ・小学校5・6年生を対象に英語を用いて自分の考えを表現し合う交流会を実施
 ・英語関係企業と連携し、各グループに1名程度の外国人スタッフを配置し、少人数グループによる活動によりアウトプットの機会を多く設定

2 中学生の英語力・英語教員の英語力指導力の向上
 (1) 英語力の高い生徒の育成事業
 ○ 新学習指導要領への対応及び大学入試改革への早期対応のため、県域の全中学3年生に対して英検IBAテストを実施
 ○ 中学生を対象とした英語スピーチコンテスト (地区大会・県大会) の開催
 ○ 英語担当教師と一緒に学習の補助を行う支援員 (イングリッシュサポーター) を英語教育重点支援市町村に配置し、きめ細かな支援を実施
 ○ 英語教育重点支援市町村の全中学校に学習ソフトを整備し、個に応じた学習の支援を実施
 (2) 英語教員の英語力指導力向上事業
 ○ 英語関係企業の英語指導スキルに学ぶ研修の実施



3 事業目標等

成果指標		H27	R1	R2	R3	R4	
外国語教育推進教員の育成	目標	—	—	50%	100% (目標)	—	※R2中止
	実績	—	—	—	—	—	
参加した児童の英語コミュニケーションへの意欲が高い割合	目標	—	—	80%	82%	85.0% (目標)	※R2中止
	実績	—	—	—	—	—	
中学生の英検3級取得程度の割合 (総合計画)	目標	—	43.9%	47.0%	50.0% (目標)	—	
	実績	31.5% (基準)	46.9%	調査中	—	—	

【指標の考え方】

- ・ 外国語教育推進教員の育成は、R3年度までに育成予定
- ・ 中学生の英検3級取得程度の割合については、福岡県総合計画の指標に併せて作成

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 小学校英語中核教員の育成は年次目標を達成。
- ・ 中学生の英検3級取得程度の割合（R1年度）は年次目標を達成。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 小学校教員の英語力・指導力の向上では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能や中学校で扱う英語表現で、聞いて書く、読んで話すなど技能を統合した言語活動を実施し、各学校に配置する中核教員を育成。
- 児童生徒の英語コミュニケーションへの関心・意欲の向上では、技能統合型の言語活動や英語を用いて自分の気持ちや考え方を表現する活動をおし、英語によるコミュニケーションへの意欲や関心を向上させた児童を育成。
- 中学生の英語力・英語教員の指導力の向上では、R1年度におけるCEFR※ A1レベル相当以上（英検3級程度以上）を取得する中学生の割合が46.9%でH27年度（基準）から15.4ポイント上昇している。

【事業の効率性】

- 連絡会議や担当者会を通じて各地域の実情や今後の方向性を共通理解することができている。
- IBAテストを県域の中学3年生全員に実施することで、中学校3年間における学習成果の検証と課題克服のための授業改善に生かすことが可能。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	22,691	49,151	▲530	▲13,034	42,371	時間	873	1,534	1,462
（うち一般財源）	22,691	49,151	▲530	▲13,034	42,371	人件費（千円）	3,587	6,195	5,904

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

R1年度（H31年度）全国学力・学習状況調査の分析では、小・中学校が連携してカリキュラムを作成している中学校の生徒は、英語力が高いことが明らかになっているが、県内の小中連携の実施率（65.0%）は全国平均（80.6%）を大きく下回る。加えて、同調査における本県の結果は「聞くこと」「読むこと」「書くこと」ともに全国の平均正答率を下回り、特に「書くこと」に課題が見られた。

生徒の英語力の向上には、中学校の授業改善とともに小学校段階における外国語教育のさらなる充実が必須であり、小中7年間を通じた英語力強化に向けて、導入期である小学校第3・4学年の指導体制や方法の充実が必要。

また、中学校英語について、「書くこと」は他の技能と比べ指導による向上が難しいことから、生徒の個々の能力に応じた支援を充実させることが必要である。

【見直し内容】

- 中学校英語企業と連携した研修は学習指導要領改訂に向けたものであり、県域の全英語教員の受講が完了したことから事業終了。（△1,412千円）
- 英語IBAテスト受験者数について、実績に基づき節減する。（△1,120千円）
- 英語スピーチコンテスト（地区大会）会場について経費節減のため見直す。（△251千円）
- 英語教育重点支援市町村数について、実績を踏まえ32校→25校に見直す。（△4,718千円）

事業名	特別支援学校医療的ケア体制整備事業	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H19
-----	-------------------	-------	---------------------	------------	-----

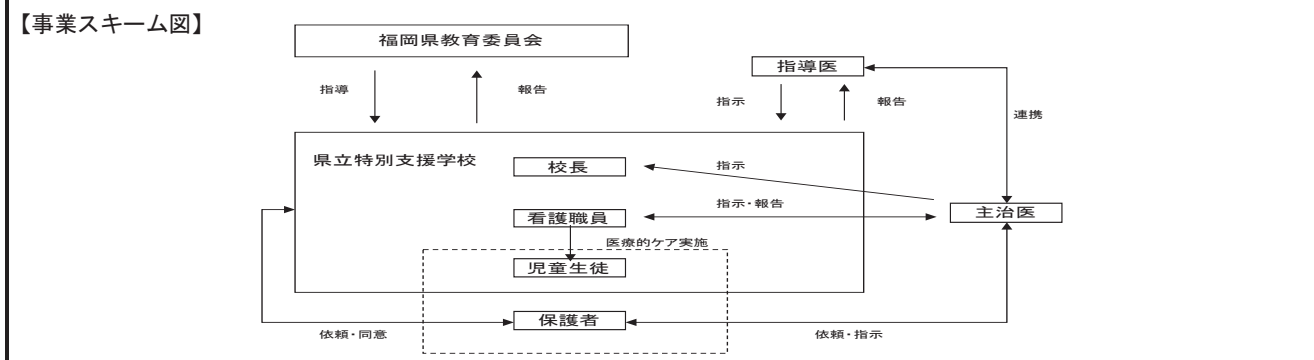
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、関係医療機関と連携を図りながら、看護師免許を有する職員（以下「看護職員」という。）を配置して医療的ケアを行うことにより、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。

2 事業概要

- 1 学校における医療的ケアの体制整備**
- (1) 看護職員（非常勤）の配置（47名／14校）
- 児童生徒に必要な医療的ケアの内容、頻度等状況に応じて配置（年間210日）、6時間／日勤務
 - 対象児童生徒が校外学習等に参加する場合は、看護職員が付き添い、医療的ケアを行う。
- ※ 医療的ケア：家庭や学校等、医療現場以外で行う医療行為で、日常的・応急的手当ともいう。
例として、たんの吸引、経管栄養、導尿 等
- (2) 人工呼吸器対応専任看護職員（非常勤）の配置（10名／6校）
- 保護者と連携を取りながら、児童生徒の状況により1日3時間程度（対象生徒1名あたり3時間の加配）、専任看護職員が人工呼吸器対応（年間210日）、3時間／日勤務
- ※ 人工呼吸器を装着した医療的ケア児への高度な医療的ケア
吸引、経管栄養等の通常の医療的ケアに加え、人工呼吸器の操作等を行う。
人工呼吸器の操作等…姿勢変換時の呼吸器の移動や設置、チューブの外れ等への対応、呼吸管理 等
- (3) リーダー看護職員（常勤）の配置（6名／6校）
- 医療的ケア児が多い学校かつ地域バランスを考慮して6校に配置、7時間45分／日勤務
 - 配置校以外の特別支援学校にも依頼により支援を行う。
- ※ リーダー看護職員（一般の看護職員業務に加えて実施）
看護職員業務の連絡調整・指導助言等
教職員、保護者、主治医又は指導医との連絡調整
- (4) 指導医の委嘱
校長への助言、看護職員への指導：年3回（各学期1回）派遣
- 2 看護職員、教員に対する研修**
- 病院・福祉施設と連携した研修を実施
- 看護職員研修 4日間（長期休業中）
 - 教員研修 3日間（長期休業中）
 - 医療機関における実地研修 2日間
- 3 運営協議会**
- (1) 医療的ケアの安全実施について総括的に検証・検討
- 医師、看護職員、学識経験者により年2回開催（7月、2月）
- (2) ガイドライン検討部会の設置
- リーダー看護職員、教職員、学識経験者により年3回開催
 - 医療的ケアガイドラインの作成、配布
- 4 非常用発電機の配置**
- 未設置の9校に非常用発電機を配置する。



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
医療的ケアを希望する児童生徒に対し、医療的ケアの内容や頻度に応じた、必要数の看護職員の配置	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	調査中	
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学校生活における安全を確保するために必要な看護職員を配置することとしている。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアを希望する児童生徒に対し、医療的ケアの内容や頻度に応じた必要数の看護職員が配置されており、目標を達成している。 R2実績については調査中。 							

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校に通学する児童生徒の障がいの状態が重度・重複化、多様化する状況において、医療的ケアの内容も高度化、複雑化しており、看護職員が医療的ケアを実施することで、対象児童生徒が安全に教育を受けることができている。 運営協議会や校長部会での協議や、看護職員又は教員を対象とする関係部局と連携した研修会を通して、校内体制整備の改善・充実が図られている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員と教員の明確な役割分担ができている。 看護職員複数配置校においては勤務シフトの工夫等により、校外学習における対応や、会議及び研修に出席できる体制を整えている。 看護職員を統括するリーダー看護職員が配置されたことにより各種連絡調整が円滑に行われている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	84,606	176,218	179,046	時間	11,784	12,060	12,060
（うち一般財源）	56,934	131,713	134,612	人件費（千円）	48,409	48,699	48,699

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（拡充 終了（完了	<input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 再構築（他の事業に組み替え）
<input type="checkbox"/> 一部改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小（ 廃止）	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機の配置終了によるもの。 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加する状況で医療的ケアを必要とする児童生徒は一定割合で在籍し、医療的ケアの内容も高度化、複雑化しており、引き続き、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する全ての特別支援学校に非常用発電機の配置を完了した。（△1,653千円） 安全・安心な医療的ケアの体制整備及び教育環境の整備を行うため、学校ごとの医療的ケア内容、頻度等の状況に応じて必要となる看護職員を適切に配置する。 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい児等教育継続支援事業		部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H23
-----	-----------------	--	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

- 発達障がい児等への教育が具体化し継続が図れるよう相談支援体制を構築する。
- 各学校種（保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校）の個別の支援内容について、相互に円滑な情報伝達を行う。
- 早期教育相談の実施や合理的配慮の提供により、市町村や学校における支援体制の構築を図る。
- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の体制充実に向けて学校の組織強化を図る。
- 難聴乳幼児支援のための相談体制を構築する。

2 事業概要

1 発達障がい児等継続支援

(1) 外部専門家による巡回相談の実施
 医師、臨床心理士等専門家を学校等へ派遣し、発達障がい（疑い含む。）のある幼児児童生徒に関する相談について助言を行う。

- 相談体制 公立幼稚園、公立小・中学校（義務教育学校含む。）、公立高等学校（中等教育学校含む。）
 … 各教育事務所に事務局を設置
 保育所、私立幼稚園、認定こども園、私立小・中学校、私立高等学校
 … 保育協会、私立幼稚園振興協会、私学協会に事務局を委託
- 派遣回数 公立幼・小・中学校等・高等学校等：年間535回実施（1回2時間）
 私立学校・幼稚園・保育所：年間105回実施（1回2時間）

(2) 保護者向けハンドブックの作成・配布
 保護者が自治体の教育相談や福祉相談等をする際の相談窓口、自治体でどのような支援が受けられるかなどの情報を盛り込んだハンドブックの配布

- 配布先：各市町村教育委員会及び幼稚園・保育所、小学校等

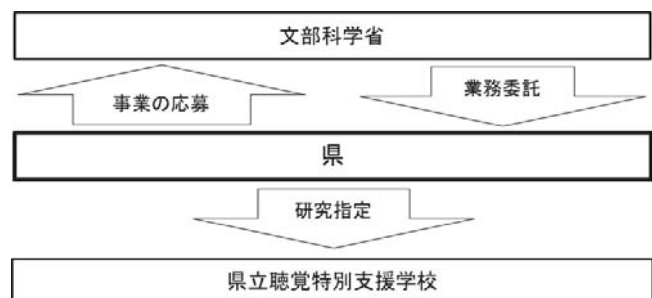
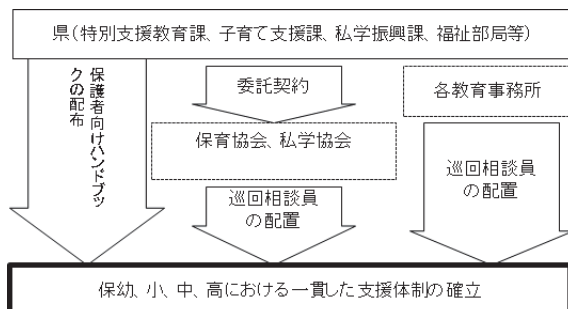
2 保健、医療、福祉と連携した聴覚障がいのある乳幼児に対する教育相談充実事業
 「乳幼児相談マネージャー」を配置し、聴覚障がいのある乳幼児や保護者への教育相談及び関係機関へのスーパーバイズ、巡回相談、情報提供を行う。

- 県立聴覚特別支援学校の指定
- 乳幼児教育相談マネージャー（言語聴覚士等）の配置
- ※ 指定県立聴覚特別支援学校に配置
- 関係機関への派遣：各教育事務所（6事務所）、病院等に派遣。
- 派遣回数：年間22回
- 協議会への参加（年3回実施）

【事業スキーム図】

継続支援

保健、医療、福祉と連携した聴覚障がいのある乳幼児に対する教育相談充実事業



3 事業目標等																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合) (総合計画)</td> <td>目標</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>94.0%</td> <td>93.6%</td> <td>97.9%</td> <td>調査中%</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>							成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合) (総合計画)	目標	100%	100%	100%	100%	100%	実績	94.0%	93.6%	97.9%	調査中%	%
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3																				
個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合) (総合計画)	目標	100%	100%	100%	100%	100%																				
	実績	94.0%	93.6%	97.9%	調査中%	%																				
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要であると考えられる全ての幼児児童生徒について個別の教育支援計画が作成されることを指標とした。 																										
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒の内、個別の教育支援計画の作成について保護者との合意が得られておらず、着手できていないケースがあるため、100%に達していない。今後、そうしたケースについても校内支援のための計画を作成し、支援を行うことをもって作成と考えてよい旨を引き続き周知する。 R2実績については調査中。 																										

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談の効率的な活用により「個別の教育支援計画」の作成率の向上につながっている。 情報引継ぎのツールである就学サポートノート（※）の作成により、各学校等が一貫した取組みを行うことができ、情報引継ぎのシステム化を進めている。 <p>(※) 発達障がい児の一貫した支援に必要な幼児期から学齢期における情報（支援内容など）を整理、伝達するためのノートの名称</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所に設置した巡回相談員を活用することで、効率的に実施することができた。 保護者向けハンドブック及び就学サポートノートの配布については、私学振興課、子育て支援課及び健康増進課と連携して配布を行い、市町村の関係各課を通じて、5歳児のいる家庭や希望する保護者に配布することができた。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	8,637	10,338	8,006	時間	600	600	540
(うち一般財源)	4,975	5,710	5,716	人件費（千円）	2,465	2,423	2,181

6 見直しの内容	
<p>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健、医療、福祉と連携した聴覚障がいのある乳幼児に対する教育相談充実事業の終了によるもの。 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制が構築され、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう引き続き関係部局との連携を図る。 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者が教育相談等を早期に受けることができるよう引き続き相談窓口等についての情報提供の充実を図る。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健、医療、福祉と連携した聴覚障がいのある乳幼児に対する教育相談充実事業については終了し、今年度得られた成果を指定校から各地区の聴覚特別支援学校に周知し、特別支援学校専門スタッフ強化事業による外部専門家を活用しながら、県内全域における聴覚障がいのある乳幼児や保護者への支援の取組みを充実させていく。（△2,342千円） 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	高等学校等特別支援教育推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H27
-----	-----------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的	<p>○ 特別支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な生徒に対する介助や学習支援を行うことにより、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を一層充実させ、併せて保護者と教員の負担軽減を図る。</p>
-------------	--

2 事業概要	<p>特別支援教育支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な生徒に対し、介助や学習支援を実施。(県立高校8校) ・授業時の移動介助や学校生活における衣着脱・用便の介助、学習支援やコミュニケーション能力などの社会生活上必要なスキルを身に付けるための支援が可能となる。 ・特別支援教育について知見のある退職教員や介護の資格・経験を有する者等を想定。
--------	--

【事業スキーム図】	<p>・特別支援教育支援員の配置</p> <pre> graph LR A[県] -- 配置 --> B[県立高校] </pre>
-----------	--

3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支援状況に関する所属長の総合評価〔優〕の割合</td> <td>目標</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>100.0%</td> <td>63.0%</td> <td>100.0%</td> <td>調査中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援員の配置により教員の負担の軽減を図ることから、所属長による総合評価を成果指標とする。 ・平成29年度までに一定程度の成果が見られたことから、平成30年度以降は、より高い成果を求めることとして、それまでの4段階評価(A~D)の上位(B)以上としていたものから、最上位(優~不可の優)のみを成果指標として設定することとした。 <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1においては全ての学校で所属長が総合評価〔優〕と評価し、目標を達成できた。 ・R2実績については調査中。 	成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	支援状況に関する所属長の総合評価〔優〕の割合	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	実績	100.0%	63.0%	100.0%	調査中	
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3															
支援状況に関する所属長の総合評価〔優〕の割合	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%															
	実績	100.0%	63.0%	100.0%	調査中																

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	・特別な支援を必要とする生徒の介助、学習支援を行うことで校内の支援体制が確立されている。
	【事業の効率性】	・校内委員会の実施や、関係機関との連携により効果的に実施することができている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	17,382	20,069	20,665	時間	176	176	176
(うち一般財源)	17,348	20,016	20,610	人件費(千円)	724	711	711

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】 ・ 県立高等学校等において特別な支援を必要とする生徒の介助、学習支援の一層の充実を図る必要がある。	
【見直し内容】 ・ 特別支援教育支援員を配置した学校における効果や課題の整理を行い、今後の支援の充実に役立てる。 ・ 特別支援教育支援員の配置にあたっては、特別な支援を必要とする人数や内容等を精査の上で、効果的に配置が行えるよう前年度の配置にとらわれることなく、毎年度配置を見直す。	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高等学校等通級指導推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

小・中学校において通級による指導を受けていた生徒等の学びの連続性を確保するため、高等学校に通級指導教室を整備し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

2 事業概要

○ 高等学校における通級による指導の実施

(1) 通常の教育課程に、生徒の障がいに応じた特別の指導を7単位まで加えることができる。

(2) 通級による指導の対象は、主にLD・ADHDがあり、小学校又は中学校等で「個別的教育支援計画」・「個別の指導計画」に基づく指導を受けていた者とする。

(3) 実施内容

ア 各地区に1校ずつ拠点校を設置して通級による指導を実施する。

イ 各地区の通級指導教室に通級指導員(非常勤講師)を配置する。
北九州地区…2名 福岡地区…2名 筑後地区…1名 筑豊地区…1名

ウ 勤務形態は5時間/日×週3日
指導時間は100分(個別学習60分+グループ学習40分)

エ 在籍校における学習支援・生活支援を実施するためのボランティア(8名)を活用する。

オ 外部専門委員会(5名)を設置する。

(4) その他

ア 設備、施設等 … 個別の学習室(パーテーションで区切る等して落ち着いて学習できる空間)等を整備する。

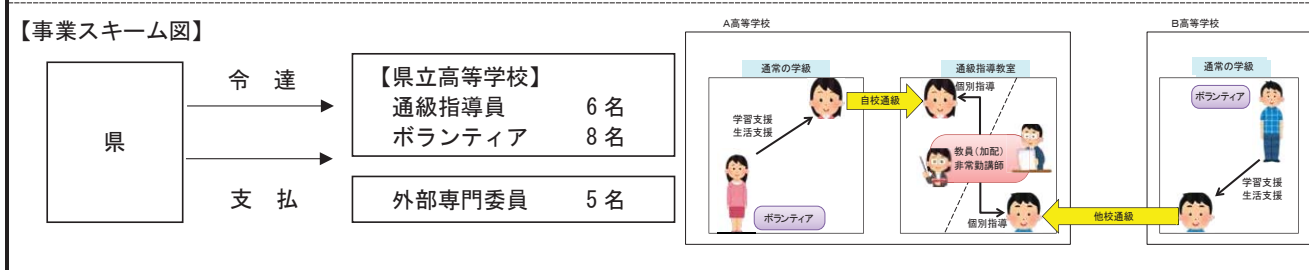
イ 教材、教具等 … タブレット、ソーシャルスキルトレーニング用の教材、各種検査キット

○ 通級による指導を担当する教員の養成及び資質向上

(1) 通級担当者の専門性向上のための研修会参加(年4回)

(2) 在籍学級の担任を交え、連携の在り方についての研修会の実施(年1回)

(3) 在籍学級訪問(年1回)



3 事業目標等

成果指標		H29	R1	R2	R3
通級による指導の教育上の効果についての在籍学校長の評価	目標	-	3.2	3.2	3.2
	実績	3.0	3.7	調査中	

【指標の考え方】

・通級による指導に係る客観的な成果指標とするため、他校通級を行う生徒の在籍学校長による評価(4点法)の平均値を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・R1年度は目標を達成できている。

・R2実績については調査中。

有効性・効率性

【事業の有効性】
障がいに応じた特別の指導(自立活動)を個別に行うことにより、在籍する通常の学級においても必要な支援や配慮を受けることができる体制が確立されている。

【事業の効率性】
在籍校との連携業務については、実際に指導を行う拠点校の通級指導員が担うことで、在籍学級の担任が行うより効率的かつ円滑に連携を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	8,680	13,556	13,255	時間	448	448	448
（うち一般財源）	8,680	13,556	13,255	人件費（千円）	1,841	1,810	1,810

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）	終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導を受けていた中学校卒業生が年々増加しており、県立高等学校において引き続き通級による指導を必要とする生徒が増加している。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、小中学校において「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく指導を受けていた生徒を主な対象としていたが、対象を拡大し、これらの計画に基づく指導を受けていなかったとしても、高等学校で通級による指導を受けることができることとした。 ・通級指導教室における通級指導員及び在籍校におけるボランティア等を十分に活用し、引き続き、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行っていく。 ・県立高等学校の通級指導教室に係る事務用品等購入経費についてホワイトボードやパーティション等を整備し各校での指導環境が概ね整ったことから経費の節減を行う。 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	特別支援学校専門スタッフ強化事業		部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	2	多様で特色のある能力や個性の伸長	施策	2	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

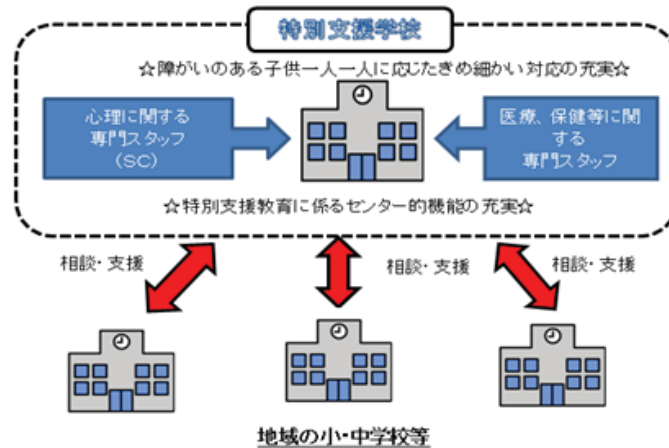
特別支援学校において、医療、保健、心理等に関する有資格専門スタッフを配置・活用することにより、特別支援学校の専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒に対する相談・支援機能（センター的機能）の充実を図る。

2 事業概要

1 医療や保健等に関する専門スタッフの活用
 医療、保健等の専門的な知識・技術等を有する外部専門家を活用し、児童生徒の実態把握や自立活動の指導等に関する専門性を向上するとともに、安心・安全な教育環境を整備する。
 ○ 活用する専門スタッフ：理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等
 ○ 全県立特別支援学校（20校）
 ○ 1校当たり年間6回、1日7時間

2 心理に関する専門スタッフの配置
 臨床心理の専門的知見を有するスクールカウンセラー（SC）を配置し、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。
 ○ 全県立特別支援学校（20校）に配置
 ○ 1校当たり週7時間、年間35週（5校）…大規模校
 ○ 1校当たり週4時間、年間35週（15校）…その他の学校

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施した学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	75%	75%	85%	調査中	
成果指標		H29	H30	R1		
スクールカウンセラーを活用した小・中学校等への相談・支援件数	目標	60件	120件	180件		
	実績	64件	107件	121件		
【指標の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーを活用した職員研修の実施回数について、各校が最低年2回以上行うことを目指す。 ・ 「地域におけるセンター的機能」を果たすため、特別支援教育に関する専門性を有したスクールカウンセラーを活用した地域の小・中学校等への相談・支援（1年目：60件以上、2年目：120件以上、3年目：180件以上）を行うことを目指す。 						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施している学校は85%（17校/20校）となっており、目標を達成していないが、スクールカウンセラーの活用の有効性を周知するとともに、職員研修の実施を促すことにより、目標を達成することができると考える。 ・ R2実績については調査中。 ・ R2年度以降、小・中学校等において、スクールカウンセラーが全校に配置されることに伴い、今後の特別支援教育に関する相談は、小・中学校等に配置されたスクールカウンセラーが当事業のスクールカウンセラーと連携して行うことになるため、小・中学校等への相談・支援件数を成果指標として活用しない。 						

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 外部専門家による医療的な視点での児童生徒の障がい等の状態に関する評価や、スクールカウンセラーによる専門的視点でのカウンセリング等を教員が身近で見ることができるようになったことで、教員の専門性向上につながっている。
	【事業の効率性】 教員の専門性向上が特別支援学校としての組織力強化につながり、結果として地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実にも効果が現れている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	20,180	22,189	22,068	時間	656	656	656
（うち一般財源）	13,359	14,795	14,714	人件費（千円）	2,695	2,649	2,649

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	
<input type="checkbox"/> 終了（完了） <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止	
【上記の理由】 学校の障がい種又は対象児童生徒の年齢等によって、地域の小・中学校支援の方策が困難なケースがあるため、学校間での取組状況等に関する情報共有を継続して進める必要がある。	
【見直し内容】 スクールカウンセラー連絡会議において効果的な実践事例発表等を来年度も継続して実施することにより、情報の共有とより有効な活用促進を図る。 年度当初に実施する特別支援学校校長研修会及び副校長・教頭研修会において外部専門家の具体的な活用法や成果指標について周知を行うことにより、目標達成に向けた取組みの推進を図る。	

事業名	福岡県体力向上総合推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業 開始年度	H27
-----	---------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	2	体力の向上	施策	1	体力向上のための取組みの推進

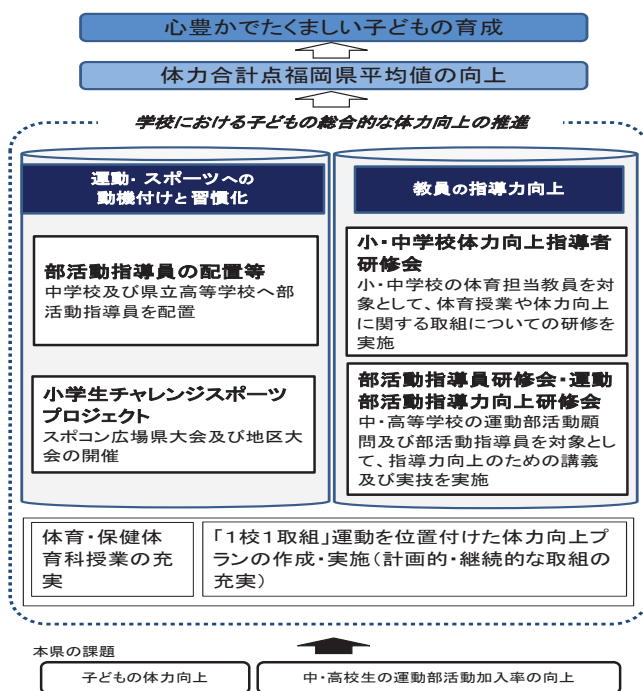
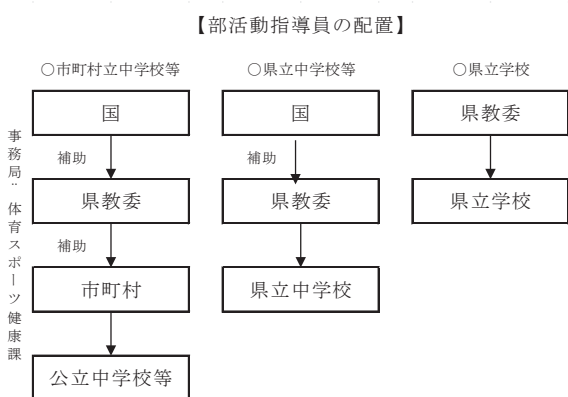
1 事業のねらい・目的

- ・小学校において、児童に基礎的な体づくりの必要性を理解させ、運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図る。
- ・部活動指導員の任用を拡充することにより、より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに、教職員の負担を更に軽減する。
- ・中・高等学校において、魅力ある運動部活動を構築し、運動部活動加入率を向上させるとともに、生徒や保護者の多様なニーズに応じた運動部活動の環境を構築する。(R2年度目標：中学校63.3%以上 高等学校50.0%以上)
- ・運動部活動に係る諸課題を解決し、生徒や保護者の多様なニーズに対応する運動部活動の指導体制を構築する。

2 事業概要

- 小学生チャレンジスポーツプロジェクト
「スポコン広場」地区大会及びチャレンジランキング大会の開催、及びスポコン広場への取組の表彰
- 部活動指導員の配置
・政令市を除く市町村立中学校(100校)、県立中学校(5校)及び県立高等学校等(95校)の部活動に各3名配置(年45回) 土日、祝日、長期休業中等の学校休業日の活動に配置(大会及び練習試合等の単独引率も可)
・県立特別支援学校において平日に部活動を実施している中学部(5校)・高等部(11校)に各3名を配置(年35回)
- 部活動指導員等の研修
・部活動指導員に対し、運動部活動の適切な運営、学校教育の一環としての部活動の在り方、生徒理解に基づく指導法やスポーツ医・科学に立脚した指導法等に関する研修会の開催(年2回)
・部活動の経験の浅い顧問や競技歴のない顧問に対し、スポーツ医・科学に立脚した指導方法等に関する研修の開催(年4回)
- 運動部活動の在り方に関する調査研究委員会
・本県の中学校における運動部活動の指導体制の在り方について協議する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		H27	H30	R1	R2	R3
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の県平均値 (公立学校) (総合計画)	目標	小：男子53.80 女子55.18 中：男子41.89 女子49.08	小：男子54.21 女子55.90 中：男子42.32 女子50.61	小：男子53.61 女子55.59 中：男子41.69 女子50.22	調査 中止	全区分全国平均値以上 (毎年)
	実績	小：男子54.05 女子54.76 中：男子41.56 女子48.16	小：男子55.25 女子56.32 中：男子43.55 女子51.25	小：男子54.41 女子55.96 中：男子43.20 女子50.52	調査 中止	
運動部活動加入率(中学校)	目標	60.8%	63.3%	63.3%	63.3%	63.3%
	実績	59.3%	58.6%	57.5%	56.3%	
運動部活動加入率(県立高校)	目標	48.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
	実績	47.6%	48.3%	47.5%	47.0%	
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の全国平均値と県平均値を比較することで本県の体力の現状を把握する。 平成29年度までの計画で加入率が達成できなかったため、目標値は維持することとし、運動部活動加入率(中学校・高校)の向上を図る。 令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ庁が中止を決定。 <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、体力合計点平均値については、小学校男女及び中学校男女全ての区分で全国平均値を上回った。 令和2年度、運動部活動加入率は、中学校男女及び高等学校男子の加入率の低下に伴い、目標値を下回った。生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部が少ないことや少子化に伴い部活動数が減少していることが低下の要因と考える。 						

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度においても全国体力・運動能力、運動習慣等調査における福岡県の体力合計点が全区分で全国平均点を超えた。 記録に挑戦する楽しさ等を味わわせることで、運動への動機付け、習慣化を図ることができた。 専門的指導ができる中・高等学校の運動部活動顧問の不足を補うことで、生徒のニーズに応えることができた。 児童が意欲的に取り組む運動機会を提供することで、運動習慣を定着させることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修内容を現場のニーズや課題に合わせて改善を図ることで、研修の充実を図ることができる。 外部指導者・部活動指導員を派遣することで、学校において指導者(教員)が不足している運動部活動の補填を行うことができる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費 時間	R1	R2	R3
歳出	38,795	147,312	▲1,251	113,825		3,000	3,338	3,184
(うち一般財源)	35,322	119,809	▲1,251	98,077	人件費(千円)	12,324	13,479	12,857

6 見直しの内容	<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施により、本県児童生徒の体力は向上傾向にある。体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素である。今後、さらに体力の向上を推進していくことは大変重要であるとする。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響下における運動機会の提供として、「スポコン広場」地区大会及びチャレンジランキング大会の開催について検討し、各学校や地域の実情に応じた取組の更なる充実を図る。 部活動指導員の配置事業において、これまでの実績を鑑み予算を精査したことによりR3事業費の減。(▲33,487千円) 	

事業名	ふくおかアスリート育成強化事業	部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しむ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	1	県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

1 事業のねらい・目的

- ・タレント発掘事業とジュニア選手所属団体が行う育成を効果的に機能させる。
- ・優秀なジュニアアスリートに対し、早期からトップレベルの競技体験をさせ、国際競技力の向上、成長の可能性の幅をひろげる。

2 事業概要

福岡県スポーツ協会への委託事業として(1)・(2)を実施、福岡県選手強化推進実行委員会の補助事業として(3)を実施

(1)ジュニアアスリート育成強化システム整備事業

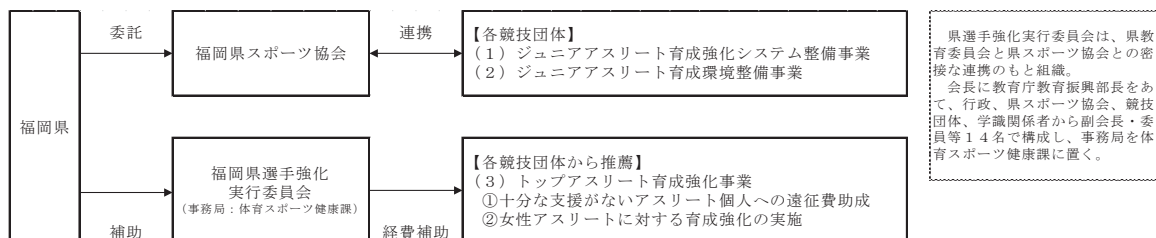
- ①指導者の育成を通じたジュニアアスリート育成強化システムの構築
中央競技団体等が行う研修会に各競技団体(26団体)のジュニアアスリート指導者を派遣するとともに、県内の指導者に研修内容の共有を図る。
(各競技団体(26団体)が行う強化合宿や技術指導講習会で、中央競技団体等が行った研修内容をフィードバックする。)
- ②有望な競技者や指導者を招聘
有望な競技団体(5団体)が、世界レベルで活躍するトップアスリートや優秀な指導者を招聘した練習会等を実施する。
- ③国際的な競技経験を高めるために有望な競技団体を海外遠征へ派遣
優秀選手を育成する強化体制を備えた競技団体が、指導者・強化担当者及び選手(原則として中学生)を海外に派遣する。

(2)ジュニアアスリート育成環境整備事業
使用する競技用具の性能や操作性によって競技結果が左右される競技団体の競技用具等を整備する。

(3)トップアスリート育成強化事業

- ①高校生アスリートへの海外遠征支援
国際大会への出場可能性が高いものの、十分な支援が行き届いていないアスリート個人に対して海外遠征等の実施を支援する。
- ②女性アスリートに対する育成強化の実施
 - ・女性アスリートに対する強化拠点の整備
関係機関や団体の協力を得ながら女性アスリートの練習環境を整備し、女子競技における強化拠点づくりを支援する。
 - ・女子競技遠征・主要大会参加及び女性トップ選手の招聘
有力・強豪チームとの強化練習会・試合や全国規模の主要大会に参加するため、遠征を実施する。また、全国及び海外トップレベルの女性アスリート選手を招聘し、県内の女子選手と強化練習会・試合等を行う。
 - ・女性コーチサミットの開催
女性指導者の強化活動における成果・諸課題に関する情報交換や、県内各競技団体の県内強化練習会に、中央の女性競技のトップレベルコーチを招聘する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3
国民体育大会における男女総合成績順位（総合計画）	目標		8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
	実績		9位	8位	11位	延期	
国民体育大会における少年種別男女成績順位	目標		8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
	実績		8位	8位	9位	延期	
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会入賞者は、日本国内のトップレベルの選手であり、オリンピックなどの国際大会出場の可能性が高いため。 令和2年国民体育大会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、延期となった。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 目標の8位以内は達成できなかった。その理由としては、個人種目での入賞は増加したが、団体種目での入賞が減少したことや九州ブロック国体での本国体出場権獲得数が減少したことが挙げられる。 国民体育大会においては、常時8位以内入賞という高い競技力を維持・向上させるとともに、県民のスポーツへの関心を高める。 							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> オリンピックなどの国際大会をはじめ、世界で活躍する本県出身のトップアスリートを育成するために、本事業は有効である。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に活躍するジュニアアスリートを育成することで、オリンピック大会をはじめとした大規模大会に本県出身の選手を輩出することができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	56,703	63,275	▲ 38,200	63,352	時間	506	568	560
（うち一般財源）	47,782	53,216	▲ 31,967	53,311	人件費（千円）	2,079	2,294	2,262

6 見直しの内容						
継続	（ 拡充	改善	（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小	）
終了	（ 完了	再構築	（他の事業に組み替え）	廃止		）
【上記の理由】						
<ul style="list-style-type: none"> 継続して支援していくことにより、世界の舞台で活躍する本県出身のトップアスリートが増加し、県民に夢や希望を与える存在となる。 						
【見直し内容】						
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から競技者育成事業と競技団体等活性化事業に分けて再構築を行う。 						

(様式1号)

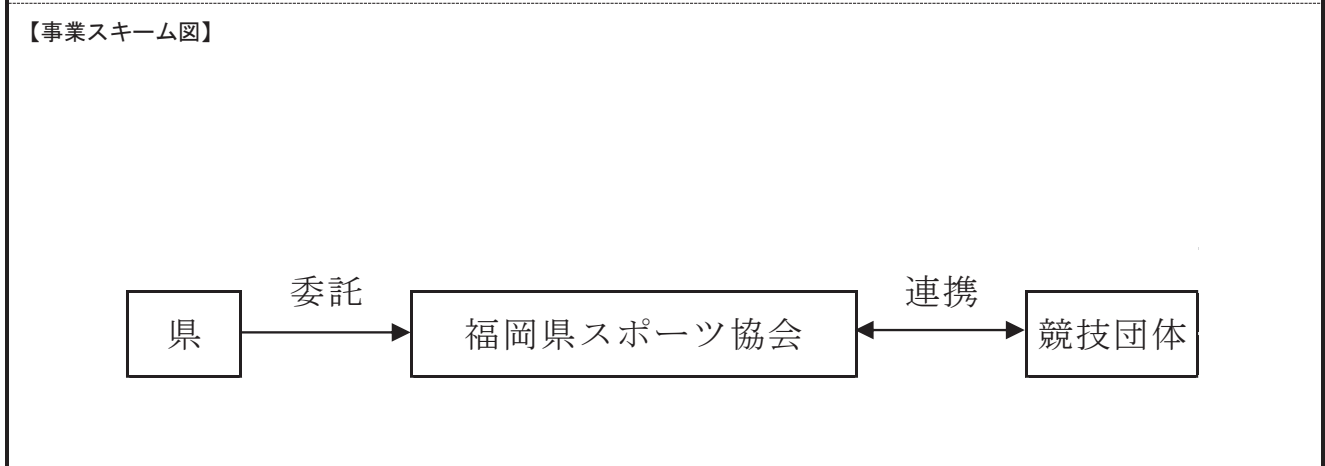
R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	競技スポーツ活性化推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業 開始年度	R1
-----	---------------	-------	-----------------------	------------	----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しむ幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	1	県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体が行う小中学生選手発掘活動に係る支援等を実施し、競技適性の優れた人材を発掘できる機会を確保する。 ・競技団体が行う小中学生(小学5年生～中学3年生程度)や成年選手(大学生や社会人)などの優秀な選手の計画的・継続的な育成・強化活動を支援することにより、本県競技力の向上に資する。 ・国体上位入賞者(団体)を有する競技団体に対し、重点的に補助することにより、成果指標である国体常時8位以内入賞の土台をつくるとともに、効果的な強化活動を生み出す。 ・本県の競技力を維持・向上させるために、競技団体に対する補助を実施することにより、競技団体の一貫指導システムの更なる充実を図るとともに、県民がスポーツを身近に感じることで県民のスポーツへの関心を高め、競技人口の拡大を図る。
-------------	--

2 事業概要	<p>①～③の事業は県内の競技団体を統轄している福岡県体育協会への委託事業として実施する。</p> <p>①小中学生発掘・強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技団体が実施する小中学生選手発掘活動に係る経費を競技団体に補助する。 ・小中学生が計画的・継続的な強化合宿や遠征等を実施する際の旅費等を競技団体に補助する。 ・小中学生やそのコーチが参加する研修会や強化合宿等に優秀な指導者を招聘する経費を補助する。 <p>②国体ふるさと選手支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア世代(小・中・高)まで県内で育成され、進学や就職等により他県で活動している本県出身のアスリートが、各競技団体が実施する強化合宿や県外遠征等で活動する際の経費を競技団体に補助する。 <p>③重点種目強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度国体上位入賞者(団体)を有する種目の強化活動を実施する競技団体に対し、その活動費を重点的に支援する。
--------	--



3 事業目標等																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国民体育大会における男女総合成績（総合計画）</td> <td>目標</td> <td>8位以内</td> <td>8位以内</td> <td>8位以内</td> <td>8位以内</td> <td>8位以内</td> <td>8位以内</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>8位</td> <td>11位</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	国民体育大会における男女総合成績（総合計画）	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	実績	8位	11位	—			
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5																	
国民体育大会における男女総合成績（総合計画）	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内																	
	実績	8位	11位	—																				
【指標の考え方】																								
<ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会入賞者は、日本国内のトップレベルの選手であり、上位入賞は本県競技スポーツが活性化しているといえるため。 令和2年国民体育大会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、延期となった。 																								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																								
<ul style="list-style-type: none"> 目標の8位以内は達成できなかった。その理由としては、個人種目での入賞は増加したが、団体種目での入賞が減少したことや九州ブロック国体で本国体の出場権獲得数が減少したことが挙げられる。 国民体育大会においては、常時8位以内入賞という高い競技力を維持・向上させるとともに、県民のスポーツへの関心を高める。 																								
4 有効性・効率性	【事業の有効性】																							
	<ul style="list-style-type: none"> オリンピックなどの国際大会をはじめ、世界で活躍する本県出身のトップアスリートを育成するために、本事業は有効である。 小中学生スポーツ支援事業で支援を受けた選手が、ジュニアアスリート育成強化事業やトップアスリート育成強化事業の対象選手となり、更に効果的な強化を行うことで、インターハイや国体での上位入賞者の増加が見込まれる。 優秀な本県出身選手がふるさと選手として国体上位入賞を足掛かりに、国際大会等で活躍することが期待されるとともに、県民に夢や感動を与えることができる。 																							
	【事業の効率性】																							
	<ul style="list-style-type: none"> 本県の『重点種目』を設定し、その種目の強化活動を行う競技団体へ積極的に支援することにより、本県のお家芸（得意種目）の高い競技力を維持・向上させるとともに、競技団体内の活性化や他の競技団体のモチベーションの向上を図ることができる。 これらの取組により、県内の競技団体の一貫指導システムの構築を促進し、国体常時8位以内入賞という高い競技力を維持・向上させるとともに、県民のスポーツへの関心を高めることができる。 																							
5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3																
歳出	29,835	50,355	▲ 5,164	50,506	時間	369	568	570																
（うち一般財源）	29,835	50,355	▲ 5,164	50,506	人件費（千円）	1,516	2,294	2,302																
6 見直しの内容																								
<input checked="" type="radio"/> 継続（ <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小） <input type="radio"/> 終了（ <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止）																								
【上記の理由】																								
<ul style="list-style-type: none"> 継続して支援していくことにより、世界の舞台で活躍する本県出身のトップアスリートが増加し、県民に夢や希望を与える存在となる。 																								
【見直し内容】																								
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から競技者育成事業と競技団体等活性化事業に分けて再構築を行う。 																								

事業名	地域学校協働活動事業		部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、 将来にむかってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1 4	学力の向上 学校、家庭、地域の連携・協働	施策	1 1	確かな学力向上のための取組の推進 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

1 事業のねらい・目的

地域と一体となって子どもの成長と学校を支える体制を整備することを目的とし、ひいては、地域における人づくり・絆づくりに資する。

<目的>

- 学校と地域とで学校教育目標や子どもの姿、地域課題等を共有し、課題解決のための実働ができる体制づくりを構築する。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全安心な放課後の居場所づくりを進める。
- 教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間の確保とともに教育活動の充実に資する体制整備を図る。

2 事業概要

1 地域学校協働活動の推進

地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで、地域学校協働活動にかかる多様な活動（学校支援、放課後の学習支援・体験活動、地域未来塾等）を円滑に実施する。

(1) 市町村の校区等における地域学校協働活動の実施（市町村への補助事業）

① 地域学校協働本部の設置

地域学校協働本部（地域学校協働活動推進員を中心とした組織体）の設置に係る補助
・地域学校協働活動推進員、協働活動サポーター、ボランティア等で構成

② 学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題解決に向けた多様な活動

地域学校協働活動本部を中心とし、多様な活動を総合的に実施する本部への補助

(2) 県立特別支援学校における地域学校協働活動の実施（県直執行）

学校支援 県立特別支援学校（初等中等部）16校において「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員が学校との連絡・調整を行い、各活動の企画・推進等を総合的に行う。

2 地域体制づくりの総合的推進と人材育成の機会提供

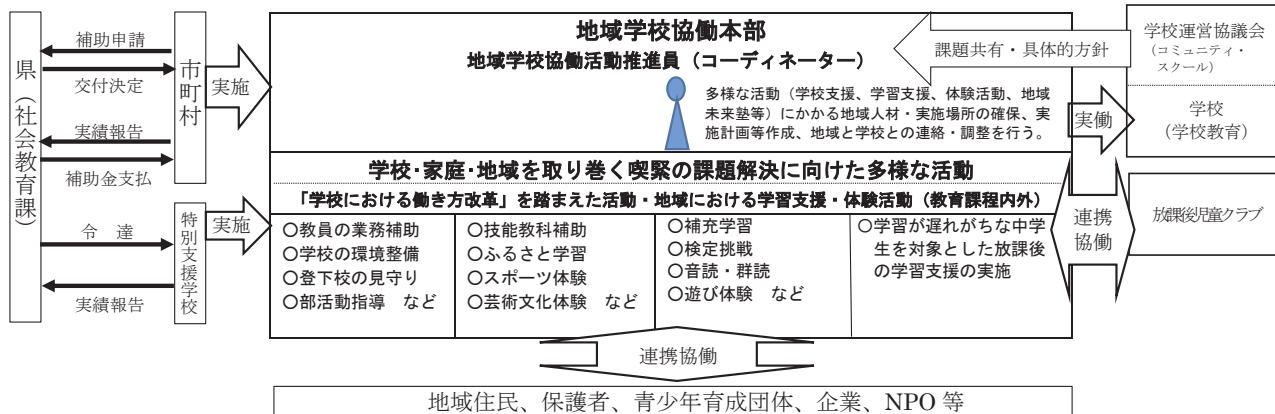
(1) 事業の総合的推進・評価を行う県域の推進会議の設置

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の関係者を招集し、県域の実施状況及び推進方策等の検討会議を実施。

(2) 地域学校協働活動の推進を図るための研修会の実施及び広報活動

地域学校協働活動の実施にかかる、関係者の資質・能力の向上及び取組の周知を図ることを目的に実施。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
地域学校協働本部の設置市町村数 (H29~R1)	目標	20	30	40	396	489	578
地域学校協働によるカバー校区数 (R2~)	実績	29(188校)	35(275校)	39(300校)	調査中		

【指標の考え方】

- ・令和4(2022)年度までに、県内578校（指定都市・中核市を除く）をカバーして地域学校協働活動を推進。
- ・令和2(2020)年度からは「地域と一体となった学校づくり推進事業」として実施することとなり、「実施市町村数」を「実施校区数」と変更した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R1年度は、目標の40市町村に対し、39市町村とわずかに下回っている。
- ・地域学校協働本部未設置の市町村に対して取組みの広報・啓発、奨励を行っており、地域学校協働活動の理解が図られ、活動実施している市町村は増加しているものの、仕組みとしての本部の設置にまでは至っていない。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>(1) 地域と学校が連携・協働することで、地域住民の子どもの教育に関わろうとする意識を高め、地域ぐるみでの子どもの学力向上や教育環境の醸成につなげている。また、保護者が子育てしながら働きやすい環境をつくることができる。</p> <p>(2) 地域学校協働活動推進員が中心となって地域学校協働活動を実施し、地域住民等と学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を行うことで、学校支援及び放課後等の学習支援や体験活動をスムーズに行うことができる。</p> <p>(3) 令和元年度全国学力・学習状況調査の結果、小学校では、国語は平均で全国を上回っており、算数は全国平均である。中学校では、英語（話すこと）以外は全国平均を下回っているものの、国語、数学は経年的に改善傾向が継続している。今後も引き続き、学習習慣の定着や学力向上に寄与していく。</p> <p>(4) 学校支援・放課後の学習支援は、教職員の働き方改革取組指針にも示すとおり、授業の補助や環境整備等に地域住民等が参画することで、教職員の負担が実質的に軽減される。また、放課後の学習支援として、予習・復習や宿題等の補充学習に取り組むことで、「子どもと向き合う時間」が確保される等学校教育の質の維持・向上につながる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>地域人材や地域資源を活用する仕組みづくりを学校運営協議会と一体的に推進することで学校運営の改善と地域づくりに相乗効果を発揮し、活動が一層進む。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	72,191	153,374	▲810	167,934	時間	445	489	669
（うち一般財源）	35,136	77,346	▲540	84,546	人件費（千円）	1,829	1,975	2,702

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小（ <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止（）		
【上記の理由】	<p>国の補助金を活用してH29年度から地域学校協働活動を実施しており、R2年度までに実施校数は1.6倍に拡大したが、令和4年度までに全校実施を目指しており、令和3年度も実施校のさらなる増加を図る必要がある。</p> <p>また、学校支援による教職員の負担軽減、放課後の学習支援等による補習授業による学力の向上、子どもの居場所づくり等の事業効果が期待できることから、市町村からのニーズも非常に高まっており、本事業の一層の充実が求められている。</p> <p>さらに、地域で子どもの成長と学校を支える体制を整えるために、地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進について市町村を支援する必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>○全市町村での取組実施に向けて、地域学校協働本部未設置市町村への支援の強化を図る。</p> <p>○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進を支援するための連携体制を構築し、活動の充実を図る。</p> <p>○未実施市町村や未実施校の状況を鑑み、他課と連携した個別の支援方を検討・共有する場を設ける。</p> <p>○実施校数の拡大に伴い、教育活動の充実や地域の協力体制の充実に向けた調査分析を行い、次年度の活動に活かす。</p>		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子どもの読書活動推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業 開始年度	H30
-----	--------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、 将来にむかってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	7	読書活動の充実

1 事業のねらい・目的

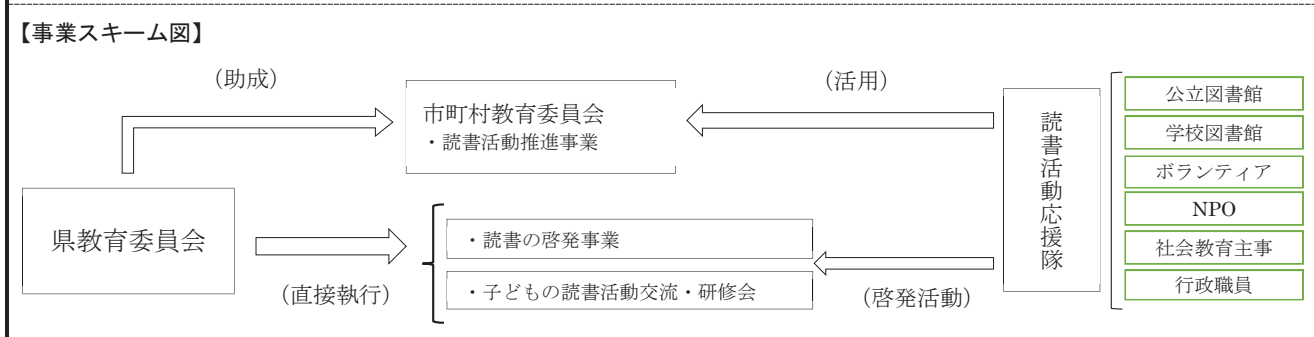
○ 読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする上で欠くことのできないものである。そのため、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施することで、読書習慣の定着と学校・家庭・地域・民間における読書環境の充実を図る。また、読解力、語彙力、思考力など学力向上の基盤となる基礎的な能力を養う。

2 事業概要

○ 読書活動応援隊を活用した子どもの読書活動推進事業の実施

(1) 読書の啓発事業の実施
小学生の子どもを持つ保護者への啓発事業
読書活動応援隊(※1)による読書の意義と重要性の啓発、読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法等の伝授(入学説明会・保護者集会・学習発表会等)
※1 読書活動応援隊とは、公立図書館が把握している子どもの読書活動を推進するボランティア団体、県社会教育主事、市町村職員、NPO等からなるチーム(活動内容により、小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーター(※2)養成講座等の修了者も含む)。
※2 小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーターとは、所定の養成講座を修了した児童・生徒

(2) 読書交流事業の実施
① 読書活動応援隊を活用した市町村が実施する読書活動への支援
【活動例】
・家庭での読書「うちどく」 ・小・中学生への読み聞かせ ・小・中学生に対するストーリーテリング
・小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーター養成 ・中学生の小学生に対する読み聞かせやブックトーク
・小・中学生合同のビブリオバトル ・公立図書館を活用した子ども司書体験 等
② 子ども読書活動交流・研修会
・小・中学生によるビブリオバトルやブックトーク等の実演 ・市町村における読書活動の取組の実践発表
・外部講師による講演



3 事業目標等

成果指標		基準H29	H30	H31(R1)	R2		
小学生の不読率	全国	20.5%	18.7%	18.7%	—		
	福岡	22.7%	21.4%	21.0%	—		
中学生の不読率	全国	35.6%	32.9%	34.8%	—		
	福岡	40.4%	37.2%	39.2%	—		

【指標の考え方】
 ・一日当たりまったく読書をしない児童生徒の割合(不読率)について、H29全国不読率を指標としている。
 継続的に全国平均未満を目指す。
 (全国平均については、全国学力・学習状況調査結果を参照する) ※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により実施なし

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・H29全国不読率に対して、小学校では0.5ポイント、中学校では3.6ポイント上回っており、目標達成には至っていない。
 全国平均と同じく、少しずつ解消しつつはあるが、特に中学生において全国と県の差が大きく、中学生に対しての交流活動の実施状況が不十分であると考えられる。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業によって読書応援隊が派遣された小学校数（H30年度、R1年度累積） 54市町村 247校（437校中） 実施率 57% （3年間ですべての小学校での実施を計画） のべ176名の読書ボランティアが、読書活動応援隊として啓発事業へ従事 ・交流事業に取り組んだ市町村数 31市町村で実施 主な活動内容の充実 （うちどく、小学生リーダー養成、中学生サポーター養成、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等） ・啓発事業によって読書応援隊が派遣された小学校へのアンケート 「保護者の反応：とても良かった72%」 「次回も活用したい：活用したい100%」 ・子どもの読書活動交流・研修会における実演・実践発表の参考度 「実演・実践発表は参考になったか：参考になった100%」
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動をさらに充実させるため、公共図書館や地域で活動する人材を活用した計画的・継続的な読書活動の在り方を提起していくことが必要である。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	6,076	5,092	▲1,275	—	時 間	370	370	—
（うち一般財源）	6,076	5,092	▲1,275	—	人件費（千円）	1,520	1,495	—

6 見直しの内容								
	継続（ 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小（				
	終了）（ 完了	再構築（他の事業に組み替え）	廃止（					
【上記の理由】	<p>読書活動は子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする上で、欠くことができないものであり、より一層の推進が必要である。しかしながら、県の課題として、依然として小中学生の不読率は全国平均を上回り、家庭・地域の読書環境の整備・強化により子どもの自発的な読書を促す取組が必要であるため。</p>							
【見直し内容】	<p>発達段階ごとの読書活動の取組を計画的・継続的に実施する市町村に対する支援を強化すること。 子どもの自発的な読書を促す家庭・地域の読書環境を整備・強化することで、子どもの読書習慣の形成・定着と子どもを取り巻く読書環境の充実を図ること。 特に中学生の不読率における全国平均との乖離が大きいことから、中学生を対象とした読書習慣の形成・定着を図る取組を中心とし、総合的な活動として充実させること。</p>							

事業名	犯罪被害者対策強化事業	部課(室)	警察本部総務部 被害者支援・相談課	事業 開始年度	H19
-----	-------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

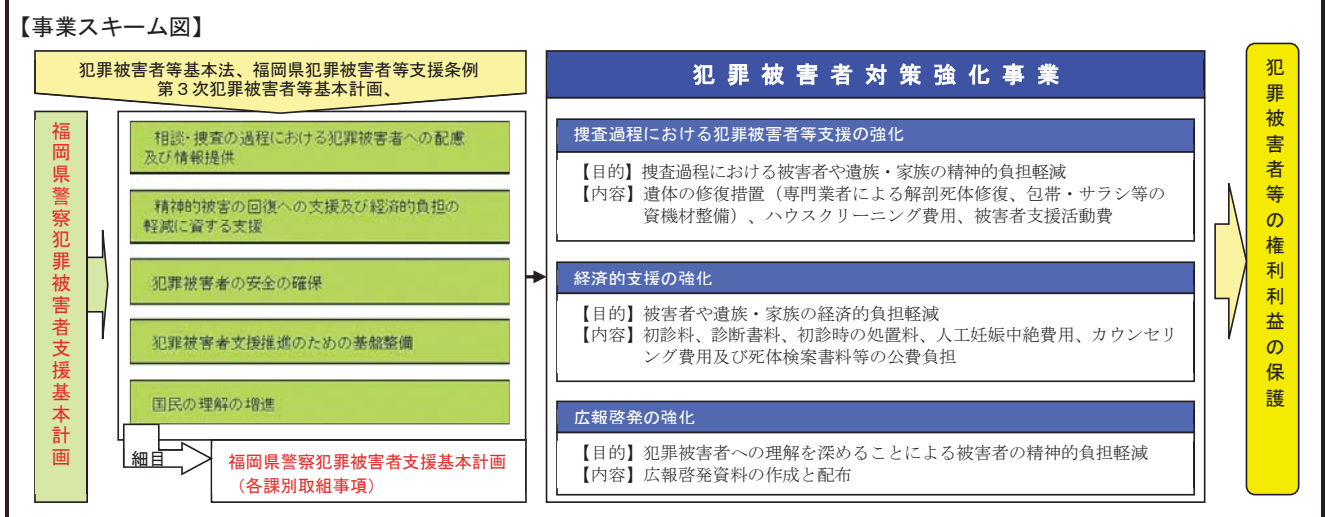
1 事業のねらい・目的
 犯罪被害者等基本法、福岡県犯罪被害者等支援条例、第3次犯罪被害者等基本計画、福岡県警察犯罪被害者支援基本計画に基づく各種施策を実施し、更なる犯罪被害者支援を充実させることで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。

2 事業概要

(1) 捜査過程における犯罪被害者等支援の強化
 犯罪被害に遭った後の捜査過程において、犯罪被害者等の二次的被害を防止することが求められている。よって、検視や司法解剖に関する適切な説明や専門業者による遺体修復措置等を行い、また証拠品を還付する際の専用の手提げ袋を用意するなどし、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る。
 ・ 検視等に関する情報提供の充実（リーフレットの作成、配付）
 ・ 解剖死体修復費及び死体修復資機材費
 ・ ハウスクリーニング費用
 ・ 被害者支援活動費（証拠品返還用手提げ袋費用、飲食費、旅費）

(2) 経済的支援の強化
 犯罪被害者やその家族（遺族）が自己負担している医療費等を公費負担することにより、精神的・経済的負担の軽減を図る。
 ・ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費
 ・ 人工妊娠中絶費用（性犯罪被害者）
 ・ 身体犯被害者の初診時医療費等
 ・ カウンセリング費用
 ・ 死体検案書料（解剖死体）

(3) 広報啓発の強化
 犯罪被害者は勿論、県民（犯罪被害者の周囲）に犯罪被害者への理解を深めてもらうことにより、被害者の二次被害の防止等、精神的負担の軽減を図る。
 ・ 保護者向け、外国人向けのリーフレット、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」ポスター作成費
 （令和2年度については、コロナウイルス感染対策による予算補正のため、外国人向けリーフレット及び#8103ポスター作成事業は中止）



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
職員に対する教養の徹底回数	目標	35回	35回	35回	35回	35回	35回
	実績	54回	43回	66回	73回	28回	
市町村広報紙掲載回数	目標	60回	60回	60回	60回	60回	60回
	実績	42回	40回	38回	43回	45回	

【指標の考え方】
 ・ 本事業は、県警、知事部局、市町村、民間犯罪被害者支援団体等が一体となった総合的かつ計画的な取組みにより犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることが目標であることから、具体的な成果指標は設定していない。
 ・ なお、平成25年からは、取組指標として、職員に対する教養の徹底（全警察署各1回（合計35回））及び制度の周知を図るための積極的な広報啓発活動の推進（市町村広報紙掲載60回）を設定している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年中の「職員に対する教養の徹底回数」は28回であり、目標回数（35回）には至らなかった。
未達成の理由は、コロナウイルス感染予防のため対面による教養の機会が減少したためであるが、その代替として教養資料を21回発出し、教養の徹底を図った。
- 令和2年中の「市町村広報誌掲載回数」は45回で目標回数（60回）には至らなかった。
目標回数の未達成の理由は、自治体広報誌掲載スペースの確保がかなわなかったなどの理由によるものであるが、そのほかの広報媒体として、自治体のホームページ、自治体広報誌以外の地域情報誌、回覧板、ラジオ、ケーブルテレビ等を利用し広報啓発活動を行った。
- 本事業の活動結果（年度単位での算出、事業開始年度との比較）

・ 性犯罪被害者に係る緊急避妊等に対する支援	(H19)	94件	→	(R1)	72件（-22件）
・ 身体犯被害者に係る医師検診に対する支援	(H21)	19件	→	(R1)	53件（+34件）
・ 死体解剖時における死体検案に対する支援	(H21)	94件	→	(R1)	295件（+201件）
・ 検視等に関する情報提供（リーフレットの作成）	(H19)	5,500部	→	(R1)	4,000部（-1,500部）
・ 解剖に係る死体の修復等に対する支援	(H21)	686件	→	(R1)	670件（-16件）
・ カウンセリングに対する支援	(H29)	34件	→	(R1)	82件（+48件）

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 犯罪被害者等への支援は、常に、全国的に均一で高水準で受けられること及びその充実を図っていくことが求められており、本県においても、平成19年以降、順次犯罪被害者等が自己負担していた各種費用の公費支出制度を整備してきたことで、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や安全の確保につながっている。
平成29年度からは、カウンセリング費用の公費負担制度を整備、令和元年度からは、被害者の支援活動時に必要な費用に資することが可能な被害者支援活動費や県民の被害者支援への理解を深めるための広報啓発資料を整備するなど、犯罪被害者等のさらなる負担軽減につなげている。
- ・ 犯罪被害者等への支援を充実することで、潜在化しがちな性犯罪等の届出を促進し、被害者の負担を軽減するとともに、ひいては、認知した事件の検挙を通じて、新たな被害を防止することも可能となり、犯罪抑止の面からも有効である。
- ・ 犯罪被害者支援協議会や民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携のほか、県内の大学生に対する講義を始め、毎年11月を犯罪被害者支援活動等に関する広報月間として事業の周知徹底を図り、各種制度の活用実績も伸びている。

※ 犯罪被害者支援協議会での取組状況
犯罪被害者支援協議会は、警察署ごとに、犯罪被害者支援に関わる機関・団体によって構成されており、そのメンバー間の連携や具体的事案への対応能力の向上が求められている。
よって、平成23年からは同協議会において、具体的事例に基づき、被害直後から時間の経過に伴って被害者がどのような支援を必要とし、どの機関がいかなる支援を行っていけるかについて検討する被害者支援シミュレーションを導入している。
また、犯罪被害者が直面している法的・民事的問題を解消するため、各警察署犯罪被害者支援協議会（県下33協議会）において、平成26年から、福岡県弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会所属弁護士の参画を促し、同協議会の活性化と被害者支援の充実強化を図っている。

【事業の効率性】

- ・ 個別の事業ごとに、公費支出の適用除外規定（被害者に犯罪を誘発又は容認する行為があった場合等）も設けられており、真に支援を必要とする被害者に対する事業を推進している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2.6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	18,665	24,202	▲1,764	22,669	時間	36,361	32,015	32,015
（うち一般財源）	9,658	12,785	▲882	12,016	人件費（千円）	149,371	129,277	129,277

6 見直しの内容

継続（ ） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（ ）
終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）

【上記の理由】
犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加え、被害後も、経済的負担や深刻な精神的被害といった二次的被害に苦しんでいる状況にあることから、今後も本事業を継続する必要がある。

（費用対効果の向上）
本事業は出来る限り全国的に同水準で行われることが求められている。今後、更に犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るために改正、拡充した支援事業及び既存の支援事業が、犯罪被害者等のニーズに即して適切に適用されるよう、職員への教養を更に徹底していく。

（部局間の調整・連携）
警察署ごとに設置されている犯罪被害者支援協議会や福岡県犯罪被害者支援協議会（事務局：人づくり・県民生活部生活安全課）の参加機関・団体、市町村等の相談窓口とも更に連携し、本事業をはじめ、情報提供活動、性犯罪捜査官の活用、民間犯罪被害者等支援団体との連携によるきめ細かな犯罪被害者支援、各種犯罪被害者支援施策の広報に努める。

事業名	防災危機管理体制整備事業	部課(室)	警察本部総務部 情報管理課	事業 開始年度	H26
-----	--------------	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

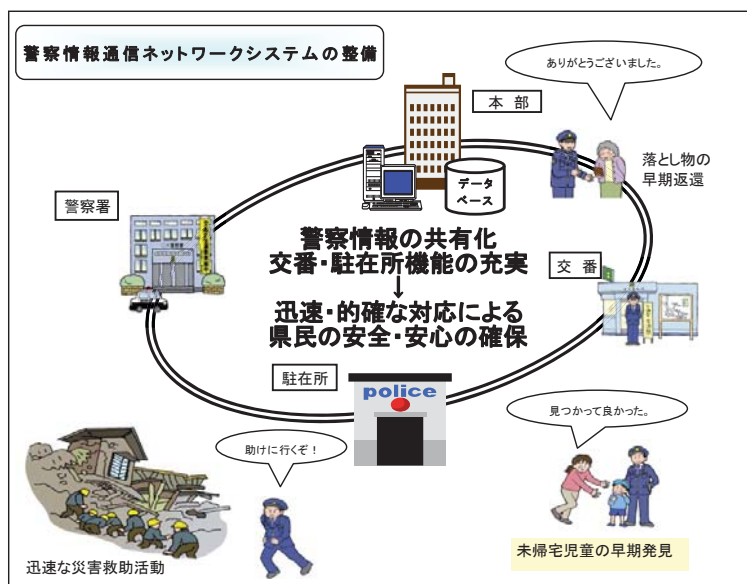
- 駐在所の通信インフラを確保することにより、安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図る。
- 情報通信ネットワークを整備することにより、情報セキュリティの強化を図る。

2 事業概要

- 駐在所を拠点とした災害活動に迅速・的確に対応するための機能の強化
 - ・ 道路等の寸断による孤立化が懸念される駐在所と県警災害本部等とがネットワークを介して被災情報等を共有
 - ・ 被災情報等を共有することにより、駐在所を拠点とした迅速かつ的確な避難誘導や救助活動等が可能
- 警察情報の共有による「生活安全センター」(※)機能の強化
 - ・ 県民への迅速な情報提供 → 地域安全情報の提供による安全安心の確保
 - ・ 行方不明者や未帰宅老人等の即時手配による発見保護活動の向上
 - ・ 犯罪発生状況や不審者情報等のタイムリーな入手と早期解決に向けた迅速な対応
- 遺失物管理システムの運用による県民サービスの向上
 - ・ 駐在所届出時のリアルタイムな手配・照会による落とし物の早期返還の実現
- ネットワークの整備による情報セキュリティの強化
 - ・ 迅速かつ安全な情報伝達手段の確保及びデータの送受信による警察情報(個人情報等)の漏洩防止

※「生活安全センター活動」
 地域社会の安全と平穏を確保するため、交番等を地域社会の「生活安全センター」と位置づけ、これを活動拠点に地域住民ボランティア、自治体等を支援し、協働して活動を展開するもの。
 (生活安全センター活動の三本柱)
 ○情報発信活動 ○要望把握活動 ○問題解決活動

【事業スキーム図】



駐在所の高度化による業務の効率化
 警察情報の共有化と有効活用
 ネットワークを利用した警察情報の伝達
 駐在所での遺失物管理システムの運用

災害活動に対応するための駐在所機能の強化
 「生活安全センター」機能の強化
 駐在所における住民サービスの向上
 情報セキュリティの強化

地域住民の安全・安心の確保

3 事業目標等

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ネットワーク整備駐在所数	目標	107箇所					
	実績	107箇所	—	—	—	—	—

【指標の考え方】

- ・ 事業開始時(平成26年度)に、県下の全駐在所(107箇所)へのネットワーク整備駐在所数を目標指標として設定していたが、同年度中に全駐在所へのネットワーク整備を完了した。
- ・ 安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図るためには、ネットワークの整備による県民に身近な駐在所機能の拡充が必要であることから、整備駐在所数を成果指標としていたところであり、新たな成果指標の設定は困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成26年度中に全駐在所へのネットワーク構築作業を完了した。
- ・成果指標の設定は困難であるが、新たなシステムの導入等により、駐在所機能の更なる高度化に努め、システムの活用や情報の共有化等により、県民の安全・安心や利便性を更に高めていき、その状況を把握するため、新たに活動指標を設定する。

指 標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
遺失物・拾得物取扱件数	実績	770,962	823,109	880,779	934,400	996,122	1,005,136	1,015,024	1,002,227	767,964
遺失物管理システム照会件数	実績	193,480	348,389	424,831	567,121	646,616	655,627	769,233	700,907	335,096
遺失物返還件数	実績	87,351	89,999	93,276	97,789	105,065	111,458	112,504	114,808	97,389
警察相談受理件数	実績	63,874	66,611	70,456	76,443	74,938	79,456	75,944	77,436	78,076

※ 実績については県警全体の数値を計上

4

【事業の有効性】

- ・災害発生時にネットワークを活用することにより、災害対策本部等と現地の拠点となる駐在所間で、被災状況の映像データ等の伝達が可能となるため、迅速・的確な指示による避難誘導措置や救助活動が可能となる。
- ・駐在所における遺失物管理システムの運用に伴い、駐在所からのリアルタイムな手配・照会が可能となったことから、落とし物の早期発見・返還につながり、県民のサービス向上が図られた。
- ・警察本部・警察署と駐在所における事件・事故の発生情報、画像情報等のリアルタイムな伝達・共有化が可能となった。
- ・ネットワークの活用により警察署等への文書搬送業務が大幅に削減されることによって、パトロール活動等の街頭活動時間を確保することが可能となった。
- ・電子メール等を利用した情報伝達が可能となったことから、USB等外部記録媒体の紛失等に起因する警察情報の漏洩防止が図られ、警察情報のセキュリティ体制が強化された。

【事業の効率性】

- ・各駐在所への伝達文書を電子データで送信することにより、資料配布に伴う業務の効率化・省力化を図るとともに、文書の電子データ化により、印刷用紙の使用量が抑制されるなど、経費削減につながった。

5 事業費 (千円)	R1 決算	R2 当初	R3 当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,829	9,449	9,449	時間	260	260	260
(うち一般財源)	9,829	9,449	9,449	人件費(千円)	1,069	1,050	1,050

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方式の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ネットワークを利用した遺失物管理システム等の運用により、住民サービスの向上や警察業務の効率化・省力化による街頭活動強化等に効果を発揮しており、引き続き、県民の安全・安心を確保するため、今後も継続して本事業を推進していく必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- ・システムを最大限に活用するため、情報伝達訓練や操作教養等を通じた職員個々のスキルアップを図る。
- ・犯罪発生状況や不審者情報等をリアルタイムに共有できるネットワークシステム等の効果的な活用を推進する。
- (その他)
- ・通信の暗号化やセキュリティソフトの導入、規定に基づく管理体制の整備、職員に対する研修指導を行うなどの情報セキュリティ対策を引き続き推進する。

事業名	交番ネットワーク整備事業	部課(室)	警察本部総務部 情報管理課	事業 開始年度	H24
-----	--------------	-------	------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

1 事業のねらい・目的

- ネットワークシステムを活用した交番の機能拡充により、県民のニーズに応えた安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図る。
- 情報通信ネットワークを整備することにより、情報セキュリティの強化を図る。

2 事業概要

情報通信ネットワークの延伸による

交番での遺失物管理システムの運用

警察情報の共有化と有効活用

交番機能の高度化による犯罪の抑止

ネットワークを利用した警察情報の伝達

【効果】

交 番 に お け る 住 民 サ ー ビ ス の 向 上

- ・ 遺失物管理システムの365日24時間運用による県民サービスの向上
- ・ 交番届出時のリアルタイムな手配・照会による落とし物の早期返還の実現

「 生 活 安 全 セ ン タ ー 」 機 能 の 強 化

- ・ 県民への迅速な防犯情報等の提供による交番の安全センター機能の強化
- ・ 犯罪発生状況や不審者情報等のリアルタイムでの入手による早期解決に向けた迅速な対応

地 域 警 察 官 の 現 場 執 行 力 の 強 化

- ・ 業務の効率化により立番やパトロール活動を強化し、住民の安心感を醸成
- ・ 犯罪発生状況等の迅速な集約・分析に基づくパトロール活動や警戒活動による犯罪の抑止

情 報 セ キ ュ リ テ ィ の 強 化

- ・ 情報通信ネットワークの交番までの延伸による迅速かつ安全な情報伝達手段の確保
- ・ ネットワークを活用したデータの送受信による警察情報(個人情報等)の漏洩防止

地域住民の安全・安心の確保

3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ネットワーク整備交番等数	目標●				225箇所					
	実績	225箇所	-	-	-	-	-	-	-	-

【指標の考え方】

- ・ 事業開始時(平成24年度)に、県下の全交番等(225箇所)へのネットワーク整備交番数を目標指標として設定していたが、同年度中に全交番等へのネットワーク整備を完了した。
- ・ 安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図るためには、ネットワークの整備による県民に身近な「交番」機能の拡充が必要であることから、整備交番数を成果指標としていたところであり、新たな成果指標の設定は困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 平成24年度中に全交番へのネットワーク構築作業を完了した。
- ・ 新たな成果指標の設定は困難であるが、新たなシステムの導入等により交番機能の更なる高度化に努め、システムの活用や情報の共有化等により、県民の安全・安心や利便性を更に高めていき、その状況を把握するため、活動指標を設定する。

指 標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
遺失物・拾得物取扱件数	実績	770,962	823,109	880,779	934,400	996,122	1,005,136	1,015,024	1,002,227	767,964
遺失物管理システム照会件数	実績	193,480	348,389	424,831	567,121	646,616	655,627	769,233	700,907	335,096
遺失物返還件数	実績	87,351	89,999	93,276	97,789	105,065	111,458	112,504	114,808	97,389
警察相談受理件数	実績	63,874	66,611	70,456	76,443	74,938	79,456	75,944	77,436	78,076

※ 実績については県警全体の数値を計上

4	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 交番における遺失物管理システムの運用に伴い、交番からのリアルタイムな手配・照会が可能となったことから、落とし物の早期発見・返還につながり、県民のサービス向上が図られた。 警察本部・警察署と交番における事件・事故の発生情報、画像情報等のリアルタイムな伝達・共有化が可能となった。 ネットワークの活用により警察署等への文書搬送業務が大幅に削減されることによって、パトロール活動等の街頭活動時間を確保することが可能となった。また、リアルタイムに犯罪発生状況等が把握できることによって、より効果的なパトロール活動等を実施することができ、犯罪や交通事故を抑止し、県民の安心感の醸成に寄与した。 電子メール等を利用した情報伝達が可能となったことから、USB等外部記録媒体の紛失等に起因する警察情報の漏洩防止が図られ、警察情報のセキュリティ体制が強化された。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> 各交番への伝達文書を電子データで送信することにより、資料配布に伴う業務の効率化・省力化を図るとともに、文書の電子データ化により印刷用紙の使用量が抑制されるなど、経費削減につながった。

5	事業費(千円)	R1 決算	R2 当初	R3 当初	人件費	R1	R2	R3
	歳出	29,905	29,302	29,302	時間	313	313	313
	(うち一般財源)	29,905	29,302	29,302	人件費(千円)	1,286	1,264	1,264

6	見直しの内容
	(継続) (拡充 改善 (実施方式の大きな変更等を伴うもの) (一部改善) 縮小) (終了) (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
	【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 交番ネットワークを利用した遺失物管理システム等の運用により、住民サービスの向上や、警察業務の効率化・省力化による街頭活動強化等に効果を発揮しており、引き続き県民の安全・安心を確保するため、今後も継続して本事業を推進していく必要がある。
	【見直し内容】 <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> システムを最大限に活用するため、操作教養等を通じた職員個々のスキルアップを図る。 犯罪発生状況や不審者情報等をリアルタイムに共有できるネットワークシステム等の効果的な活用を推進する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信の暗号化やセキュリティソフトの導入、規定に基づく管理体制の整備、職員に対する研修指導を行うなどの情報セキュリティ対策を引き続き推進する。

(様式1号)

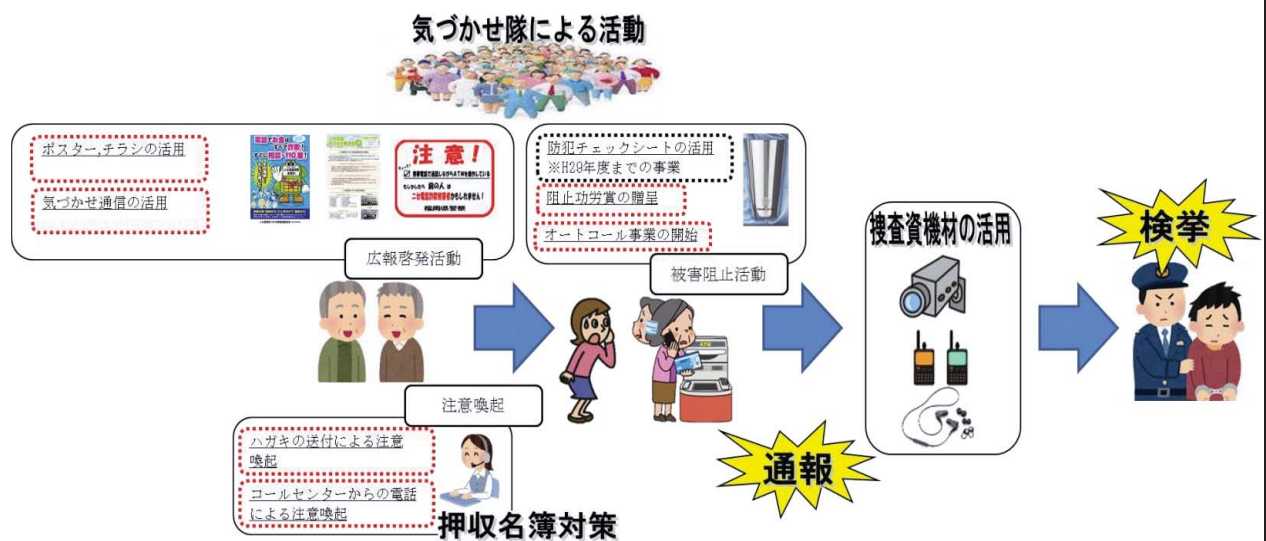
R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	「二セ電話詐欺」対策事業 (被害阻止対策事業)	部課(室)	警察本部 生活安全部生活安全総務課 刑事部捜査第二課	事業 開始年度	H27
-----	----------------------------	-------	----------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的	
「二セ電話詐欺」の撲滅	
2 事業概要	
<p>1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進</p> <p>(1) ニセ電話気づかせ隊による活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ チラシの配布及びポスターの掲示 ○ ニセ電話気づかせ隊に対する「ニセ電話気づかせ隊通信」の送付 ○ ニセ電話詐欺の被害阻止者に対する阻止功労賞の贈呈 <p>(2) 関係機関等と連携した水際対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オートコール事業の開始 <p>2 押収名簿対策の強化</p> <p>被害に遭う可能性の高い押収名簿登載者への効果的・効率的な啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 押収名簿登載者に対する注意喚起用ハガキの送付 ○ 押収名簿登載者に対するコールセンターからの電話による注意喚起 <p>3 ニセ電話詐欺捜査基盤の活用による検挙の徹底</p> <p>現場設定型捜査資機材を活用し、迅速かつ的確な捜査により、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。</p> <p>【現場設定型捜査資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場検挙資機材 (ICレコーダー等) ○ 本部用資機材 (無線機、車載カメラ、対刃防護衣、電池等) ○ 被害者用資機材 (無線機、耐刃防護衣、イヤホンセット等) ○ 証拠資料収集機器 ○ 現場設定型捜査資機材 (携帯電話アダプターセット) 	

【事業スキーム図】



3 事業目標等	
---------	--

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
二セ電話詐欺被害額 (総合計画)	目標						>4億円以下
	実績	7.3億円	12.4億円	8.3億円	6.8億円	3.9億円	

【指標の考え方】

令和3年までに、現在と同じ基準で統計を取り始めた最低の被害額 (平成23年の被害額3.9億円) の水準に戻すものとして算出した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年の二セ電話詐欺の被害については、認知件数、被害額ともに前年と比べて減少し、最終目標は達成したものの、未だ高水準で推移している。

- ニセ電話詐欺の認知件数
 - ・平成30年 396件
 - ・令和元年 279件 (前年比-117件)
 - ・令和2年 201件 (前年比-78件)
- ニセ電話詐欺の被害額
 - ・平成30年 8.3億円
 - ・令和元年 6.8億円 (前年比-1.5億円)
 - ・令和2年 3.9億円 (前年比-2.9億円)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】																																			
	1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進 「ニセ電話気づかせ隊」に対する、犯行手口や声掛けの着眼点等を掲載した「ニセ電話気づかせ隊通信」の送付、被害対象者に対する声掛けを呼び掛けるチラシの配布やポスターの掲示により、被害阻止活動の活性化を図った結果、被害阻止率は高水準で推移しており、下記《被害阻止状況の推移》のとおり、同阻止活動がなければ、被害が大幅に拡大していたことは間違いなく、同事業の有効性は非常に高い。 また、被害を阻止した方に対し、阻止功労賞を贈呈することにより、被害阻止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、被贈呈者はもとより、被贈呈者が所属する機関・団体のモチベーションの維持・向上につながり、被害阻止活動の更なる活性化につながっている。 《被害阻止状況の推移》																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阻止件数</td> <td>497件</td> <td>465件</td> <td>937件</td> <td>617件</td> <td>390件</td> <td>343件</td> </tr> <tr> <td>被害件数</td> <td>497件</td> <td>352件</td> <td>597件</td> <td>396件</td> <td>279件</td> <td>201件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>994件</td> <td>817件</td> <td>1,534件</td> <td>1,013件</td> <td>669件</td> <td>544件</td> </tr> <tr> <td>阻止率</td> <td>50.0%</td> <td>56.9%</td> <td>61.1%</td> <td>60.9%</td> <td>58.3%</td> <td>63.1%</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	R2	阻止件数	497件	465件	937件	617件	390件	343件	被害件数	497件	352件	597件	396件	279件	201件	合計	994件	817件	1,534件	1,013件	669件	544件	阻止率	50.0%	56.9%	61.1%	60.9%	58.3%	63.1%
		H27	H28	H29	H30	R1	R2																													
	阻止件数	497件	465件	937件	617件	390件	343件																													
	被害件数	497件	352件	597件	396件	279件	201件																													
	合計	994件	817件	1,534件	1,013件	669件	544件																													
	阻止率	50.0%	56.9%	61.1%	60.9%	58.3%	63.1%																													
	2 押収名簿対策の強化 被害に遭う可能性が高い押収名簿登載者に対し、犯人グループから差し押さえた名簿に氏名、住所、電話番号等が掲載されていたこと等を記載したハガキを送付するとともに、コールセンターから電話による注意喚起を行い、多角的かつ重層的に情報を発信することで、犯行に対する抵抗力が強化され、被害に遭うリスクを下げるができる。																																			
	3 ニセ電話詐欺捜査基盤の整備による検挙の徹底 配備された各種資機材を活用した「だまされた振り作戦」を始め、職務質問など、現場検挙活動を推進し、被疑者の徹底検挙を図るとともに、その後の突き上げ捜査を徹底している。 《検挙状況》																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総検挙人員</td> <td>51人</td> <td>42人</td> <td>70人</td> <td>58人</td> <td>64人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>現場設定による検挙人員</td> <td>29人</td> <td>10人</td> <td>27人</td> <td>8人</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>職務質問による検挙人員</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>3人</td> <td>12人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>突き上げ捜査による検挙人員</td> <td>14人</td> <td>25人</td> <td>28人</td> <td>22人</td> <td>12人</td> <td>13人</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	R2	総検挙人員	51人	42人	70人	58人	64人	60人	現場設定による検挙人員	29人	10人	27人	8人	3人	1人	職務質問による検挙人員	0人	0人	1人	3人	12人	18人	突き上げ捜査による検挙人員	14人	25人	28人	22人	12人	13人	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2																														
総検挙人員	51人	42人	70人	58人	64人	60人																														
現場設定による検挙人員	29人	10人	27人	8人	3人	1人																														
職務質問による検挙人員	0人	0人	1人	3人	12人	18人																														
突き上げ捜査による検挙人員	14人	25人	28人	22人	12人	13人																														
【事業の効率性】																																				
1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進 手口の巧妙化等に伴い、手口を知っていても被害に遭う者が後を絶たないことから、被害者と接する機会が多い金融機関等に対する「ニセ電話気づかせ隊」への参加の呼び掛け、情報提供、被害対象者への声掛け要請 など、被害に遭う過程に着目して、第三者の介入による被害阻止対策を講じた結果、被害阻止率を高水準で維持し、被害の未然防止につながっている。																																				
2 押収名簿対策の強化 押収名簿登載者に対する啓発ハガキの送付に加えて、電話による直接の注意喚起を行うことで、より効果的に押収名簿登載者の抵抗力の強化を図ることができている。																																				

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	25,145	24,801	27,278	時間	7,325	5,414	5,414
（うち一般財源）	17,429	18,299	18,427	人件費（千円）	30,092	21,862	21,862

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 令和2年のニセ電話詐欺の被害については、認知件数、被害額ともに前年同期と比べて減少しているものの、依然として予兆電話（アポ電）は多発しており、また、第三者の介入が困難であるキャッシュカードや通帳を狙った手口の割合が増加するなど、その手口が多様化・巧妙化しており、今後も被害が多発するおそれがあることから、継続した抑止対策及び検挙対策を推進する必要がある。
【見直し内容】 ニセ電話詐欺被害の多くは固定電話へのアポ電であり、そのアポ電を直接遮断する「まっ太フォン」の普及促進を推進する。（＋4,855千円）

事業名	DV・ストーカー対策事業	部課(室)	警察本部生活安全部 人身安全対策課	事業 開始年度	H18
-----	--------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶	施策	1 3	配偶者や交際相手からの暴力防止対策の推進 ストーカー対策の推進

1 事業のねらい・目的

- ストーカー・DV事案に係る的確な事件化及び行政措置
- ストーカー加害者等の精神医学的・心理的アプローチによる更生対策の推進
- ストーカー・DV被害者等の安全の確保

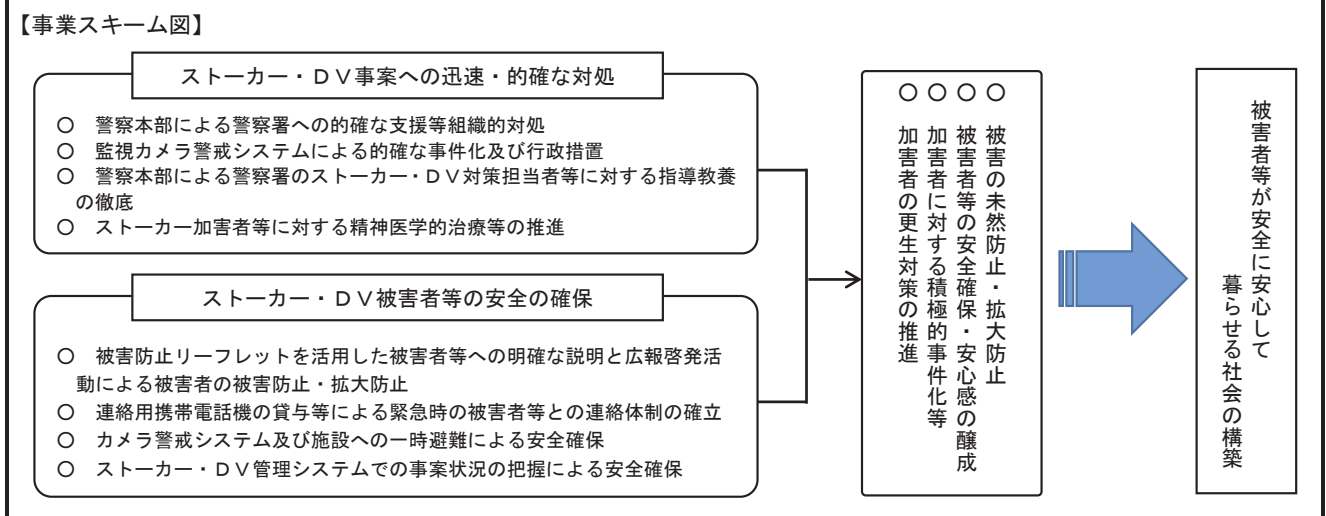
2 事業概要

(1) ストーカー・DV事案への迅速・的確な対処

- 事案対処に当たっては、認知の段階から警察署と警察本部が一体となった組織的対処を図る。
- 監視カメラ警戒システムを活用したストーカー行為等の証拠資料の収集等により、ストーカー規制法違反による検挙や禁止命令等の行政措置を講じる。
- 警察署のストーカー・DV対策担当者及び当直責任者等に対する各種研修、業務指導等を行い、現場の事案対処能力の向上を図る。
- 精神医学的見地からのストーカー加害者等の更生対策を推進し、医療機関の受診を拒否する加害者に対しては、精神保健福祉士による面談を実施することにより医療機関への受診を促し、再犯・再被害防止を図る。

(2) ストーカー・DV被害者等の安全の確保

- 被害防止リーフレットを活用するなどして、被害者等にストーカー・DV事案に係る対応の流れやストーカー規制法及びDV防止法に基づく措置等について理解しやすい説明を行うとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動も推進し、被害防止・拡大防止を図る。
- 通報手段を有しない被害者等に対して、必要に応じて緊急時の連絡用携帯電話機を貸与し、安全確保を図る。
- 加害者からの加害行為の危険性が高い被害者等について、監視カメラ警戒システムによる警戒やホテル等の施設への一時避難により安全確保を図る。
- ストーカー・DV管理システムを的確に運用し、事案内容及び関係情報の共有等により被害者等の安全確保を図る。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
担当者研修会	目標	4回(50名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)
	実績	25回(1,535名)	20回(452名)	53回(2,810名)	46回(1,770名)	32回(759名)	
巡回業務指導	目標	35回	35回	70回	70回	70回	70回
	実績	74回	70回	70回	70回	17回	
広報啓発活動	目標	—	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)
	実績	11回(300名)	15回(1,570名)	17回(1,240名)	31回(1,052名)	24回(638名)	

【指標の考え方】

- ストーカー・DV事案に関する「被害の未然防止・拡大防止」「被害者等の安心感の醸成」を目標としているが、実態を表す指標がないことから、活動状況を示す「担当者研修会」「巡回業務指導」を指標とし、平成29年から新たに「広報啓発活動」を追加設定した。(担当者研修会の目標は、係員増員に伴い、平成29年から4回100名に変更)
- 担当者研修会は、地区別研修会、各種専科教養等の回数を指標とし、四半期毎の4回を目標値とする。
- 巡回業務指導は、35警察署に対し現場支援等あらゆる機会を活用して業務指導等を行うものであり、70回を目標値とする。(相談件数の増加等に伴い、指導を強化するため、平成30年から70回(各警察署年2回以上)に変更)
- 広報啓発活動は、街頭活動及び部外向け研修会の回数を指標に設定し、毎月1回(1回25名)を目標値とする。

【目標達成状況】

令和2年は、

- ・ 担当者研修会が目標値4回（100名）のところ、32回（759名）
- ・ 巡回業務指導が目標値70回のところ、17回
- ・ 広報啓発活動が目標値12回のところ、24回

という結果になっている。

なお、巡回業務指導については、各警察署担当者に対する個別業務指導のほか、全署員に対する教養等も実施している。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ストーカー・DV事案の令和2年の相談等件数は、ストーカー事案が1,625件（前年比-177件）、DV事案が2,747件（前年比-193件）と前年比では減少しているが、全国と比較して高水準で推移している。
- ストーカー・DV事案への対処に当たり、被害者に対してはリーフレットを活用して適切な説明に努めるなどして、自己の置かれた危険な状況を理解させ、加害者に対しては監視カメラシステムを活用してストーカー行為等を立証し、各種法令を駆使して的確な事件化や禁止命令の発出、警告等を実施するとともに、更生対策も講じている。

【事案対処状況(令和2年)】

- ・ ストーカー規制法に基づく禁止命令：113件（前年比-4件）
- ・ ストーカー規制法違反検挙件数：51件（前年比-8件）
- ・ ストーカー事案の刑法・特別法による検挙件数：161件（前年比+8件）
- ・ DV事案の刑法・特別法による検挙件数：986件（前年比-3件）
- ・ DV防止法（保護命令）違反：5件（前年比+3件）
- ・ 精神医学的治療に係る受診・面談件数：36件（前年比-7件）

【事業の効率性】

- 平成31年4月から、24時間3交替制で警察署からの速報受理、助言指導及び現場の支援を行う「初動支援第1～3係」を運用するなど、警察署の支援体制を強化し他部門と連携した迅速・的確な事案対処を図っている。
- 監視カメラシステムの活用により、被害者の安心感を醸成しつつ、捜査員による張り込み捜査によらずとも、ストーカー行為等の立証が可能となり、また、リース契約のため数年毎に最新機器への更新が可能で、捜査効率が向上している。
- 被害防止リーフレットは、警察が執り得る措置についての被害者等への説明資料として活用するとともに、関係機関や教育機関との研修会、連絡会議、防犯教室等における配布資料としても活用し、警察業務への理解と連携強化に繋がっている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,657	28,802	▲281	35,034	時間	73,145	76,896	76,896
（うち一般財源）	3,429	25,478	▲140	29,642	人件費（千円）	300,480	310,507	310,507

6 見直しの内容

継続（**拡充**） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- ストーカー・DV事案については、年々相談等件数及び措置件数が増加する中、全国警察において被害者等の安全確保を最優先とした対処体制を強化しており、当県においても、警察署と警察本部が一体となった組織的対処及び体制強化を図っているところであり、最前線で事態対処に当たる警察署への支援の必要性が益々高まっている。
- ストーカー・DV事案への対処に当たっては、各種法令に基づく的確な事件化、行政措置の適用等のため、職員のレベルアップを図る必要がある、専科教養、担当者研修会、警察署に対する業務指導等を通じ、継続的に職員への指導教養を行う必要がある。
- ストーカー・DV事案は、警察による事件化や行政措置のみでは問題（原因）の根本解決に至らず、再被害に遭う場合も多いことから、県男女共同参画推進課、児童家庭課、保険医療介護総務課及び各自治体との連携を強化し、被害防止を図っていく必要がある。
- 県精神保健福祉士協会等の関係機関とさらに連携を強化し、精神医学的治療等によるストーカー加害者等の更生対策を推進することにより、再犯及び再被害防止を図っていく必要がある。

【見直し内容】

- （費用対効果の向上）
- 「福岡県性暴力根絶条例」の趣旨を踏まえつつ、県と連携してストーカー・DV被害防止パンフレットや私事性的画像記録（リベンジポルノ）被害防止広報啓発グッズ等を作成し、県民に対して被害防止・拡大防止のための啓発活動を実施していく。（部局間の調整・連携）
- ストーカー・DV被害者の一時保護や自立支援を担う女性相談所のほか、DVに至る根本原因が貧困・アルコール依存・精神障がいである場合等は、保健福祉事務所等と連携し、各部局がそれぞれの役割を果たし、権限を発揮することにより、問題（原因）の根本解決に取組み、再被害防止を図ることで県民が安全に安心して暮らせる社会の構築を目指す。
- 既存の監視カメラシステムに加え、110番が困難な状況でも通報が可能で、速やかに発生場所を特定できるGPS機能付きの緊急通報装置を導入し、ストーカー・DV被害者等の安全確保を図る。（+3,441千円）
- （その他）
- ストーカー加害者等の精神医学的治療等による更生対策について、福岡県精神保健福祉士協会と連携し、医療機関受診促進のためのカウンセリングによる働き掛け等を強化し、医療機関の受診率向上に向けた取組を推進していく。
- 福岡県宅地建物取引業協会や不動産事業者との連携を強化し、中・長期的な避難場所を確保することにより、被害者の安全確保を図っていく。
- ストーカー・DV管理システムを的確に活用した迅速・的確な情報共有等、組織的対応を図り、被害者の安全を確保していく。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	「非行少年を生まない社会づくり」推進事業		部課(室)	警察本部生活安全部 少年課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	4	少年の非行防止と健全育成

1 事業のねらい・目的

- 街頭補導活動、薬物乱用防止教室等の開催、非行集団の取締り
- 非行少年に対する連絡・面接活動をはじめ、社会奉仕体験活動等立ち直り支援活動
- スクールサポーターによる学校と連携した児童生徒の非行防止と犯罪被害防止のための活動
- 少年補導員等が地域活動における中心的な役割を担い、関係機関・団体と連携した街頭補導活動等を推進し、少年の非行防止と健全育成を図る。

2 事業概要

(1) 少年非行防止対策の強化

ア 街頭補導活動の強化
深夜はいかい、喫煙等の不良行為少年の補導を強化する。

イ 薬物乱用防止対策及び悪質な非行集団等に指向した取締りの強化
薬物乱用少年の検挙・補導、広報啓発活動による蔓延化の防止を図る。

(2) 非行少年の立ち直り支援対策

ア 非行少年や保護者に手を差し伸べる立ち直り支援
スポーツ活動、農業体験活動、料理教室の開催等を通じて、立ち直り支援を行う。

イ (公社)福岡県少年警察ボランティア協会による立ち直り支援
少年補導員や少年警察学生サポーターが社会奉仕体験活動、スポーツ活動等を通じて、立ち直り支援を行う。

(3) スクールサポーター制度
学校における非行防止対策、子どもの安全対策を支援するための学校と警察の連絡調整要員として県内33警察署にスクールサポーターを配置し、「学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換」「学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供」等の活動により、児童生徒の非行と犯罪被害の防止を図る。

(4) 少年補導員等による非行防止活動
少年補導員等への支援を行うことを目的として設置された(公社)福岡県少年警察ボランティア協会の財政基盤の安定及び活動を充実させることで、少年補導員の自主的な活動を活性化し、更なる少年非行の防止、健全育成、犯罪被害の防止を図る。

【事業スキーム図】

非行少年を生まない福岡県の実現

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
非行者率 (総合計画)	目標	9.8人以下					4.5人以下
	実績	5.2人	4.1人	3.4人	2.9人	2.5人	
再犯者数 (総合計画)	目標						720人
	実績	870人	606人	492人	377人	338人	

【指標の考え方】

- ・ 犯罪を犯し又は犯罪に触れる行為をした少年の度合いを図る指標として「非行者率」を設定する。
- ・ 犯罪を犯し再び非行に走る少年の度合いを図る指標として「再犯者数」を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年は、非行者率が2.5人(前年比-0.3人)、再犯者数が338人(前年比-39人)である。

成果指数は福岡県総合計画における目標数値でもあり、平成29年実績で目標を達成し、「非行者率」「再犯者数」とともに順調に減少傾向にあるが、コロナ禍に伴うストレス蓄積や経済的困窮等が数値の上昇につながることも予測されるため、引き続き少年非行防止に取り組むこととし、目標値は来年度の次期総合計画策定の際に見直すこととする。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 深夜はいかいや喫煙などの不良行為を行っている少年に対する実効性のある少年補導を行うことにより、非行の前兆である不良行為の段階で適切な指導を行っている。 少年に悪影響を及ぼす薬物乱用を防止する対策により薬物乱用の蔓延防止が図られ、悪質な非行集団に指向した取締りを強化することにより刑法犯少年検挙補導人員及び再犯者数が減少するなど、少年の非行防止、健全育成に資する環境の醸成に寄与している。 少年補導員や少年警察学生サポーターとの共同による料理教室、清掃活動等を通じて、非行少年等が地域社会に居場所を見つけることができ、また社会全体で少年非行防止対策に取り組む気運の醸成が図られている。 県下全警察署（博多臨港警察署、福岡空港警察署を除く）に配置（33名）されたスクールサポーターの活動により、学校とより緊密に連携した少年非行防止対策、いじめ対策などが可能となっている。 少年補導員に対するボランティアリーダー研修会を実施し、研修修了者が関係機関・団体（PTA・保護司会等）を牽引して県下全域において街頭補導活動等を展開することで主体的な取組みが促進されており、効率的な非行防止対策が図られている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年警察学生サポーターを立ち直し支援に従事させる時は、活動場所の近隣に居住する学生を選定するなど、旅費の削減を図っている。また、学生の特技や能力を生かした内容（就学支援やスポーツ活動等）を行うことで、より効果的な支援を行っている。 スクールサポーターは、管内の学校の中から児童生徒の問題行動がより多い学校（中学校）に重点を置いて訪問活動を行い、非行防止活動を実施することで、限られた人員（各警察署1名）で効率的な非行防止が図られている。 少年補導員に対する研修会については、補導員全体の約1割を選出して受講させている。受講者はその研修内容を各地域に持ち帰り他の少年補導員にもフィードバック教養を行っていることから、研修会不参加の補導員分の旅費の削減を図っている。また、研修会において、他の参考となるような取組み等を紹介することで、効果的な活動の県下全域への普及促進を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	83,054	96,401	▲114	99,468	時間	57,999	58,068	58,068
（うち一般財源）	82,892	96,205	▲114	99,265	人件費（千円）	238,260	234,479	234,479

6 見直しの内容
<p>継続（ ） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善（ ） 縮小（ ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、知事部局、教育庁と連携した総合的な非行防止対策に取り組んだ結果、刑法犯少年検挙補導人員や再犯者数、非行者率など数値的には改善傾向にあるが、全国的に見れば本県の少年非行情勢は依然として高水準（令和2年の全国順位：刑法犯少年検挙補導人員第7位、非行者率第9位、再犯者数第7位）にある。 令和2年度県民意識調査において、「行政に対して防犯・事故対策面で力を入れて欲しいこと。」の16項目のうち、「青少年の非行防止と健全育成」が8番目、「薬物乱用防止対策の推進」が10番目に多い。など、継続して取り組む必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <p>（部局間の調整・連携）</p> <p>スクールサポーターに対する必要な研修の実施等により活動を更に活性化させ、学校との連携強化を図ることにより、児童生徒の非行防止やいじめ問題等、様々な少年問題への対応の強化を図る。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる少年非行の防止を図るため、地域の実態に即したより効果的な街頭補導活動を推進する。 広く県民に対して立ち直し支援の重要性・必要性についての周知を図り、地域住民や関係機関・団体等との連携を強化するほか、少年の特性や取扱いに専門的知見を有している少年サポートセンター職員を主体とした更なる立ち直し支援活動を推進する。 福岡県少年警察ボランティア協会の財政基盤の安定及び活動の充実を図るため、平成25年4月に知事の認定を受け、支援型自動販売機事業（収益事業）を開始している。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 支援型自動販売機事業とは、自動販売機業者と提携し、売り上げの一部が青少年の非行防止及び健全育成を支援する事業に使用される自動販売機を設置し、飲料水を販売する事業である。 ※ 令和2年末現在、少年の非行防止と健全育成の支援という趣旨に賛同いただいた事業者等34団体に支援型自動販売機を設置している。

事業名	サイバー犯罪対策事業	部課(室)	警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 警備部公安第一課	事業 開始年度	H17
-----	------------	-------	------------------------------------	------------	-----

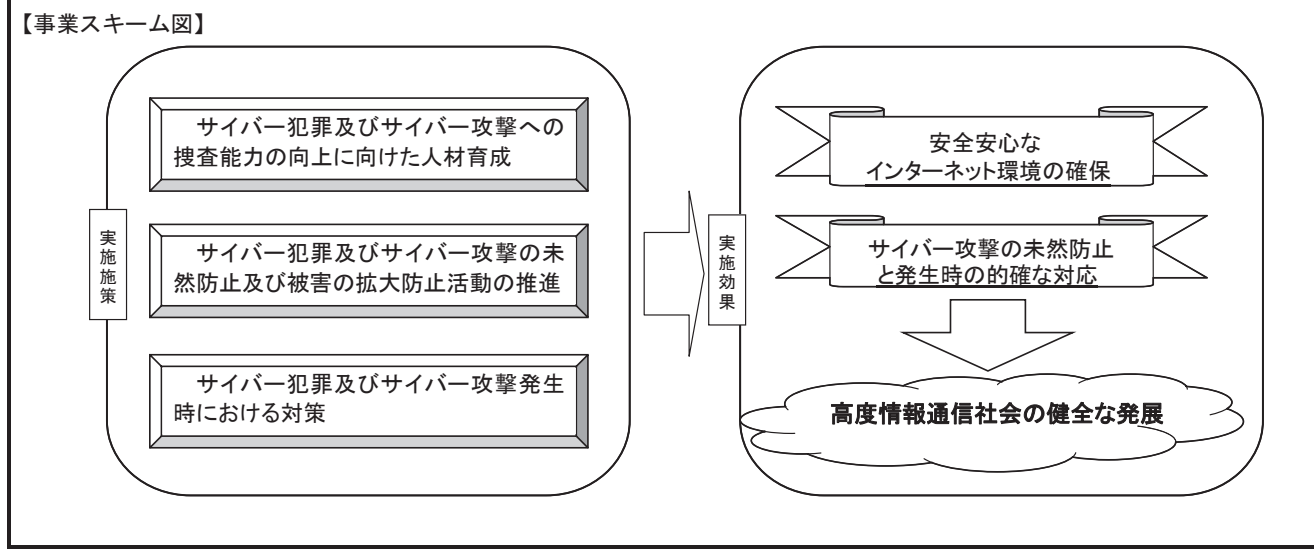
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	4	サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

1 事業のねらい・目的

- サイバー犯罪やサイバー攻撃の対策を推進することで、県民が安心して利用できる安全なネットワーク社会の確保を図る。
- 「サイバーセキュリティ戦略(サイバーセキュリティ戦略本部)」等を踏まえ、IT社会に対応した警察能力を保持する。
- 情報セキュリティ等に関する講演や対応訓練の開催により、県民、重要インフラ事業者等のセキュリティ意識、対応能力の向上を図る。
- 産学が持つ高度な知見、技術を活用したサイバーセキュリティ総合対策を推進し、サイバー空間の安全・安心の確保を図る。

2 事業概要

- サイバー犯罪及びサイバー攻撃への捜査能力向上に向けた人材育成
 - ・ 予防、検挙活動を行うための前提となる情報セキュリティに関する知識の涵養
 - ・ サイバー犯罪及びサイバー攻撃における証拠資料の収集・保全手法である電磁的記録の解析技術を習得
 - ・ 産学の知見や技術を活用したトップレベルのサイバートレーニングの実施
 - ・ 各捜査部門におけるサイバー犯罪捜査の中核となる人材の育成とサイバー事犯対処能力の向上
- サイバー犯罪及びサイバー攻撃の未然防止や被害拡大防止活動の推進
 - ・ 重要インフラ事業者等に対する管理者対策(個別訪問、講習会、共同対処訓練等)の実施
 - ・ 県民や中小事業者等を対象とした情報セキュリティ講習会の実施
 - ・ サイバー犯罪、サイバー攻撃の未然防止及び被害の拡大防止に向けた広報活動の推進
- サイバー犯罪及びサイバー攻撃の発生時における対策
 - ・ 捜査官等のサイバートロールにより、違法・有害情報等の収集活動を推進
 - ・ 警察施設におけるインターネット環境の整備
 - ・ 解析機材等の資機材の整備及び維持管理
 - ・ 高度な情報通信技術を悪用したサイバー事犯への対処



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
サイバー犯罪対策に係る福岡県警察HPのアクセス数	目標	200,000件	200,000件	100,000件	100,000件	100,000件	100,000件
	実績	187,206件	218,389件	105,498件	135,516件		
サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数	目標	240回	240回	240回	240回	240回	240回
	実績	255回	216回	268回	142回		

【指標の考え方】

- ・ 県民のサイバー犯罪への関心を高めることが犯罪被害の抑止につながることから、その関心度を測定するものとして、県警ホームページ内に設置しているサイバー犯罪対策ページ(インターネットで公開)のアクセス数を設定する。
- ・ 平成31年4月の県警ホームページリニューアルに伴い、類似する記事を統廃合するなど県民の利便性を向上させる見直しを行った結果、総記事数が減少し、相対的にアクセス数も減少することから、目標を100,000件に修正する。
- また、重要インフラ事業者等のサイバー攻撃への関心と情報セキュリティ意識を高めることが被害の未然防止につながることから、サイバー攻撃の未然防止の指標として重要インフラ事業者等に対する管理者対策の実施回数を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年の「サイバー犯罪対策に係る福岡県警察HPのアクセス数」は前年比+30,118件、「サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数」は前年比-126回である。
- サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数が減少した理由は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、重要インフラ事業者等を訪問した個別訪問や講習会ができなかった期間があるためである。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- 県警ホームページやSNSを活用し、不正送金やフィッシング、コンピュータウイルス事案など県民や企業の脅威となり得る情報をタイムリーに発信し、県民のセキュリティ意識の向上を図っている。
- サイバーセキュリティセミナーにおいて、サイバー犯罪の被害を疑似体験する「サイバー犯罪体験型コンテンツ」を活用することで、参加者のサイバー犯罪の脅威や予防対策に関する理解を深め、防犯意識の向上に寄与している
- 情報通信、電力等の重要インフラ事業者等を対象とした情報セキュリティに関する講演や体験型の対応訓練等を実施することで、事業者のサイバー攻撃への対応能力向上に努めている。
- サイバーパトロールシステムを各警察署等に配備することで、インターネット上の違法・有害情報等に把握及び迅速・的確な捜査が可能となるなど、サイバー空間の安全・安心の確保に大きく寄与している。
- サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に従事する捜査官を、民間事業者が開催する研修会に参加させ、情報通信技術に関する最新の知識・技術を習得させることで、日々変化するサイバー空間の脅威に的確に対処している。
- 各部門におけるサイバー犯罪捜査の中心的役割を担う人材を育成することで、事件内容に応じた捜査が可能となる。

【事業の効率性】

- サイバー空間における様々な脅威に迅速かつ的確に対処するためには、民間知見の活用が必要不可欠であることから、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーを委嘱し、サイバー犯罪捜査に資する高度な情報技術について助言を受けるなど事業の効率化を図っている。
- 高度な技術と知識を持ったサイバー人材を育成することで、資機材の効果的な活用、新たな捜査手法の解明や捜査員に対する指導等が可能となっている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	42,398	40,112	▲6,232	58,695	時間	35,700	35,070	37,800
（うち一般財源）	24,063	22,045	▲3,586	32,783	人件費（千円）	146,656	141,613	152,637

6 見直しの内容

継続（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

日々進歩を続ける情報通信機器や技術を悪用した新たなサイバー犯罪の手口に迅速・的確に対処するため、今後も継続して捜査員の育成及び能力の向上を図っていく必要がある。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、サイバー犯罪の増加やサイバー攻撃の発生が懸念されることから、サイバー犯罪・サイバー攻撃の対象となる危険性の高い中小事業者や重要インフラ事業者をはじめ県民のサイバー空間の脅威に対する理解を深めるため、県民のセキュリティ意識の向上に向けた取組を強化する必要がある。

【見直し内容】

社会全体でデジタル化・オンライン化が進み、高度な情報通信技術やサイバー空間の利用が県民生活と密接不可分なものへと進展する中、県民の安全・安心、行政、経済の健全な発展を確保するために、サイバー空間の脅威の拡大に的確に対処するための環境の整備やサイバー人材の高度化等サイバー犯罪対処能力の高度化を図る。（+18,262千円）

事業名	パトロール強化事業		部課(室)	警察本部地域部 地域課	事業 開始年度	H15
-----	-----------	--	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

警察官の街頭活動（パトロール活動）を強化することにより、犯罪の総量抑制と検挙向上による県内治安の回復を図り、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

2 事業概要

【事業概要】

- 交番・駐在所の再編（平成15年に大規模な再編を実施）
 - 都市化・夜型化が進んだ駐在所を統合して交番化又は隣接の交番等に統合することにより、駐在所の人員を交番にシフトし夜間体制を強化する。
 - 小規模交番を隣接交番に統合し、少なくとも1当務原則として2人以上の交番に転換・大型化し、パトロールや有事即応体制を強化する。
 - 交番・駐在所の配置を管内の治安実態に応じて見直したことに併せ、大型化して在所体制を確保することにより相談等への的確な対応を図る。
- 機動力・顕示力の強化（小型警ら車（ミニパト）の配備）
 - 原則として、各交番にミニパトを配置することにより24時間運用し、機動力・顕示力の高いパトロールを実施して犯罪の抑止・検挙向上を図るとともに交番等施設の廃止に伴う住民の不安感の解消を図る。

【事業計画と実績】

1 交番・駐在所の再編

	再編前			再編計画						再編後			現在		
	交番	駐在所	計	廃止			駐在所からの転換			交番	駐在所	計	交番	駐在所	計
				交番	駐在所	計	交番	駐在所	計						
県下合計	276	294	570	△74	△187	△261	22		22	224	107	331	222	107	329
福岡地区	99	59	158	△15	△28	△43	7		7	91	31	122	91	31	122
北九地区	97	53	150	△35	△26	△61				62	27	89	60	27	87
筑豊地区	39	71	110	△13	△54	△67	4		4	30	17	47	30	17	47
筑後地区	41	111	152	△11	△79	△90	11		11	41	32	73	41	32	73

2 小型警ら車の配備

102台 { 平成15年度 87台整備（交番用）
平成16年度 8台整備（交番用）
平成18年度 3台整備（交番用）
平成29年度 3台整備（交番用）
令和元年度 1台整備（交番用） } 駐車場確保交番へミニパトを整備

3 施設解体

平成15年度～16年度
交番・駐在所施設 計207所解体

平成24年度以降、当初整備車両98台（平成15～18年度）を順次減耗更新（平成24～令和2年度 計89台更新（交番用））

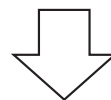
【事業スキーム図】

危機的水準にあった治安の回復のため、犯罪の抑止と検挙向上を図る。

【手段】

- 街頭活動強化のための交番・駐在所の再編による活動基盤を整備
 - 交番と交番を統合し、大型化
駐在所を再編し、交番へ転換（24時間体制へ）
- パトカー等顕示力・機動力の高い街頭活動を強化
 - 全交番へミニパトを配備

再編に伴い（交番・駐在所がなくなる）不安感



小型警ら車で、管内の隅々まで常時パトロールをしっかりと行い、治安の回復を図る。

3 事業目標等

成果指標	(件)	H28	H29	H30	R1	R2	R3
性犯罪認知件数(総合計画)	目標	—	→				380以下
	実績	435	411	381	321	228	
住宅対象侵入盗認知件数(総合計画)	目標	—	→				2,500以下
	実績	2,653	2,446	1,730	1,646	1,457	

【指標の考え方】

- 福岡県総合計画（H29～R3）においては、特に対策を講ずる必要がある個別の犯罪に関する数値目標を示しているが、このうち本事業（パトロール事業）に密接に関連する「性犯罪認知件数」及び「住宅対象侵入盗認知件数」を指標とする。
- なお、上記2つの指標については、令和元年には双方とも数値目標を下回る認知件数となっているが、県民の体感治安に直結する犯罪として総合計画上の目標に設定されたものであり、また、犯罪の認知件数は年により増減がありうるので指標として継続することとする。
- 指標としては、総合計画上も明記された上記2つの項目とするが、治安事象は常に変化しており、「県民の安全・安心の確保」に向け、その時々の治安課題に応じたパトロール活動を展開していく。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和3年までに、性犯罪認知件数380件以下、住宅対象侵入盗認知件数2,500件以下とすることを目標値として設定しているところ、令和2年の性犯罪認知件数は228件(前年比-93件)、住宅対象侵入盗認知件数は1,457件(前年比-189件)で推移している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 駐在所を再編し、交番に転換（24時間体制）することで、夜間・休日の治安体制が確保できている。 交番の大型化により、1交番1日当たりの警察官数を増員し、複数での事案対応ができるとともに、勤務員の不在状態が縮減できる体制を確保した。 小型警ら車の配備による機動力・顕示力を活かしたパトロール活動や検挙活動が可能となっている。 車両による機動力の確保により、住民の治安に対する不安感、交番・駐在所の再編に伴う不安感を軽減することができている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 再編前と比較して交番等施設数が約4.2%減少したことに伴い、施設の維持及び建替え費用が大幅に削減されている。 交番・駐在所を再編し、勤務体制の見直しを図ることで、限られた人員での効率的なパトロール活動等治安対策が可能となっている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	83,580	79,569	▲2,164	75,631	時間	7,035	7,025	7,025
(うち一般財源)	47,859	46,821	▲1,082	44,798	人件費(千円)	28,900	28,367	28,367

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 縮小) </p> <p> <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止) </p>
----------	--

【上記の理由】

- 県政モニターアンケートにおいても、警察が今後、特に力を入れるべき活動として、「パトカーや制服警察官によるパトロール」が最も高く、県民の要望の高さを表す結果となっている。
- 指標については、上記のとおり総合計画に明記された「性犯罪認知件数」及び「住宅対象侵入盗認知件数」の2項目としているが、治安事象は常に変化しており、「県民の安全・安心の確保」に向けその時々の治安課題に応じたパトロール活動を展開していく必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- 各警察署の管内実態に応じ、パトカーだけでなく自転車やオートバイも活用するなど「効果的な街頭活動推進のためのパトロールの在り方等の見直し」を行い、燃料費を始めとした経費の有効活用を図る。
- 部内各課との連携を密にし、犯罪やその前兆事案等の情報の共有化を図るとともに、犯罪の発生状況や県民からの要望等の多角的な分析に基づき、地域の犯罪情勢に即した、より効果的なパトロール活動の実施に努める。

(部局間の調整・連携)

- 県民の体感治安改善に向けて「県政モニター」、「県民意識調査」等アンケート結果を参考とし、パトロール活動等に反映する。

事業名	犯罪の起きにくい社会づくり推進事業		部課(室)	警察本部刑事部 刑事総務課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
		4	女性がいいきと働き活躍できること		2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	2	性犯罪抑止対策の推進 (再掲)
		2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶		3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進
				4	性犯罪抑止対策の推進	

1 事業のねらい・目的

- 高い解像度を持つ高性能カメラの整備
- あらゆる防犯カメラ画像を収集することが可能な可搬型防犯カメラ収集装置の整備による性犯罪等、犯罪発生を抑止

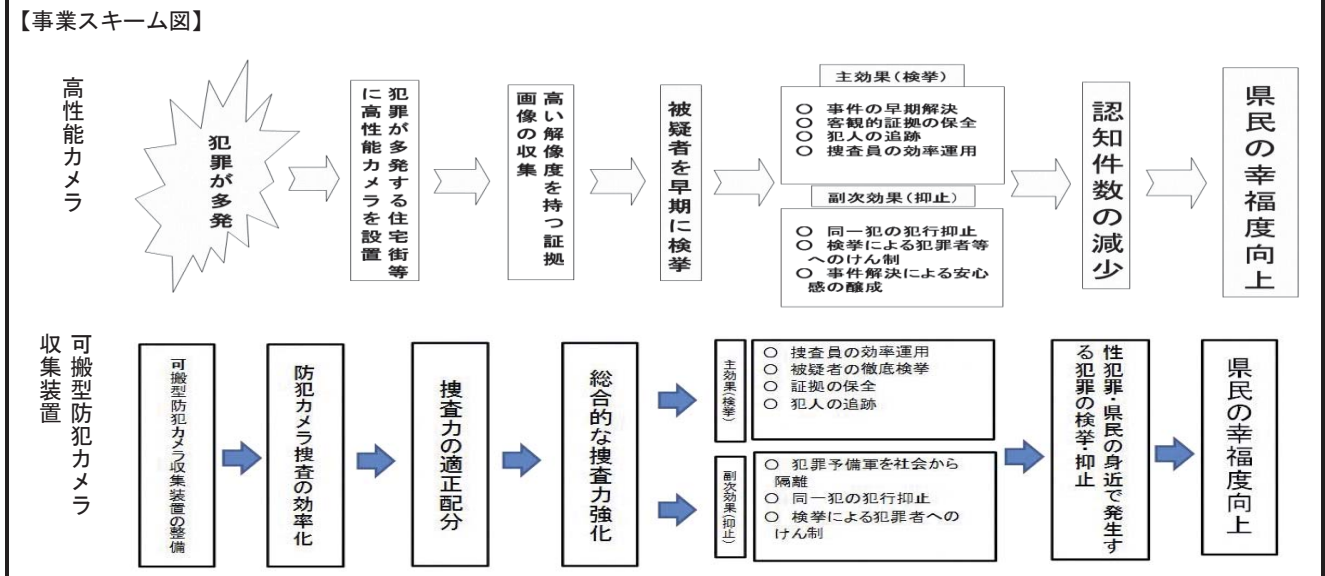
2 事業概要

1 高性能カメラの整備
女性や子どもが被害に遭いやすい性犯罪(強姦性交等・強制わいせつ)等、犯罪の多発地帯に高い解像度を持つ高性能カメラを設置し、夜間でも被疑者を特定し得る客観的証拠を収集し、事件の早期解決及び以後の犯罪抑止を図る。

2 可搬型防犯カメラ収集装置の整備
犯罪発生後、街頭に設置された防犯カメラ画像の収集に当たる際、あらゆる防犯カメラに対応する可搬型防犯カメラ収集装置を活用して効率的な捜査を行うことで、事件の早期解決及び以後の犯罪抑止を図る(平成29年8月に整備)。

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		前年同期比
	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	
強姦性交等(強姦)	81	2位	90	3位	62	7位	84	1位	56	4位	90	2位	93	1位	88	3位	55	8位	-33
強制わいせつ	436	2位	467	2位	437	2位	492	2位	379	2位	321	4位	288	3位	233	6位	173	8位	-60

※1 全国順位は、犯罪率(人口10万人当たり)の全国ワースト順位
 ※2 人口は総務省発表の平成27年国勢調査による



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
性犯罪認知件数 (総合計画)	目標	-	→				380件以下
	実績	435件	411件	381件	321件	228件	

【指標の考え方】

- ・ 福岡県総合計画に掲げる「性犯罪認知件数」を成果指標として設定する。
- ・ 令和3年の認知件数については、平成28年の約10%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年の認知件数は228件と、前年(321件)と比較して93件(約29.0%)、平成28年(435件)と比較して207件(約47.6%)減少している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>1 高性能カメラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 高性能カメラの設置場所において性犯罪等が発生した際に、その犯行状況等が撮影されていたことで被疑者が検挙されるなど顕著な効果も現れているほか、放火事件、器物損壊事件等の検挙にも大きく寄与している。 近年、公判の動向として客観証拠が一層重視される中、高性能カメラに記録された映像は解像度が高いなど、犯罪の立証において非常に有効な証拠となっている。 犯罪の発生状況に応じたカメラの配置が可能であるなど、固定設置された防犯カメラでは困難な柔軟な運用が可能である。 <p>※ これまでの実績を踏まえ、平成30年1月から高性能カメラの整備規模を拡大</p> <p>2 可搬型防犯カメラ収集装置</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ捜査は犯罪検挙に大きな威力を発揮するが、防犯カメラの増加が進むに比例して、捜査員の作業負担も増加しており、あらゆる防犯カメラ画像の収集が可能な可搬型防犯カメラ収集装置を活用することで、捜査の効率化が可能となった。
	<p>【事業の効率性】</p> <p>従来、捜査員が行っていた張り込み捜査については、高性能カメラを活用し、防犯カメラ捜査にかかる作業負担については、可搬型防犯カメラ収集装置を活用することで人員及び時間を軽減することができ、捻出した捜査力を他の捜査にシフトすることが可能となった。</p>

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	27,973	27,973	27,973	時間	5,110	5,110	5,110
(うち一般財源)	27,973	27,973	27,973	人件費 (千円)	20,992	20,635	20,635

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>		
【上記の理由】	<p>依然として高水準で発生する性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）はもとより、県民の身近で発生する他の犯罪にも高性能カメラを広く活用して事件の早期解決を図り、県民の幸福度向上を実現するためにも継続した取組みを実施する必要がある。</p>		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 高性能カメラを更に効果的に運用するため、犯罪の発生状況等から、事件検挙に直結する的確な設置場所を選定できるよう、捜査員の犯罪分析能力の向上に努める。 記録された映像の解析から有力な客観証拠を獲得できるよう、運用状況や設置箇所を検証するとともに、捜査員の画像解析能力の向上に努める。 限られた台数の高性能カメラ及び可搬型防犯カメラ収集装置を、より多くの事件に活用できるよう、効率的な運用に努める。 防犯カメラにより得た証拠画像と高性能カメラで撮影した証拠画像を捜査の両輪として更なる検挙向上を図る。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	証拠物件管理システム整備事業		部課(室)	警察本部刑事部 刑事総務課	事業 開始年度	H29
-----	----------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

1 事業のねらい・目的

- 刑事訴訟法等の一部改正に伴う証拠品の増加に的確に対応
- 証拠品の適切な取扱いによる裁判における立証に対応
- 業務の合理化・効率化による現場捜査力の強化～県内治安の向上

2 事業概要

○ 証拠物件管理システムの導入

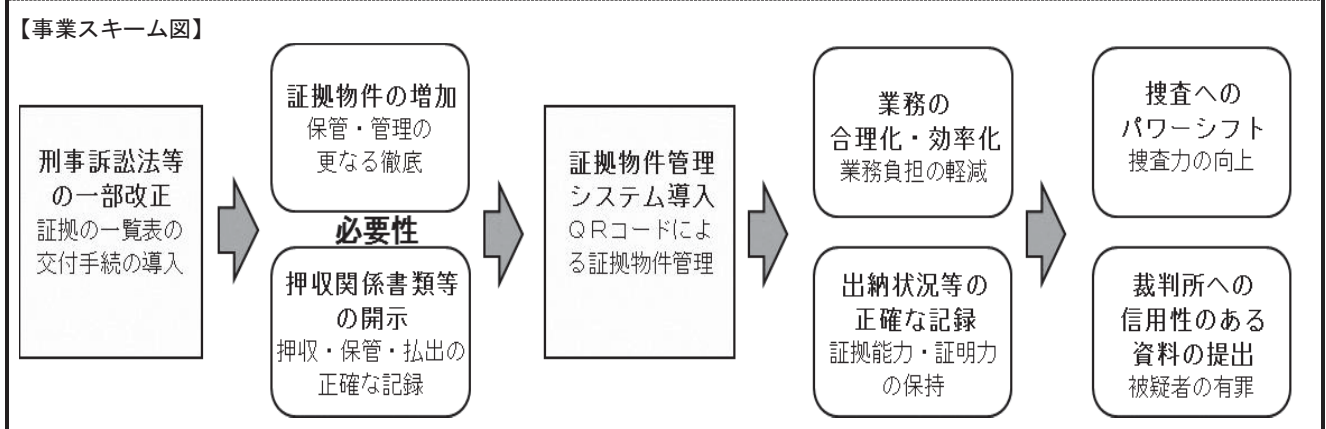
1 証拠物件管理システムとは
証拠物件の押収から保管、管理、取調べ・鑑定等に係る出納、送致・還付等処分に係る払出状況を証拠物件に貼付したQRコードの読取りにより一元的に管理するシステム

2 システムの主な機能

- (1) 証拠物件管理業務
出納・払出の自動記録及び一覧表示(取扱者、取扱日時等)、保管状況の確認(短期から長期への保管区分の変更)
- (2) 証拠物件の検索
QRコード、事件名、保管期間、キーワードによる検索
- (3) 警告機能
事件引継後の未入庫、出納時の未返納、短期保管の滞留、点検期限の切迫、時効送致時期の切迫
- (4) 帳票印字機能(オフライン)
証拠物件保存票、任意提出書、領置調書等の押収関係書類、証拠物件出納簿、鑑定物件出納簿等の証拠物件管理書類等
- (5) その他の機能
アクセス権の指定、事件の秘匿設定、合同捜査事件等部門間の管理、当直による一時権限委譲措置

3 システムの主な効果

- (1) 書類作成の負担軽減～事件情報、証拠物件の品目等の登録情報が帳票印字機能により他の帳票に反映
- (2) 確実な記録～出納、払出等の自動記録、簿冊の作成・記載の省力化
- (3) 点検業務の合理化・効率化～警告機能による未返納の証拠物件等の把握、QRコードの読取りによる効率的な点検作業



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
証拠物件管理システムの整備	目標	整備完了	完全移行	完全運用	—	—	—
	実績	整備完了	完全移行	完全運用	—	—	—

【指標の考え方】
証拠物件の取扱い及び保管の適正性の担保及び効率化による捜査へのパワーシフトを図るため、これまで警察が保管してきた全ての証拠物件に関する情報を証拠物件管理システムに登録し、令和元年以降、当該システムの完全運用を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
証拠物件管理システムについては、平成30年1月、警察本部刑事総務課において試験運用を実施、同年2月、西警察署及び久留米警察署において試行運用後、同年3月から警察本部を含め全ての警察署において運用を開始した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>1 捜査へのパワーシフトが実現 証拠品の保管及び出納手続の簡素化、証拠品に関する作成書類の負担軽減、証拠品の返却状況などの点検の負担軽減が図られ、捜査へのパワーシフトが実現</p> <p>2 管理簿冊の削減 これまで県警全体で年間約450冊作成する必要があった証拠品の管理簿冊を、約70冊に縮減（一約380冊）</p> <p>3 裁判への対応 証拠品の出納状況等が正確に記録されるため、裁判で証拠品の取扱いが争点となった場合、正確かつ信用性のある資料の提出が可能</p>																																																											
	<p>【事業の効率性】</p> <p>1 捜査へのパワーシフト 警察署の管轄によって、事件の発生状況・内容が異なる上、押収・保管する証拠品も多種多様であることから、全体的な事業効果を数値で示すことはできないが、下記検証結果のとおり効率性が認められる。</p> <p>○ 効率性に関する検証結果 証拠品50品を押収した事件を1つ想定し、本システム整備前後について、当該証拠品に関して一般的に実施する作業の所要時間を検証した結果、約118分短縮したことが認められる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">No.</th> <th style="text-align: center;">下記一連の作業の所要時間を検証</th> <th style="text-align: center;">整備前</th> <th style="text-align: center;">整備後</th> <th style="text-align: center;">短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>押収した証拠品50品を保管</td> <td style="text-align: center;">70分</td> <td style="text-align: center;">51分</td> <td style="text-align: center;">19分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫</td> <td style="text-align: center;">15分</td> <td style="text-align: center;">5分</td> <td style="text-align: center;">10分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫</td> <td style="text-align: center;">24分</td> <td style="text-align: center;">6分</td> <td style="text-align: center;">18分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫</td> <td style="text-align: center;">15分</td> <td style="text-align: center;">4分</td> <td style="text-align: center;">11分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管</td> <td style="text-align: center;">14分</td> <td style="text-align: center;">8分</td> <td style="text-align: center;">6分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更</td> <td style="text-align: center;">18分</td> <td style="text-align: center;">3分</td> <td style="text-align: center;">15分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>証拠品30品を封印</td> <td style="text-align: center;">47分</td> <td style="text-align: center;">33分</td> <td style="text-align: center;">14分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認</td> <td style="text-align: center;">10分</td> <td style="text-align: center;">2分</td> <td style="text-align: center;">8分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>証拠品30品を点検</td> <td style="text-align: center;">39分</td> <td style="text-align: center;">22分</td> <td style="text-align: center;">17分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">所要時間の合計</td> <td style="text-align: center;">252分</td> <td style="text-align: center;">134分</td> <td style="text-align: center;">118分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理簿冊の削減 県警全体で保有している証拠品の管理簿冊は現在約3,200冊であるが、今後は約490冊に削減することができる。</p> <p>3 裁判への対応 「証拠品に犯人以外の者のDNA型が混入したのではないか。」など、裁判で証拠品の取扱い状況が争点となった場合、証拠品に貼付したQRコードの読取り及び取扱者の指紋認証により、「いつ、誰が、どのような理由で、どの事件のどの証拠品を取り扱ったのか。」が正確に記録されている資料を提出することができる。</p>	～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～					No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮	1	押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分	2	犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分	3	被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分	4	他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分	5	他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分	6	検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分	7	証拠品30品を封印	47分	33分	14分	8	証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分	9	証拠品30品を点検	39分	22分	17分	計	所要時間の合計	252分	134分
～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～																																																												
No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮																																																								
1	押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分																																																								
2	犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分																																																								
3	被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分																																																								
4	他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分																																																								
5	他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分																																																								
6	検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分																																																								
7	証拠品30品を封印	47分	33分	14分																																																								
8	証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分																																																								
9	証拠品30品を点検	39分	22分	17分																																																								
計	所要時間の合計	252分	134分	118分																																																								

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	12,960	12,960	12,960	時間	484	754	754
（うち一般財源）	12,960	12,960	12,960	人件費（千円）	1,989	3,045	3,045

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <p>現在、警察では本システムにより登録されている証拠物件の点数については、昨年から大幅な増減をすることなく、約16万点で推移している現状であり、今後引き続き押収する証拠物件も含め、その取扱い状況を正確に記録して適正に管理するためには、本システムの継続が必要不可欠である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>システムの効果的かつ効率的な利用に向け、職員への指導教養を徹底する。 システム処理の向上や注意喚起のメッセージを表示させる等、適宜、システムの改善を行う。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

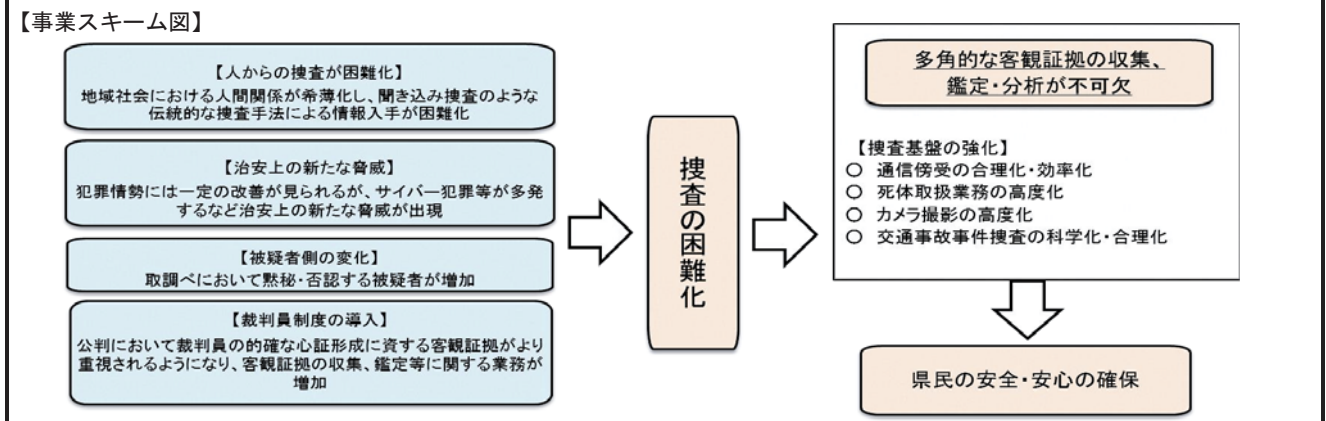
事業名	社会情勢の変化や制度の変革に対応する捜査基盤の強化事業	部課(室)	警察本部刑事部刑事総務課・捜査第一課・鑑識課、交通部交通捜査課、生活安全部少年課・サイバー犯罪対策課、総務部情報管理課	事業開始年度	R1
-----	-----------------------------	-------	---	--------	----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

1 事業のねらい・目的

○ 設備・資機材の整備による捜査基盤の強化
 社会情勢や刑事司法制度が変化するなど捜査を取り巻く環境が困難化する中、一層多角的な証拠の収集、鑑定、分析等が求められていることから、捜査の科学化・高度化による捜査基盤の強化を図り、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

- 2 事業概要
- 通信傍受室の整備
法改正に伴う通信傍受の対象犯罪の拡大、手続の合理化・効率化に対応する通信傍受室の整備
 - 検視現場映像配信装置の整備
適正な死体取扱業務を推進し、犯罪死の見逃しを防止する検視現場映像配信装置の整備
 - ドローンの整備
事件への迅速かつ柔軟な初動対応、公判における分かりやすい立証を実現するドローンの整備
 - 3Dレーザースキャナの整備
事故・事件現場の状況を詳細に再現し、分かりやすい立証を実現する3Dレーザースキャナの整備
 - EDR読み取り装置の整備
車両の走行状況等、客観的な証拠に基づき事故原因を究明するEDR読み取り装置の整備
 - SNSビッグデータ検索システムの整備
膨大な公開情報を一括して検索することができ、迅速・網羅的な情報収集を可能とする検索システムの整備
 - 新たな手口に対処する証拠収集資機材の整備
新たな情報通信技術や情報通信機器を悪用した犯罪に迅速・的確に対応する証拠収集資機材の整備
 - 捜査支援用パソコン等の整備
防犯カメラ等に記録されたデータの解析・精査を迅速・的確に行う捜査支援用パソコン等の整備



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
性犯罪認知件数【総合計画】	目標				> 380件以下
	実績	381件	321件	228件	
二七電話詐欺被害額【総合計画】	目標				> 4億円以下
	実績	8億2,791万円	6億7,754万円	3億8,854万円	
住宅対象侵入盗認知件数【総合計画】	目標				> 2,500件以下
	実績	1,730件	1,646件	1,457件	
交通事故発生件数【総合計画】	目標				> 36,000件以下
	実績	31,279件	26,936件	21,495件	
交通事故死者数【総合計画】	目標				> 100人以下
	実績	136人	98人	91人	

【指標の考え方】
 福岡県総合計画に掲げる犯罪や事故に関する上記数値目標を成果指標として設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 全ての項目について、計画より早くR3の目標を達成するなど、順調に推移している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信傍受施設の整備 特殊詐欺や暴力団犯罪等の組織犯罪捜査において、事件の全容解明に資する客観的な証拠の収集や首謀者らの特定・検挙が可能となり、有効性のある治安対策の実現が可能 ○ 検視現場映像配信装置の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検視官が、リアルタイムに死体や現場の状況を確認することで、現場の警察官への具体的な指示や事件性の判断等を行う事が可能 ・ 検視業務の効率化につながり、死体を遺族に早期に引き渡すなど、遺族の心情に配慮した対応が可能 ○ ドローンの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 撮影の必要性の判断から飛行までに時間を要さないほか、建物の間等の狭い場所でも飛行できるため、迅速かつ柔軟な対応が可能 ・ 広範囲で多角的な写真撮影を実施し、公判において、現場等の状況を視覚的により分かりやすく説明することが可能であるほか、建物の上部や上空からの写真撮影が可能となり、捜査員の安全を確保 ○ 3Dレーザースキャナの整備 公判での立証において、俯瞰・運転者目線等での事故状況の再現が可能 ○ EDR読み取り装置の整備 交通事故・事件における車両の走行状況等の客観証拠を迅速かつ的確に収集・解析することで、発生当時の状況等を明確に疎明し、公判への活用が可能 ○ SNSビッグデータ検索システムの整備 膨大な情報を一括して検索することができるため、迅速かつ網羅的な情報収集が可能となり、事件の早期解決や犯罪を未然に防止 ○ 新たな手口に対処する証拠収集資機材の整備 新たな情報通信技術や情報通信機器を悪用した犯罪に迅速・的確に対応する証拠収集資機材の整備 ○ 捜査支援用パソコン等の整備 防犯カメラ等に記録されたデータの解析・精査を迅速・的確に行う捜査支援用パソコン等の整備
	<p>【事業の効率性】</p> <p>本事業により導入した各種システムを活用し、効率的に業務運営を進めている。</p>

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	12,556	56,252	65,435	時間	1,904	5,125	5,125
(うち一般財源)	2,596	47,653	57,035	人件費 (千円)	7,822	20,695	20,695

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>		
【上記の理由】	<p>本事業に基づき、各種システム等を導入したことにより、成果指標のとおり、一定度の成果が認められることから、引き続きこれらの活用を進め、県民の安全・安心を確保する必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>社会情勢の変化等により捜査を取り巻く環境が困難化する中、一層多角的な証拠の収集、鑑定、分析等が求められており、引き続き捜査の科学化、高度化による捜査基盤の強化を図る必要があることから、本事業に基づく各種システム等が有効に活用されるべく、その活用範囲を広げるなど、費用対効果を高める。</p> <p>SNS検索システムについては、現在のサービス提供事業者のサービス終了に伴い、代替業者による見直しを図っている。</p>		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子どもと女性の安全対策事業	部課(室)	警察本部 刑事部捜査第一課 生活安全部生活安全総務課	事業 開始年度	H24
-----	---------------	-------	----------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4 9	女性がいいきと働き活躍できること 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2 2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える 犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶 安全・安心を実感できる治安の確保	施策	2	性犯罪抑止対策の推進 性犯罪抑止対策の推進 (再掲)
		1				

1 事業のねらい・目的

- 性犯罪被疑者を早期に検挙するための捜査資機材の充実
- 被害者層の約7割を占める若年層の防犯意識の高揚と自主防犯行動の定着化

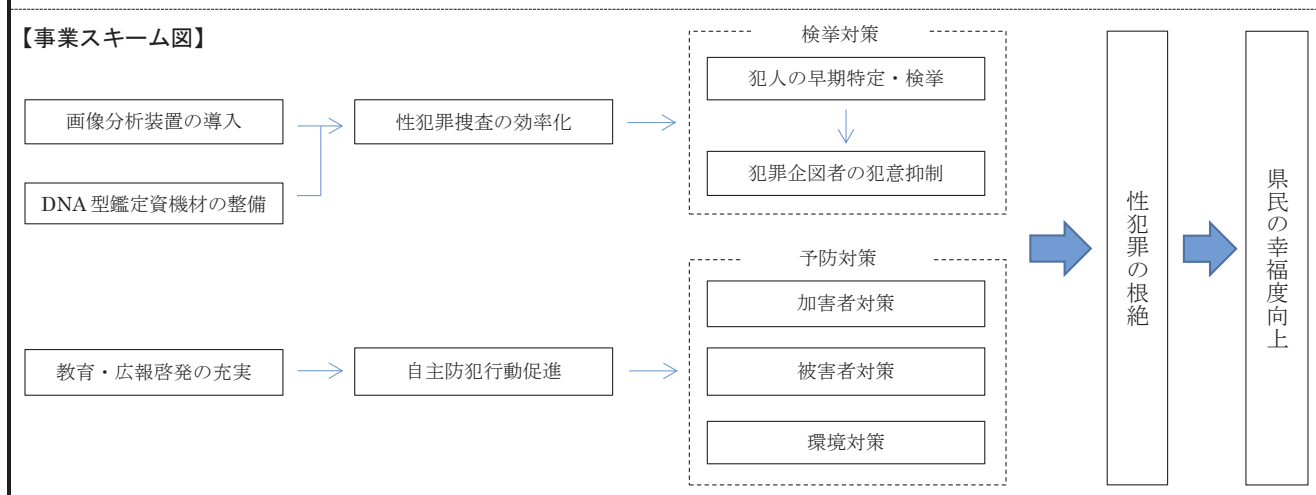
2 事業概要

1 性犯罪捜査基盤の構築による被疑者の早期検挙【捜査第一課】

- 捜査効率化のための画像分析装置の導入
画像分析装置により防犯カメラ映像等を効率的に分析し、犯人の早期特定・検挙に向けた捜査活動を推進する。(平成27年度～)
- DNA型鑑定資料採取のための資機材の整備
犯罪立証上必要不可欠であるDNA型鑑定資料を採取する資機材(微物キャッチャー)を整備し、犯人の早期特定・検挙に向けた捜査活動を推進する。

2 性犯罪の被害防止に向けた教育・広報啓発の充実【生活安全総務課】

- 事件発生情報等の地図プロット、プッシュ通知、防犯ブザー機能等、多彩なコンテンツを有する防犯アプリ「みまもっち」を情報発信ツールとして開発・運用し、若年層を中心とした県民全体への情報提供を充実。(平成28年度～)
- SNS広告を活用した防犯広報運用業務を開始し、アプリの登録促進と共に動画等の視聴による若年層の自主防犯行動を促進。(令和元年度～)
- 大声測定器による参加・体験型の被害防止教育を通して、子供の危険回避能力を向上。(令和2年度～)



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
性犯罪認知件数 (総合計画)	目標						>380件以下
	実績	435件	411件	381件	321件	228件	

【指標の考え方】

令和3年の認知件数について、平成28年の約10%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年の認知件数は228件と、前年と比較して93件減少している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 画像分析装置が導入されたことにより、性犯罪被疑者の検挙率が格段に向上した。 ○ DNA型鑑定資料採取のための資機材が整備されたことにより、捜査上有効なDNA型鑑定資料の採取が促進された。 ○ 防犯アプリ「みまもっち」により、性犯罪をはじめとした事件情報や防犯対策情報等を配信することで、被害者層の防犯意識の向上と自主防犯行動の促進が図られた。 ○ 被害者層の約7割を占める若年層の利用頻度が高いSNS広告を活用したことで、効果的な広報啓発が推進された。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収集した膨大な量の街頭防犯カメラ映像等の分析には長時間を要していたが、画像分析装置の導入により、分析時間が大幅に短縮され、捜査効率が格段に向上した。 ○ 各警察署にDNA型鑑定資料採取資機材を整備することにより、事件発生直後、早期に客観証拠であるDNA型資料の効率的な採取が可能となった。 ○ 事件発生情報の地図プロットや防犯対策情報の提供等を防犯アプリ「みまもっち」に集約したことにより県民全体への広報啓発を効率的に行うことが可能となった。 ○ SNS広告は、月約200万回の広告が可能のため、従来のチラシの作成、配布等に比べると人件費を含めたトータルコストの削減につながった。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	10,853	13,389	▲3,146	28,942	時間	11,844	10,836	10,836
(うち一般財源)	10,557	12,927	▲3,146	28,816	人件費 (千円)	48,656	43,756	43,756

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了) <input type="radio"/> 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="radio"/> 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>令和2年における性犯罪の認知件数は、228件と前年と比べて約29パーセント減少しているものの、犯罪率（人口10万人当たりの認知件数）は全国的に見れば未だ高水準である。性犯罪の根絶は県民の願いであり、平成31年3月には、「福岡県性暴力根絶条例」が施行され、今後とも官民一体となって、性犯罪の予防及び検挙の両面において、効果的な取組みを推進する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者の早期検挙をするため、各種資機材・システムを迅速・効果的に活用する。 ○ 各種資機材等を効果的に運用できるよう、研修会等の開催により捜査員の能力向上を図る。 ○ 令和3年度の重点事業として、防犯アプリ「みまもっち」（平成28年度重点事業）の機能を拡充し、SNS広告事業（令和元年度重点事業）の広告表示回数を増加させることにより、効率的に同アプリの登録及び被害者層の自主防犯行動の促進を図る。（+17,712千円） ○ 新たな生活様式に配慮し、創意工夫した参加・体験型の被害防止教育を実施することで子供の危険予測・回避能力の向上を図る。 ○ 県教育庁、県人づくり・県民生活部等関係部門との連携及び情報共有を強化し、県民の防犯行動の促進を図る。

事業名	重要凶悪事件捜査基盤強化事業		部課(室)	警察本部刑事部 鑑識課・捜査第一課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	5	重要凶悪事件の徹底検挙

1 事業のねらい・目的

重要凶悪事件等の検挙に向け、初動捜査の充実を図るとともに、新たな司法制度に的確に対応する捜査環境を整備することで、客観証拠に基づいた事案の解明・犯人の検挙を推進し、もって、安全・安心を実感できる治安の確保を図る。

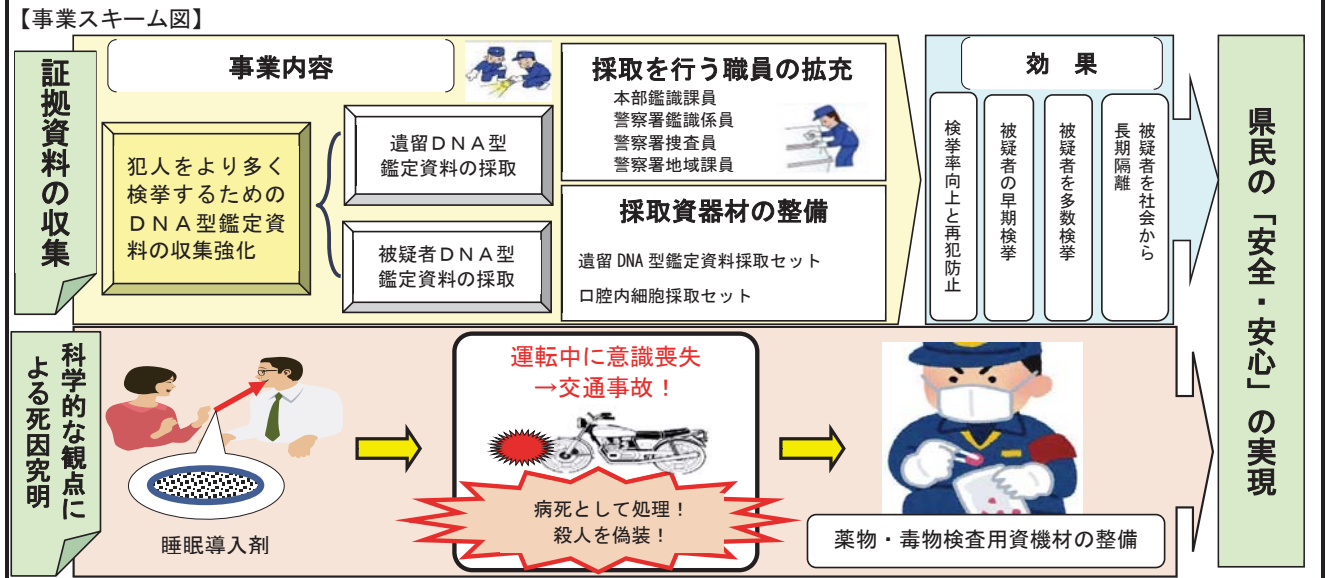
2 事業概要

1 DNA型鑑定資料の収集強化

- 遺留DNA型鑑定資料の収集強化
犯行現場のDNA型鑑定資料の収集強化を図るため、早期に現場臨場する警察署の鑑識係員や捜査員、地域課員による採取が可能となるよう必要な資器材を整備
- 被疑者DNA型鑑定資料の収集強化
より多くの被疑者からのDNA型鑑定資料の採取が可能となるよう必要な資器材を整備

2 薬物・毒物等検査用資器材の整備

- 県警察が取り扱う死体のうち、犯罪死の見逃しにつながるおそれがある「死因不詳の病死死体」に対して、検査用資器材による薬物・毒物検査等を実施
- 科学的な根拠に基づく死因究明により、被疑者の早期検挙を目指すとともに、遺族に対する適切な死因の説明を実施



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
遺留DNA型鑑定資料の採取	目標	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点
	実績	8,216点	12,496点	11,097点	11,633点	13,162点	10,985点	
被疑者等DNA型鑑定資料の採取	目標	3,700件	5,000件	7,000件	7,000件	7,000件	7,000件	5,000件
	実績	7,241件	7,957件	7,788件	7,466件	5,744件	5,046件	

【指標の考え方】

1 DNA型鑑定資料の収集強化
「遺留DNA型鑑定資料の採取」の活動実績としての指標として採取点数を設定した。
「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」の活動実績としての指標として、本県での被疑者等DNA型鑑定資料の採取件数を設定した。
「遺留DNA型鑑定資料の採取」の令和3年目標採取点数は前年と同様とした。「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」の令和3年目標採取件数は、警察庁への鑑定嘱託数の増加を考慮し5,000件とした。

2 薬物・毒物等検査用資器材の整備
「心筋梗塞判定キット」「薬物検査キット」「毒物検査キット」については、検査が必要な件数に変動が生じるため、目標の設定が困難であることから、検査キットの不足が生じないよう適切に整備を進めることとした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 遺留DNA型鑑定資料の採取

「遺留DNA型鑑定資料の採取」については、年間目標数値を12,500点に設定して取り組んでいたが、令和2年は認知件数の減少により10,985点と減少した。令和3年の年間目標数値は前年同様12,500点とし、引き続き同様のペースでの採取を進めていく。

○ 被疑者等DNA型鑑定資料の採取

「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」については、平成29年から年間目標数値を7,000件に設定して取り組んでいたが、令和元年は5,744件、令和2年は5,046件に減少した。減少の理由は、警察庁への鑑定嘱託件数が年々増加し、相対的に本県での鑑定件数が減少したことによる。令和3年は警察庁への鑑定嘱託数増加を考慮し、年間目標数値を5,000件として採取を進めていく。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>1 DNA型鑑定資料の収集強化 採取したDNA型鑑定資料は、鑑定後、被疑者DNA型記録と遺留DNA型記録をデータベースに登録することで、殺人事件等の凶悪事件や窃盗事件等の身近な犯罪の解決に多大な効果を上げており、犯人の割り出しや余罪の確認等にも活用されるなど、現在の犯罪捜査において必要不可欠なツールとなっている。裁判員制度の導入など犯罪捜査を取り巻く情勢の変化により客観証拠を重要視した捜査が求められ、DNA型資料を始めとした客観証拠は、犯罪の立証に重要な役割を担っている。</p> <p>2 薬物・毒物等検査用資機材の整備 複雑、巧妙化する殺人事件に対し、初動段階で事件性的確かな判断を行うため、科学的手法に基づく死因究明を推進することで、事案の真相解明と犯人の早期検挙の実現が可能となる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>1 DNA型鑑定資料の収集強化 採取したDNA型鑑定資料については、登録されたデータベースと照合することにより、早期に事件の被疑者や同一犯による事件が判明するなど効率的かつ効果的な捜査が可能となっている。</p> <p>2 薬物・毒物等検査用資機材の整備 ○ 専用の資機材を使用することで、科学的な視点から死因究明を行うとともに、事件性の有無を早期に判断することが可能となっている。 ○ 遺族に対し、科学的な根拠に基づく死因説明ができるなど、遺族感情にも配慮した対応が可能となっている。</p>

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R2 2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	15,458	24,525	22,258	24,539	時間	3,624	4,671	4,671
(うち一般財源)	7,729	12,263	22,258	12,270	人件費 (千円)	14,888	18,862	18,862

※ 当事業のR3予算は、一部前倒しでR2 2月補正予算で計上

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>1 DNA型鑑定資料の収集強化 DNA型鑑定やDNA型データベースの拡充は、犯罪捜査に必要不可欠なものであり、DNA型鑑定資料を採取するための資器材の整備を図るための本事業は今後も継続する必要がある。</p> <p>2 薬物・毒物等検査用資機材の整備 科学的な根拠に基づく死因究明は、今後も継続的に求められることから、徹底した死因究明に向け、本事業を継続する必要がある。</p> <p>3 VR現場画像システムの整備 刑法犯の認知件数は、年々減少しているが、時効撤廃に伴い、今後想定される事件の長期化に対し、的確に対応する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>1 DNA型鑑定資料の収集強化 採取方法を始め、DNA型鑑定資料を取り巻く環境は日々進歩しており、少ない資器材で広い範囲を補える効率的な採取資器材も開発されており、事件検挙につながるDNA型鑑定資料の採取に向け、同種資器材の導入や研修会等による捜査員等の採取技術の向上を図り、更に費用対効果を高めていく。</p> <p>2 薬物・毒物等検査用資機材の整備 偽装殺人等は、将来にわたって発生する可能性があることから、今後も検査用資機材を有効に活用し、科学的な根拠に基づく死因究明を推進するなど、犯罪の見逃し防止に向けた対策を強化していく。</p> <p>3 VR現場画像システムの整備 事件の長期化等に備え、現場の状況を網羅的に撮影し、撮影した画像を3D化、更にVR化することで、長時間が経過してからも現場を原寸大で確認できるシステムを構築するなど、事業の規模を拡大し、重要凶悪事件の検挙に向けた捜査環境の整備を進める。(+22,258千円)</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	暴力団排除総合対策事業		部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業 開始年度	H22
-----	-------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進

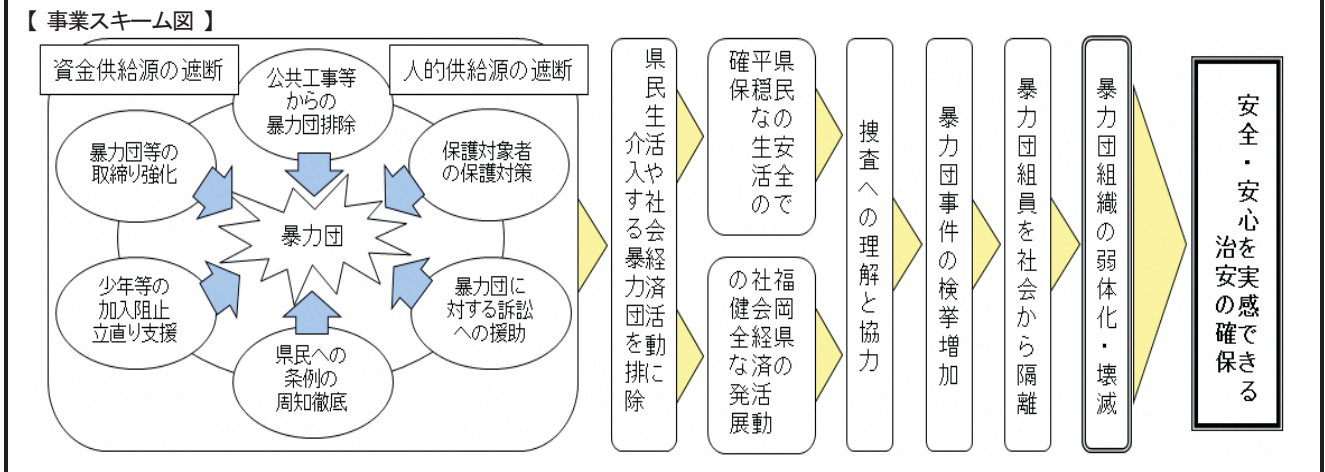
1 事業のねらい・目的

「福岡県暴力団排除条例」を駆使した暴力団組織の弱体化・壊滅

- 県（警察・知事部局等）からの援護体制（保護対策・訴訟支援）を強固にし、暴力団に対する県民の「暴力団排除意識」の高揚を図る。
- 資金供給源・人的供給源遮断対策の徹底～暴力団の活動基盤となる「金」について、その供給源の遮断（公共工事への参入阻止）や資金の剥奪（損害賠償請求）によって、暴力団組織を活動不能に陥らせ、弱体化・壊滅を図る。

2 事業概要

- (1) 公共工事等からの暴力団排除の実施
入札業務等を行う自治体・事業団体に対する迅速・的確な暴力団情報提供
- (2) 保護対象者に対する保護対策の徹底
利益供与を拒否した者等暴力団から危害を加えられるおそれのある者への保護対策の徹底
- (3) 暴力団の排除に資する民事訴訟の援助
暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償請求などの訴訟費用貸付



3 事業目標等

暴力団の弱体化・壊滅については、暴力団の資金供給源・人的供給源に対する総合的な取組みにより推進する必要があることから、個別の指標を示して評価することは困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 県内の暴力団勢力の推移（概数）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
3390人	2980人	2890人	2710人	2530人	2400人	2240人	2040人	1890人	1690人	1530人

○ 公共工事等からの暴力団排除(平成22年以降の延べ件数)

- ・ 暴力団と密接な交際を有している企業等の関係自治体への通報 160件(令和2年末現在)
- ・ 暴力団等に対する福岡県暴力団排除条例に基づく勧告 69件(令和2年末現在)

○ 保護対策の徹底(暴力団によると見られる事業者襲撃事件の発生件数)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
7件	17件	14件	3件	2件	0件	1件	0件	1件	0件	0件

○ 民事訴訟の援助(条例施行以後、これまでの民事訴訟延べ件数)

- ・ 暴力団を相手取る損害賠償請求訴訟等 6件

○ 暴力団事務所撤去件数

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
13件	12件	5件	14件	7件	6件	9件	9件	7件	6件	7件

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事等からの暴力団排除は、暴力団の資金を遮断し弱体化を図る上で有効な手段であり、情報管理システムを活用し、自治体・事業者団体に対する迅速・正確な暴力団情報を提供することは、先制的な暴力団排除措置に効果的である。 県民の安全確保は、暴力団対策を推進していく上での前提であるが、警察官による警戒と保護対策用資機材の併用によって、保護対策に万全を期し、保護対象者の安心感の醸成に寄与している。 暴力団排除条例に基づく訴訟費用の貸付制度は、工藤會総裁等に対する損害賠償請求訴訟において活用されており、被害者等の損害回復に向けた民事訴訟への支援に止まらず、暴力団の資金剥奪や社会の暴力団排除気運の高揚などに効果的である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団排除の徹底を図る自治体・事業者団体からの暴力団排除に係る照会に対し、迅速・正確に情報提供するためには、各警察署において活用可能な情報管理システムの活用が極めて効率的であるとともに、不可欠でもある。 保護対策資機材の活用により、限られた体制において、県民の安全を確保するための効果的かつ効率的な保護対策が可能となっている。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	21,197	21,799	23,588	時間	119,040	120,960	120,960
(うち一般財源)	21,197	21,799	23,588	人件費 (千円)	489,017	488,437	488,437

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>これまでの総合的な取組みにより、本県の暴力団対策は大きく前進しているものの、県内に主たる事務所を置く指定暴力団が5団体存在する(全国最多)など、未だ厳しい情勢が続いており、引き続き、事業効果が高まるよう各種資機材、制度を効果的に活用し、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組みを強力に推進する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>(公共工事等からの暴力団排除に向けた部局間の連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事等からの暴力団排除に関し、事業者の指名停止を担当する建築指導課及び県内他自治体との連携強化を図る。(効果的な保護対策の実施) 保護対策用資機材について、随時、その活用状況の検証・見直しを行い、効果的な運用を図る。(民事訴訟費用貸付制度の活用促進) 訴訟費用貸付制度の有効活用による暴力団排除活動の促進に向け、県民、事業者、関係機関との更なる連携強化を図る。

事業名	暴力団対策緊急事業	部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業 開始年度	H25
-----	-----------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全に安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進

1 事業のねらい・目的

暴力団対策法・暴力団排除条例の効果的活用による検挙・暴力団排除・保護対策の三位一体の取組みにより、暴力団の弱体化・壊滅を図る。

2 事業概要

(1) 暴力団員の徹底検挙対策の推進
 検挙対策資機材を効果的に活用し、暴力団対策法を始めとしたあらゆる法令を駆使して、暴力団員の徹底検挙を図る。

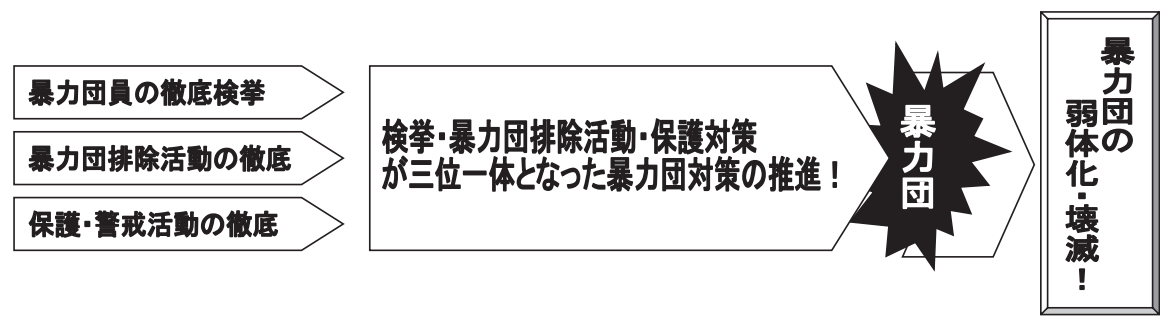
(2) 暴力団排除活動の徹底
 暴力団排除条例に基づき、県内の中学校・高等学校における暴力団排除教育を徹底し、青少年の暴力団からの犯罪被害防止及び暴力団への加入阻止を図る。

(3) 保護・警戒活動の徹底
 ア 暴力団排除特別強化地域のうち、防犯カメラの整備がなされていない4地区(中央区天神周辺、飯塚市吉原町周辺、久留米市日吉町周辺、大牟田市大正町周辺)にネットワーク防犯カメラを整備することなどにより、暴力団員等による犯罪を防圧し、県民の安全確保を図る。
 ※ 暴力団排除特別強化地域()が整備対象地区
 中央区天神周辺地区 八幡西区黒崎周辺地区 大牟田市大正町周辺地区
 博多区中洲地区 飯塚市吉原町周辺地区
 小倉北区堺町周辺地区 久留米市日吉町周辺地区

イ あらゆる警察活動で入手した情報の集約・分析が可能となる各種システムの整備により、多角的かつ高度な情報分析を行い、襲撃事件の抑止を図るとともに、事件の早期検挙を図る。

(4) 元暴力団員を雇用した企業に対する支援制度の整備
 元暴力団員を雇用する事業者(協賛企業)への財政的支援や暴力団離脱希望者に対する旅費、食料費等の支給を行い、元暴力団員が就労しやすい環境を構築し、暴力団員の離脱・就労を増加させることにより、暴力団の人的基盤に打撃を与え、暴力団の弱体化を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等																																																	
<p>暴力団の弱体化・壊滅については、検挙・暴力団排除・保護対策が三位一体となった総合的な取組みにより推進する必要がある、個別の指標を示して評価することは困難である。</p>																																																	
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																																																	
○ 暴力団構成員の検挙状況	○ 県内暴力団勢力の推移（概数）																																																
<table border="1"> <tr><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr> <tr><td>269人</td><td>255人</td><td>272人</td><td>246人</td><td>226人</td><td>193人</td><td>166人</td><td>153人</td></tr> </table>	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	269人	255人	272人	246人	226人	193人	166人	153人	<table border="1"> <tr><th></th><th>暴力団勢力</th><th>構成員</th></tr> <tr><td>平成25年末</td><td>2710人</td><td>1730人</td></tr> <tr><td>平成26年末</td><td>2530人</td><td>1560人</td></tr> <tr><td>平成27年末</td><td>2400人</td><td>1480人</td></tr> <tr><td>平成28年末</td><td>2240人</td><td>1380人</td></tr> <tr><td>平成29年末</td><td>2040人</td><td>1230人</td></tr> <tr><td>平成30年末</td><td>1890人</td><td>1100人</td></tr> <tr><td>令和元年末</td><td>1690人</td><td>970人</td></tr> <tr><td>令和2年末</td><td>1530人</td><td>860人</td></tr> </table>		暴力団勢力	構成員	平成25年末	2710人	1730人	平成26年末	2530人	1560人	平成27年末	2400人	1480人	平成28年末	2240人	1380人	平成29年末	2040人	1230人	平成30年末	1890人	1100人	令和元年末	1690人	970人	令和2年末	1530人	860人					
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																																										
269人	255人	272人	246人	226人	193人	166人	153人																																										
	暴力団勢力	構成員																																															
平成25年末	2710人	1730人																																															
平成26年末	2530人	1560人																																															
平成27年末	2400人	1480人																																															
平成28年末	2240人	1380人																																															
平成29年末	2040人	1230人																																															
平成30年末	1890人	1100人																																															
令和元年末	1690人	970人																																															
令和2年末	1530人	860人																																															
○ 暴力団排除教育の実施状況																																																	
<table border="1"> <tr><th>平成25年度</th><th>567</th><th>校中</th><th>552</th><th>校</th><th>(実施率 97%)</th></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>565</td><td>校中</td><td>543</td><td>校</td><td>(実施率 96%)</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>564</td><td>校中</td><td>538</td><td>校</td><td>(実施率 95%)</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>560</td><td>校中</td><td>537</td><td>校</td><td>(実施率 96%)</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>560</td><td>校中</td><td>532</td><td>校</td><td>(実施率 95%)</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>557</td><td>校中</td><td>529</td><td>校</td><td>(実施率 95%)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>557</td><td>校中</td><td>512</td><td>校</td><td>(実施率 92%)</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>—</td><td>校中</td><td>—</td><td>校</td><td>(実施率 —%)</td></tr> </table>	平成25年度	567	校中	552	校	(実施率 97%)	平成26年度	565	校中	543	校	(実施率 96%)	平成27年度	564	校中	538	校	(実施率 95%)	平成28年度	560	校中	537	校	(実施率 96%)	平成29年度	560	校中	532	校	(実施率 95%)	平成30年度	557	校中	529	校	(実施率 95%)	令和元年度	557	校中	512	校	(実施率 92%)	令和2年度	—	校中	—	校	(実施率 —%)	
平成25年度	567	校中	552	校	(実施率 97%)																																												
平成26年度	565	校中	543	校	(実施率 96%)																																												
平成27年度	564	校中	538	校	(実施率 95%)																																												
平成28年度	560	校中	537	校	(実施率 96%)																																												
平成29年度	560	校中	532	校	(実施率 95%)																																												
平成30年度	557	校中	529	校	(実施率 95%)																																												
令和元年度	557	校中	512	校	(実施率 92%)																																												
令和2年度	—	校中	—	校	(実施率 —%)																																												
○ 暴力団の離脱・就労支援状況																																																	
<table border="1"> <tr><th></th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr> <tr><td>離脱支援</td><td>42人</td><td>65人</td><td>127人</td><td>131人</td><td>121人</td><td>107人</td><td>104人</td><td>83人</td></tr> <tr><td>就労支援</td><td>6人</td><td>7人</td><td>10人</td><td>16人</td><td>17人</td><td>19人</td><td>17人</td><td>10人</td></tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	離脱支援	42人	65人	127人	131人	121人	107人	104人	83人	就労支援	6人	7人	10人	16人	17人	19人	17人	10人	<table border="1"> <tr><th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr> <tr><td>協賛企業数</td><td>54社</td><td>98社</td><td>236社</td><td>283社</td><td>314社</td><td>356社</td><td>377社</td></tr> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	協賛企業数	54社	98社	236社	283社	314社	356社	377社					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																																									
離脱支援	42人	65人	127人	131人	121人	107人	104人	83人																																									
就労支援	6人	7人	10人	16人	17人	19人	17人	10人																																									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																																										
協賛企業数	54社	98社	236社	283社	314社	356社	377社																																										

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団排除教育を実施した中学・高校の生徒及び教職員からの反応は、「非常に分かりやすい授業だった。来年も実施して欲しい。」など高評価を得ている。 暴力団の実態や悪質性等に関する教育を継続することは、青少年の暴力団犯罪被害防止や暴力団加入阻止など、暴力団組織への人的供給源の遮断を図る上でも有効である。 保護対策資機材の効果的な整備により、効果的な警戒活動が可能となり、保護警戒活動の強化に有効である。 元暴力団員を雇用する事業者（協賛企業）への財政的支援等は、元暴力団員が就労しやすい環境を構築するため、協賛企業の拡大を図る上で有効である。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団排除教育を実施する暴排先生が作成した「暴排マンガ」の県警察ホームページでの配信、児童養護施設等に対する「暴排教室」模擬授業の実施など、学校における暴力団排除教育だけでなく、機会あるごとに暴力団排除の重要性の発信が可能となっている。 保護対策資機材の整備及び弾力的な運用により、限られた警察官を捜査、保護警戒活動等へと重点的に投入することが可能となっている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	165,893	174,003	182,548	時間	119,040	120,960	120,960
（うち一般財源）	165,832	173,929	177,602	人件費（千円）	489,017	488,437	488,437

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (<input checked="" type="radio"/> 拡充) <input type="radio"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小)	
<input type="radio"/> 終了 (完了) <input type="radio"/> 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="radio"/> 廃止)	
【上記の理由】	
<p>これまでの取組みにより本県の暴力団対策は大きく前進しているものの、未だ厳しい情勢は続いており、引き続き、検挙・暴力団排除・保護対策を三位一体として総合的な暴力団対策を推進し、暴力団の弱体化・壊滅に結びつけ、県民の安全・安心を確保する必要がある。</p>	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 暴排教育の実施対象を児童養護施設にも拡大し、更なる暴力団への人的供給の遮断を図る。 事業効果をより高めるため、保護対策用資機材を拡充整備して保護対策の体制を強化するとともに、検挙資機材やスマートフォン解析装置等のシステム等との連動した効果的運用を図り、総合的な暴力団対策を推進する。（+9,742千円） 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	暴力団事務所撤去促進事業		部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全に安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ 都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用を促進し、暴力団の事務所撤去という暴力団の弱体化を目に見える成果として示すことにより、県民の暴力団排除意識の高揚を図る。

2 事業概要

○ 暴力団事務所使用差止請求に伴う県民等の経済的負担の軽減
 県民から委託を受けた都道府県適格センター（暴追センター）が行う事務所使用差止訴訟において、委託者である県民が負担することとなる訴訟費用を補助することで経済的負担を軽減し、事務所撤去活動を活性化させる。

【事業スキーム図】

3 事業目標等

活動指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟	目標	—	2件	2件	2件	2件	2件
	実績	1件	0件	1件	0件	1件	—

【指標の考え方】
 暴力団事務所使用差止請求訴訟の期間は事案ごとに長短があることから、年度単位で定める指標としては成果指標ではなく活動指標（訴訟件数）を示す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 県内における暴力団事務所の撤去については、暴追センター等と連携して五代目工藤会傘下組織事務所や道仁会傘下組織事務所等の撤去を進めているが、本件制度の適用要件である、いわゆる人格権に基づくものではないため未達成となっている。
 ※ 目標達成に向けて事務所付近の住民や弁護士等に対して制度の周知活動を実施している。

事務所撤去件数

H28	H29	H30	R1	R2
9件	9件	7件	6件	7件

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所撤去による地域社会の環境浄化と社会経済活動の活性化を図る上で有効である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟費用を補助することで、県民等の経済的負担を軽減するとともに、暴力団情勢に即応した戦略的な事務所撤去活動の推進が可能となっている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	0	5,000	5,000	時間	17,280	17,280	17,280
（うち一般財源）	0	5,000	5,000	人件費（千円）	70,987	69,777	69,777

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p> これまでは警察側の警告などにより暴力団側が事務所を撤去したものであったが、本県の暴力団の尖鋭化動向を鑑みれば、今後、警察側の警告に従わない事案が発生するおそれがあり、本事業による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用促進により、事務所撤去活動を更に推進する必要がある。 </p>
【見直し内容】	<p> （関係機関等との連携） 暴力団事務所撤去を促進していくため、地域住民、暴追センター、弁護士等との更なる連携を図る。 </p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	危険ドラッグ対策事業	部課(室)	警察本部 暴力団対策部薬物統器対策課 刑事部科学捜査研究所	事業開始年度	H27
-----	------------	-------	-------------------------------------	--------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	6	薬物乱用防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

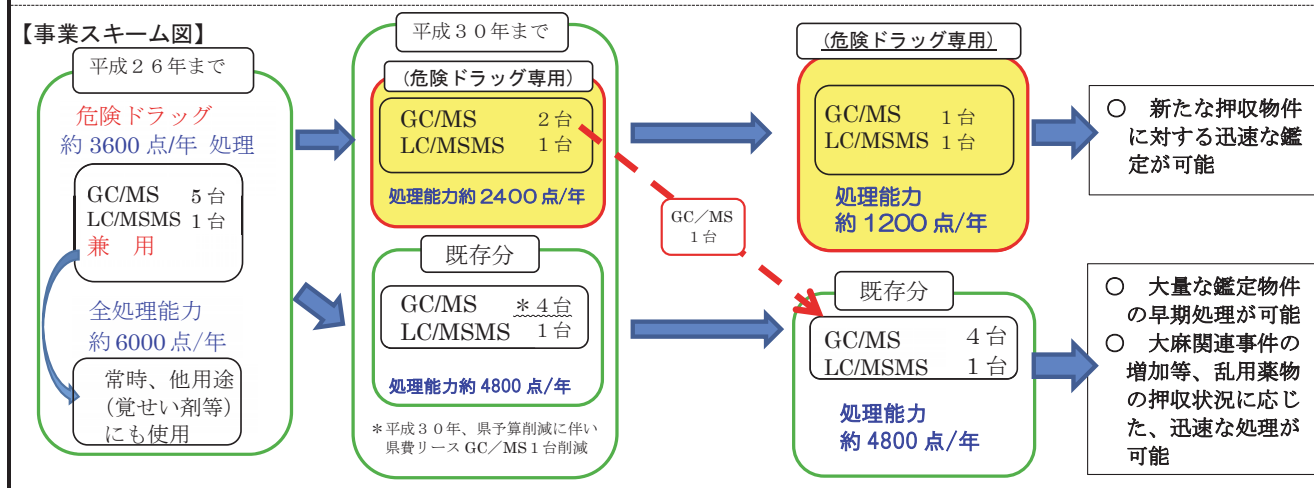
危険ドラッグ販売店・密売人等の供給側の徹底した摘発、危険ドラッグ乱用者への取締りの強化等により、危険ドラッグの蔓延防止を図る。

2 事業概要

危険ドラッグ関連の押収物の鑑定に使用する鑑定機器の増強

(1) スクリーニング用機器 (GC/MS) 1台
GC/MSは、分離能力が高く、簡便、スクリーニングに適している。

(2) 精密分析用機器 (LC/MSMS) 1台
LC/MSMSは、感度と識別能力が高く、詳細な構造情報が得られる。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29
危険ドラッグ鑑定処理点数	目標	5,300	6,800	6,800
	実績	5,275	4,253	1,206

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
危険ドラッグ鑑定処理率	目標				> 100%	100%	100%	100%
	実績				98.6%	102%	95.0%	

【指標の考え方】

○ 事業開始当初は、平成30年までに鑑定処理の滞留解消を図ることを目的として、鑑定処理点数を成果指標として設定

○ 平成29年で鑑定処理の滞留が解消されたことから、平成30年以降は、危険ドラッグの鑑定処理率 (鑑定処理点数/鑑定受理点数) を成果指標とし、処理率100% (滞留なし) を目標として設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 県内の危険ドラッグ販売店は全て一掃、電話注文販売やインターネット取引による密売の摘発を推進

○ 令和2年末の危険ドラッグ鑑定処理率は95.0%にとどまっている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ○ 危険ドラッグの供給側の摘発、危険ドラッグ乱用者の取締り強化により危険ドラッグの蔓延防止を図る上で、証拠物の早急な鑑定は必要不可欠であり、鑑定機器の増強による早期鑑定は事件検挙・蔓延防止に向けて重要な役割を担っている。 ○ 本事業により、鑑定処理能力が増強したことから、鑑定の滞留が解消でき、証拠物の早期鑑定を実施中である。
	【事業の効率性】 ○ 鑑定機器の増強により、より多くの証拠物の鑑定が可能になり、早期検挙、危険ドラッグの蔓延防止につながるとともに、覚醒剤・大麻をはじめとする他の毒劇物鑑定を効率的に実施することが可能となった。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	6,879	6,843	6,843	時間	3,782	3,813	3,736
（うち一般財源）	6,879	6,843	6,843	人件費（千円）	15,537	15,397	15,086

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止																
【上記の理由】 ○ 販売店舗の一扫及び密売形態への移行から、危険ドラッグ関連の検挙人員（平成27年96人）は減少しているものの、鑑定受理点数は、前年から増加（前年同期比+423点）しており、インターネットによる取引など危険ドラッグの流通が認められ、予断を許さない状況である。 ○ 厚生労働省が指定する指定薬物は令和元年末現在で2,378物質であり、令和元年中15物質が追加指定されていることから、今後も新たに追加される指定薬物の鑑定に対応する必要がある。 ○ 未指定の類似危険ドラッグ等を事件捜査の過程で早急に鑑定し、追加指定に向けた取組みの必要性がある。																	
【見直し内容】 （費用対効果の向上） ○ 危険ドラッグの指定は年々増加していく現状から、新たに指定された薬物のサンプリングを徹底し、早期鑑定が可能になる体制を整備する。 （部局間の調整・連携） ○ 知事部局薬務課と連携を密にし、徹底した取締り及び鑑定の強化を図る。 （その他） ○ 危険ドラッグ乱用者の取締り強化により、危険ドラッグから大麻の乱用に移行している傾向が見られ、平成27年以降大麻関連事件が増加している。 よって、平成30年より、危険ドラッグ専用として運用している鑑定機器のうち、既存分であるGC/MS1台を危険ドラッグ以外の鑑定用として運用し、県下における総合的な薬物乱用対策の推進を図っている。																	
【大麻関連事件の検挙人員の推移】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙人員</td> <td>155人</td> <td>186人</td> <td>202人</td> <td>278人</td> <td>328人</td> </tr> </tbody> </table>					年	H28	H29	H30	R1	R2	検挙人員	155人	186人	202人	278人	328人
年	H28	H29	H30	R1	R2												
検挙人員	155人	186人	202人	278人	328人												

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	交通事故総量抑制総合対策事業 (飲酒運転撲滅対策事業)		部課(室)	警察本部交通部 交通企画課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路の安全確保	施策	1	飲酒運転撲滅対策の推進

1 事業のねらい・目的

- 受講者の心に届く「飲酒運転撲滅にかかる交通安全教育」の展開
若年層を始めとする全ての世代を対象として、飲酒運転の危険性等を実感させるためのVR(バーチャルリアリティ)技術を活用した交通安全教育を行い、飲酒運転撲滅機運の更なる醸成を図る。
- 飲酒運転の危険性・悪質性等を再認識させる広報啓発
県警ホームページ内に飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツを新設し、見やすく、分かりやすい「漫画、動画」等を公開・広報することで、飲酒運転の危険性・悪質性・代償の再認識を図り、飲酒運転撲滅機運の更なる醸成を図る。

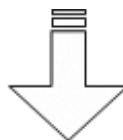
2 事業概要

- VR技術の活用による飲酒運転を疑似体験できる交通安全教育の実施
従来の講義形式を中心とした交通安全教育に加え、若年層を始めとする全ての世代を対象に
 - ・ VR技術の活用による迫真的な交通安全教育の展開(臨場感のある飲酒運転事故等を疑似体験)
 - ・ 本県独自の施策である「飲酒運転通報訓練」とVR技術を連動させた取組みを推進することにより、飲酒運転の危険性・悪質性の理解の深化を図る。
- 飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツの公開による飲酒運転の危険性等の再認識
飲酒運転の危険性・悪質性を見やすく・分かりやすく認識させるため、県警ホームページ内に
 - ・ 飲酒運転を疑似体験できるVR(バーチャル・リアリティ)動画
 - ・ 飲酒運転の結末や罰則を分かりやすく解説した啓発動画
 - ・ 飲酒運転の危険性や通報制度を分かりやすく解説した漫画
 - ・ 地元アイドルを起用したインパクトの強い動画
 等を新設し広報・閲覧させることで、飲酒運転の危険性・悪質性を再認識させるとともに、県民全体の飲酒運転撲滅機運の醸成を図る。

【事業スキーム図】

【 事業内容 】

- VR技術の活用による飲酒運転を疑似体験できる交通安全教育の実施
若年世代を始めとする全ての世代を対象に、VR技術を活用した迫真的な交通安全教育による飲酒運転の危険性・悪質性の理解の深化
- 飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツの公開による飲酒運転の危険性等の広報啓発
飲酒運転の危険性・悪質性を見やすく、分かりやすく認識させるために、県警ホームページ内にスペシャルコンテンツを新設して広く広報・閲覧することによる、飲酒運転の危険性・悪質性の再認識及び県民全体の飲酒運転撲滅機運の醸成



飲酒運転の撲滅

3 事業目標等						
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
飲酒運転による交通事故発生件数	目標	120件以下				110件以下
	実績	126件	144件	133件	111件	
<p>※ 令和3年の目標値については、福岡県総合計画及び第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画による。</p> <p>※ 平成29年の目標値については、第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画による。</p> <p>【指標の考え方】</p> <p>○ 福岡県総合計画（平成29年～令和3年） 実現可能性、第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画の目標値等を勘案し、平成28年（158件）の約30%減を目指して設定したもの。</p> <p>○ 第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画（平成30年～令和3年） 実現可能性等を勘案し、また、既に設定されていた福岡県総合計画の目標値と同一としたもの。</p> <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p>令和2年の飲酒運転による交通事故の発生件数は、111件（前年比-22件）と減少傾向であり、飲酒運転事故件数を令和3年までに110件以下とする、福岡県総合計画及び第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画で定める目標の達成に向けて引き続きの対策が必要である。</p> <p>対策として、引き続き飲酒運転による交通事故の発生状況等の分析に基づく取締り計画の策定及び確度の高い飲酒運転通報の獲得による徹底検挙、飲酒運転の危険性・悪質性・代償を理解させる交通安全教育等を推進していく。</p>						

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>○ VR技術の活用による交通安全教育には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転を逼真的に擬似体験でき、飲酒運転の危険性、悪質性を理解させることができる。 ・ 持ち運びが可能で時間的、場所的な制約を受けず、かつ、安全・簡単に行うことができ、若年世代の関心を惹きやすい等の利点があり、導入したことで、飲酒運転の危険性等を実感させる交通安全教育の推進に繋がった。 <p>また、VR技術による飲酒運転撲滅に係る交通安全教育は、全国でも初の試みであったため、マスコミ等を通じて広く報道され、飲酒運転撲滅機運の醸成に繋がった。</p> <p>○ 飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツによる「飲酒運転の撲滅」に関する広報は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転の危険性等を見やすく、分かりやすい内容で公開 ・ 講習等の対象者以外でも、VR技術動画や飲酒運転撲滅動画をスマートフォン等で閲覧することが可能等の利点があり、今後、同施策を幅広く広報啓発することで、飲酒運転撲滅機運の醸成が期待される。
	<p>【事業の効率性】</p> <p>○ VR技術の活用による交通安全教育は、当初、高校生等を対象としていたが、若年層以外を対象とした講習においても好評で、また、持ち運びが可能であることから、様々な機会（スクリーン等使用による多人数の講習、特設ブースの設置による個人向け教養）で効率的に活用している。</p> <p>○ 従来の講習やキャンペーンと比較し、飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツを広く周知させることにより、個人が所有するスマートフォン等で容易に飲酒運転の危険性等を再認識することができ、また、アルコール処理時間等を算出する等様々なコンテンツ等を閲覧することができる。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,430	19,314	18,146	時間	800	775	800
（うち一般財源）	13,501	16,330	15,162	人件費（千円）	3,287	3,130	3,231

6 見直しの内容			
継続	拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善 縮小
終了（完了）		再構築（他の事業に組み替え）	廃止
<p>【上記の理由】</p> <p>飲酒運転撲滅は、県民の願いであるが、前記のとおり未だ厳しい状況にあることから、県警察としても引き続き、飲酒運転撲滅の実現に向けた効果的な取組みを推進する必要がある。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>○ VR技術を活用した参加体験型の交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のVR技術コンテンツを活用した飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる参加体験型の交通安全教育の推進 ・ 飲酒運転に係る通報の義務化など、福岡県飲酒運転撲滅条例の改正点を踏まえたコンテンツの拡充と事業者等に対する効果的な運用（+5,277千円） <p>○ 飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツの効果的な活用による、更なる飲酒運転撲滅機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツの公開による情報発信の整備完了（▲4,376千円） 			

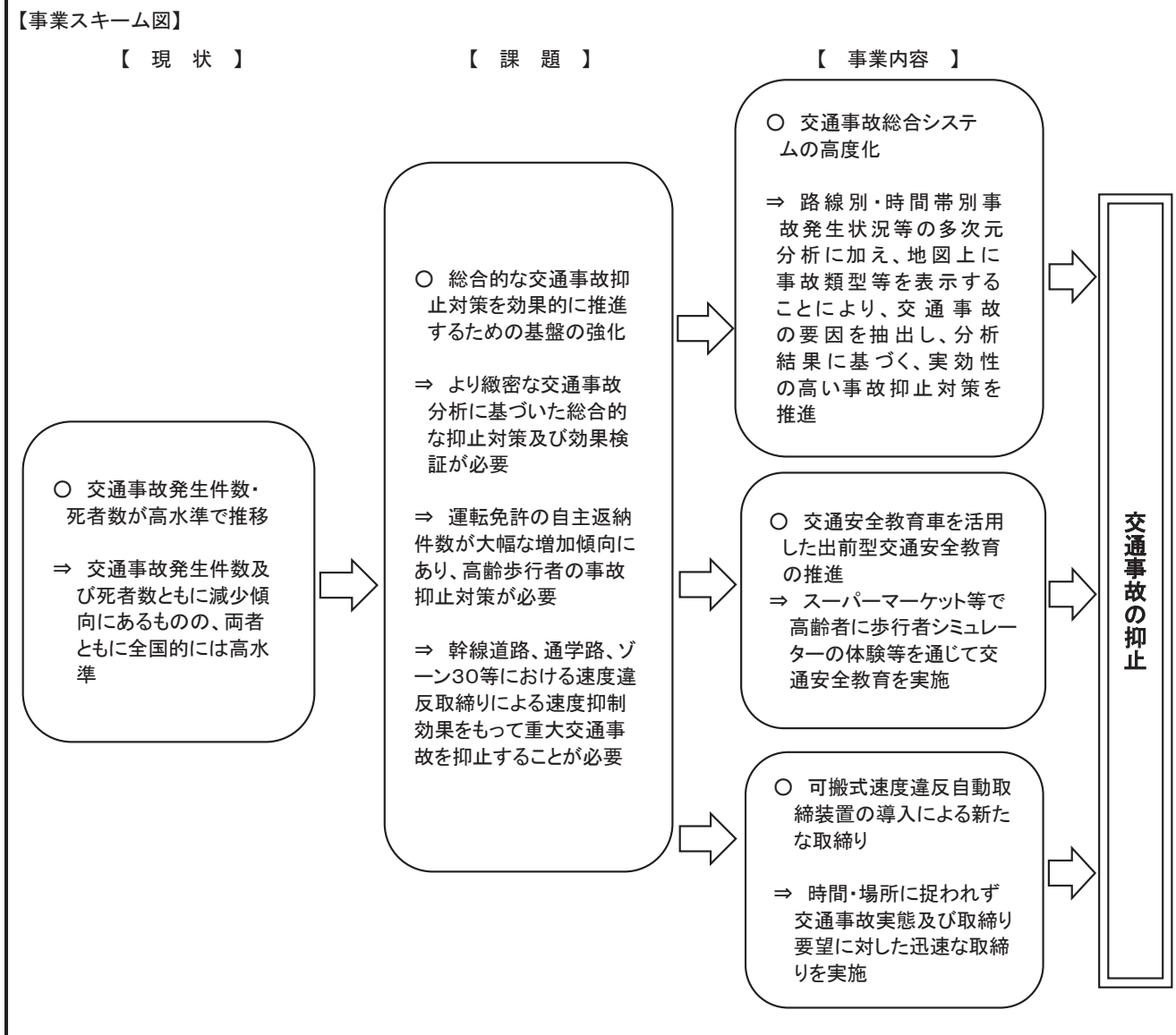
事業名	交通事故抑止総合対策推進事業		部課(室)	警察本部交通部 交通企画課 交通指導課	事業 開始年度	H26
-----	----------------	--	-------	---------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的
 交通事故のない「安全・安心ふくおか」の実現 ～ 福岡県総合計画に掲げた数値目標の達成と全国ワースト上位からの脱却 ～
 (1) 総合的な交通事故抑止対策を推進するための事故管理・分析システムの高度化
 (2) 飲酒運転・高齢者・自転車に対する重点的な対策の推進
 (3) 場所に捉われない機動的な速度違反取締りの推進

2 事業概要

- 総合的な交通事故抑止対策を効果的に推進するための基盤の強化～交通事故総合システムの高度化
 従来のシステムに多次元分析機能及びGIS(地図情報システム)機能を付加し、路線別・時間帯別事故発生状況等の分析に加え、地図上に事故類型等を表示することにより、より高度な交通事故分析を行い、実効性の高い交通事故抑止対策を推進する。【平成26年12月運用開始、令和元年12月更新】
- 高齢歩行者に対する交通安全教育車を活用した出前型交通安全教育の推進
 高齢者が日頃から利用するスーパーマーケット等に交通安全教育車を持ち込み、高齢者に歩行者シミュレーターの体験等を通じた実効性の高い交通安全教育を実施する。【令和2年3月運用開始】
- 可搬式速度違反自動取締装置による新たな取締り(場所に捉われない機動的な取締り)の実施
 取締装置は軽量で持ち運びが簡易なため、幹線道路のほか、生活道路、通学路等においてリアルタイムな取締りが可能で、違反現場では、違反車両の速度測定及び写真撮影の探証活動を行い、後日呼び出して違反者を検挙する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H30	R1	~	R2	R3
交通事故発生件数（総合計画）	目標	40,000件以下				36,000件以下	36,000件以下
	実績	37,308件	31,279件	26,936件		21,495件	
交通事故死者数（総合計画）	目標	120人以下				100人以下	100人以下
	実績	143人	136人	98人		91人	

※第10次福岡県交通安全計画～H28年～R2年
福岡県総合計画～H29年～R3年

【指標の考え方】

- ・ 令和3年の交通事故発生件数については、平成28年の5%減を目指す。
- ・ 令和3年の交通事故死者数については、平成28年の30%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年中の交通事故発生件数にあっては、21,495件（前年比-5,441件）、死者数にあっては91人（前年比-7人）といずれも減少し、令和2年の数値目標は達成した。
死者数の減少要因としては、自動車乗車中の死者が19人（前年比-23人）と減少し、そのうち高齢者が7人（前年比-17人）と減少するなど導入効果が認められる。
しかしながら、交通事故件数及び死者数の更なる減少を図るためには、緻密な分析結果に基づく総合的な交通事故抑止対策が必要である。

有効性・効率性

【事業の有効性】

- 交通事故総合システムの高度化により、交通事故の発生場所・時間、事故類型、路線、事故当事者の年齢など複数の統計項目を自由に組み合わせた多次元分析に加え、地図上に交通事故の発生状況等を表示させ可視化することにより、事故多発地域、多発路線等を一目で把握することができ、分析結果に基づいた実効性の高い交通事故抑止対策を行うことが可能である。
また、交通事故管理・分析システムの機能を拡充したことにより、県警察内に蓄積される交通情報等を多角的に収集・分析した上で、分析結果に基づく飲酒運転をはじめとした取締り活動等の強化に繋げる取組みが可能である。
- 交通安全教育車の配備により、従来の集合型交通安全教育の参加に消極的であった高齢者に対しても参加・体験・実践型の効果的な交通安全教育を実施することで、高齢歩行者事故の抑止が可能となる。
- 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、指定30km/h規制道路（ゾーン30を含む）において、取締り前と取締り中の平均速度を測定した結果、取締り前の速度より6.2km/h抑制しているほか、SNS（twitter）を利用して可搬式速度違反自動取締装置による取締り情報を発信することで県民の安全運転意識の高揚が期待される。

【事業の効率性】

- 交通事故総合システムの導入により、上記のような詳細な分析が簡易な作業により可能となったことから、交通事故抑止に向けた有益な基礎資料の集積に加え、事務の合理化・省力化が図られ、限られた人員の中、現場での活動力の強化が図られる。
- 交通安全教育車の配備により、資機材の搬送人員・車両の確保が不要となるほか、スーパー等への出前型教育によるため、講習場所の確保や教育参加者を募る負担もなくなり、交通安全教育業務が効率化される。
- 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、少ない警察力で取締りが可能なため、その余った警察力をその他の交通安全対策へ投入可能となる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	57,680	44,457	61,640	時間	5,780	11,007	11,739
（うち一般財源）	57,259	40,255	56,013	人件費（千円）	23,745	44,447	47,403

6 見直しの内容

（継続） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） （一部改善） 縮小
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

交通事故発生件数は大幅に減少し、死者数も過去最少を記録するなど導入効果が認められるものの、福岡県総合計画に掲げられた「令和3年までに交通事故死者数を100人以下」という目標を達成し、維持するには、交通死亡事故等の緻密な分析に基づいた総合的かつ長期的な交通事故抑止対策を継続して講じる必要がある。

【見直し内容】

- ・ 交通事故多発地域及び地点を抽出のうえ、それぞれの事故原因に応じた個別の抑止対策を実施するなどし、交通事故総量の更なる抑止及び死者数の減少を図る。
- ・ 交通事故発生状況及び交通違反取締り状況を地図上で重ね合わせて比較するなどし、交通違反取締りの効果を検証するとともに、より効果的な交通取締り計画の策定を図る。
- ・ システムの改修等により拡充・強化した各種分析機能を効果的に活用するとともに、交通事故分析の更なる高度化を図る。（+14,341千円）
- ・ マスコミ等に対し、事故分析に基づいた情報発信を行うことにより交通事故抑止を図っているところであるが、効果的な情報発信を更に推進し、交通事故防止に対する県民の関心を一層高める。
- ・ 現在実施中の反射材貼付活動と交通安全教育車による出前型の参加・体験・実践型交通安全教育と連動し、高齢歩行者の交通事故抑止を推進する。
- ・ 交通事故総合システムを活用して交通事故実態を分析の上、可搬式速度違反自動取締装置の特性を生かした効果的な速度違反取締りを推進する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	災害対応能力強化事業		部課(室)	警察本部警備部 警備課	事業 開始年度	H30
-----	------------	--	-------	----------------	------------	-----

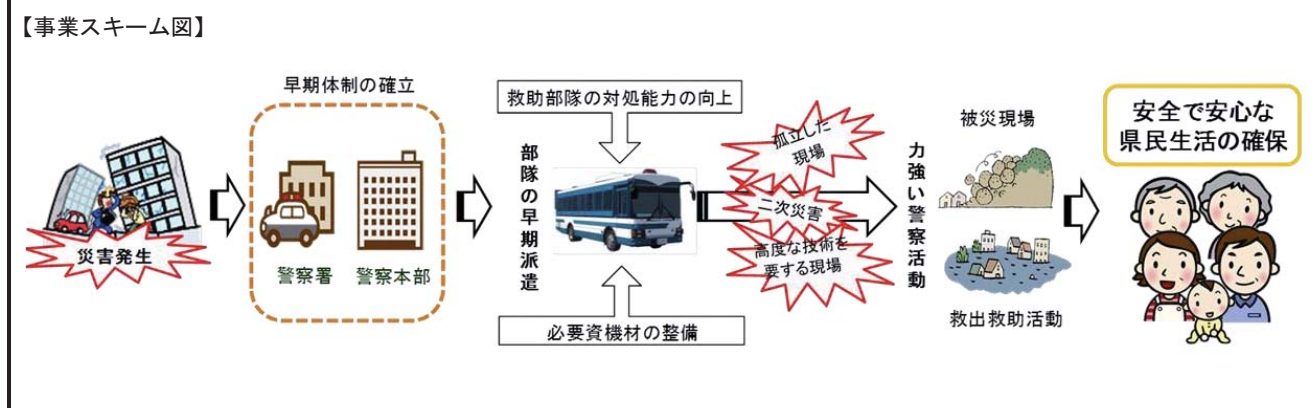
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

- 大規模災害発生時に、現場の被害情報等をリアルタイムに収集するなど迅速的確な情報収集を実現させる。
- 専門的な知識と高い救助技術が習得できる講習を受講し、救助部隊の対処能力を向上させる。
- 「福岡県警察職員情報伝達システム」を導入し、組織管理（参集可能職員の把握、職員及びその家族等の安否確認）業務の合理化・効率化を図ることで、情報収集や人命救助等の初動対応に警察力を集中させ、一人でも多くの県民の命を救う。

2 事業概要

- 迅速的確な情報収集
 - ・ 小型で軽量のウェアラブルカメラを救助部隊に配備
 - ・ 現場の映像をリアルタイムで災害警備本部に配信し、災害の規模に応じた的確な部隊投入を実現
- 救助部隊の対処能力を向上させるため、より専門的な技術、知識を習得できる講習を受講（レスキュースリー講習、JPTECミニコース講習を受講）
- 早期体制の確立
 - ・ 「福岡県警察職員情報伝達システム」を整備
 - ・ 同システムに警察職員の個人携帯電話等のメールアドレスを登録し、県内において一定規模の地震や大津波警報等が発表された場合に、情報通信会社から職員に対して参集の可否、安否確認等を求めるメールを自動送信
 - ・ メールを受信した職員は、直ちに参集の可否等を送信し、同システムに自動集約された結果を災害警備本部等で確認



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
防災訓練等における映像伝送訓練実施回数	目標	2	2	2	2
	実績	1	4	2	
「福岡県警察職員情報伝達システム」を使用した情報伝達訓練回数	目標	-	-	87	87
	実績	-	-	420	

【指標の考え方】

- ・ 目標値については、九州管区広域緊急援助隊合同訓練や県総合防災訓練等において、ウェアラブルカメラを使用した映像伝送訓練を実施することとした。また、「福岡県警察職員情報伝達システム」を活用した情報伝達訓練等を全ての所属（本部52所属、警察署35署、計87）が実施することとした。
- ・ 講習については、受講計画に基づき受講するため、成果指標として設定するのは困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

【ウェアラブルカメラ】

- ・ 令和元年は、指標に挙げる訓練での映像伝送訓練に加え、市町村主催の防災訓練において映像伝送訓練を実施した。
- ・ 令和2年は、防災訓練等が中止になったものの、九州管区広域緊急援助隊合同訓練や他機関と連携した救助訓練において映像伝送訓練を実施した。

【福岡県警察職員情報伝達システム】

- ・ 全ての所属において、同システムを活用した情報伝達訓練を実施した。

有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>〔ウェアラブルカメラ〕 救助隊員が頭部等に小型で軽量のウェアラブルカメラを装着したまま救助活動等を行うことができるため、1人の隊員が救助活動と情報収集を同時に行うことができる。 現場の映像をリアルタイムで災害警備本部に配信することで、現場の状況や規模を的確に把握することができ、被災状況等にに応じた部隊投入の判断や職員の受傷事故防止の指示等に役立てることが可能となる。</p> <p>〔救助部隊講習経費〕 専門的で高度な技術や知識の習得が可能となるため、激甚化する各種災害に安全かつ的確に対応が可能となる。</p> <p>〔福岡県警察職員情報伝達システム〕 事前に通知対象とした災害等の発生を、ほぼリアルタイムに職員に通知することが可能であるとともに、職員に対し、簡単なアンケート形式の設問に回答・送信させることで、参集状況や安否情報等の迅速な集約が可能となり、職員の招集や安否確認を行う担当者の業務の合理化・効率化により、情報収集や人命救助等に警察力を集中させることが可能となる。</p> <p>「令和2年7月豪雨」における県内及び熊本県での救出救助活動において、ウェアラブルカメラを活用し、現場の状況等の情報収集を行うとともに、収集した映像を活用し、積極的な広報を実施した。 また、令和2年台風第10号においては、「福岡県警察職員情報伝達システム」を活用し、気象情報等の伝達や職員・家族の安否確認、被害情報の収集等に活用した。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>ウェアラブルカメラについては、災害警備活動のほか、治安警備活動や雑踏警備活動等における情報収集に活用するなど、多角的かつ効率的な運用を行っている。</p> <p>「福岡県警察職員情報伝達システム」については、職員に対して必要な情報の一斉送信を行うとともに、職員から被害現場の画像情報を送信させ、一元的に集約できるなど、被害情報の効率的な集約も実施した。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	22,261	9,467	64,474	7,732	時間	372	2,342	2,342
（うち一般財源）	22,261	9,467	64,474	7,732	人件費（千円）	1,529	9,457	9,457

※ 当事業のR3予算は、一部前倒しでR2 2月補正予算で計上

6 見直しの内容	<p>継続（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（終了）（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（終了）</p>
【上記の理由】	<p>救助活動と情報収集活動を同時に行えるなど、業務の効率化、省力化が図れるとともに、収集した情報を元的確な部隊運用や職員の受傷事故防止が図れるため、今後も積極的な運用を行っていく必要がある。 職員の参集の可否や安否確認が合理化・効率化して行えるほか、気象情報等の職員への伝達や各職員が参集時等に把握した被害情報等の集約等が可能であるため、積極的に活用を図っていく必要がある。 豪雨に伴う浸水被害や土砂災害、地震に伴う災害等が発生した場合、道路の冠水や損壊、土砂の流失、瓦礫等に伴う悪路により孤立地域が発生する。 このような孤立地域に緊急に現場臨場するため、各資機材の整備が必要である。</p>
【見直し内容】	<p>〔ウェアラブルカメラ〕 災害の発生はあらかじめ予測ができず、発生規模や頻度等も異なることから、費用対効果を向上させるため、防災訓練を始め、各種訓練において積極的に活用し、使用する隊員の操作要領や撮影要領の習熟を図る。 被害状況の収集だけでなく、救助活動の状況等も積極的に撮影し、県民に対してその映像を活用した広報を効果的に行うなど、県民の安心感の醸成を図る。</p> <p>〔福岡県警察職員情報伝達システム〕 自然災害発生時の活用のほか、他の警察活動における活用方法等の検討を行い、費用対効果の向上を図る。</p> <p>〔豪雨災害対応能力の強化〕 豪雨災害時における活動資機材の整備により、冠水地域や悪路への対応、孤立地域の情報収集、要救助者の救出救助活動能力の強化を図る。（+64,474千円）</p>

